

IT40

1508

聖體禮儀解

キエラガリチヤ府主教アルセニイ講述  
日本以撒木村英吉譯

明治二十七年二月 正教會出版



特 18

637

# 聖體禮儀解

キエフガリチヤ府主教アルセニイ講述  
日本以撒木村英吉譯



明治二十七年二月 正教會出版



緒言

該書原本の一千八百七十九年露國キエフ府の刊行に係り、同府々主教アルセイコイ師が一千八百三十六年より三十七年於て、其管轄地なるタムボウに最も猖獗を逞うしたる「モロカン」教徒（自ら神聖的基督教徒と稱して教會の凡ての外儀を排斥せる一の教徒なり）を規責し、且つ己の被牧者の信仰を鞏固し及其敬虔を養成せんが爲に聖堂の講座よてなしたる聖体禮儀の講述筆記なり、是を以て彼の他の解釋者の如く祝文の一言一句を註釋し、又一儀式一器物の意義由來を探究するよ重きを置かず、先づ「モロカン」教徒等が真理の唯一の泉源として頼める聖書よ基づきて彼等が排斥せる奉神禮、特に聖體禮儀の神出なるを詳悉し、次よ聖體禮儀よ於て用ふる或祝文又ハ儀式の要所を説明解釋して専ら其精神を闡明するとを力めたり、故よ此意を了して此書を繕く者ハ自己の信仰敬虔上、蓋し獲る所鮮少たらざるべし、

明治廿七年二月

譯者識



# 聖体禮儀解目次

## 緒言

第一講話	奉神禮の起原其一	一
第二講話	奉神禮の起原其二	八
第三講話	奉神禮の起原其三	一七
第四講話	奉神禮の起原其四	二六
第五講話	舊新約教會の奉神禮の心髓並に起原	三六
第六講話	第一イハリス、ハリスの夜即ち特ニ其受難及死の除酵節の首日なる「パスハ」祭の理由第二此機密を設立するに餅と酒とに餅の除酵餅にあらせして發酵餅を用ひ酒の唯酒のみならずして水を混和したるものを用ひし理由	五二
第七講話	第三、ハリスが至潔なる手に餅を取りて神を祝謝せしと第四餅を己の体となし然る後之を擘きて其門徒	六一



よ食ふべきを命せしと、第五、主が酒を變化して血となし、又之を門徒に領くるを命せし理由、第六、變化せし血を新約の血と名づけし理由、及主が之に「罪の赦を得るが爲なり」とふ言を附加せし理由、第七、主が其再臨に至るまで此機密を行ふべきとを命せし理由、第八、聖別せられざる人即ち俗人の此機密を行ふとを得べきや、第九、此機密を領けざるも共に赦罪せらるべきか

第八講話 (第一預備奉神禮の種類) . . . . . 七八

第九講話 (第二聖体禮儀執行の場所) . . . . . 八六

第十講話 聖堂内部の區畫及其各自の意義 . . . . . 九三

第十一講話 寶座及其舊約の贖罪所と卓絶する理由並に舊約の神品職 . . . . . 一〇三

第十二講話 自稱神靈的ハリストステアコンの聖堂及神品職と對する妄想を辨せ . . . . . 一〇二

第十三講話 寶座及之に使用する不朽体 . . . . . 一二〇

第十四講話 祭臺及高座の意義 . . . . . 一二八

第十五講話 高座又寶座及高座聖像 . . . . . 一三四

第十六講話 聖障及聖像の解並に聖像排斥者の妄を辨す . . . . . 一三六

第十七講話 聖障の中に裝置せる聖像の意義 . . . . . 一四一

第十八講話 ハリストスの聖像の各様なること及其聖像中に在るハリストスの祝福の解 . . . . . 一四六

第十九講話 救世主の聖像の上と在る「ΩΧ」の題字の解 . . . . . 一五一

第二十講話 神母の聖像が聖障と於て占むる所の位置及其解 . . . . . 一五四

第二十一講話 王門及聖入の意義 . . . . . 一五九

第二十二講話 王門と裝置せる聖像の解 . . . . . 一六五

第二十三講話 聖所及啓蒙所(聖餐室)並に愛の晚餐 . . . . . 一六九

第二十四講話 聖務者即ち神階イニツラヒヤの三階級なる主教司祭補祭のイニツラヒヤに就きて . . . . . 一七六

第二十五講話 副補祭女補祭讀經者唱歌者及堂役者の解 . . . . . 一八七



第廿六講話 奉神禮の際使用する燈明の意義……………一九五

第廿七講話 象名祝福の意義及由來……………二〇三

第廿八講話 聖体禮儀概論……………二一〇

第廿九講話 聖体禮儀を執行する司祭の訓誨……………二一七

第三十講話 聖体禮儀畧解並に聖体禮儀に參與する信者の心得……………二三二

第三十一講話 ハリストスの血の馨香なり……………二四一

第三十二講話 無血祭の死者の救贖に於ける効力……………二五一

第三十三講話 全上……………二五七

第三十四講話 祝福の効力及聯禱の義解……………二六五

第三十五講話 小聯禱を献せる理由唱和詞及福の效の意義……………二七九

第三十六講話 小聖入及重聯禱の解……………二八六

第三十七講話 大聖入及願の聯禱の解……………三〇〇

第三十八講話 『衆人よ平安』及『爾の神よ』の解……………三〇七

第三十九講話 『門々敬て聴くべし』てふ言の解聖体禮儀に於て信經を歌ひ又ハ之を誦讀する理由並に聖祭品を献するに信者を準備する事……………三一六

第四十講話 諸奉事の本質を含蓄せる聖体禮儀の首要なる部分……………三二四

第四十一講話 無血祭ハ全世界の献祭なり……………三五二

第四十二講話 生死者の爲に捧ぐる祈禱及献祭の有益なる事……………三六〇

第四十三講話 死者の爲に祈禱すべき事……………三九九

第四十四講話 聖体機密の規程及主經の解……………四〇九

第四十五講話 主經の徳義的應用……………四三一

第四十六講話 主經の唯眞正の「ハリストニアニンのみ捧ぐべき祈禱なり」……………四三八



第四十七講話

ハリストスの聖体血に對する信者の心得及領聖後の感謝並に聖體禮儀の收結

四四七

聖體禮儀解

キエフ、ガリチヤ府主教アルセニイ講述

日本 以 撒木村英吉譯

第一講話

奉神禮の起原其一

ハリストス教の奉神禮ハ、ハリストスの名を以てハリストスより出て、ハリストスと僧に世界に現出したるものなり、然れども其心髓効力を言へば、既に世界の太初より存在したるものにして、實にハリストス降生前凡五千有餘年在りとす、ハリストスに關する教ハ、福音の啓示に因りて確信するを得べしと雖も、信仰の慧眼を具ふる者の、既にモイセイ律法の文面上よりて之を信するを得たり、又敬虔なるエリフ編なるノイ、信仰の父アウラム、聰明なるイヤコフの如き先哲ハ、律法以前に於てすら夙に世々の闇黒を通過して將に來らんとする救世者を視、遙に之に接吻し、以て彼に救贖の希望を置くことを得たりき、夫のエノフのことも就きてハ使徒イウダ之を詳悉せり、アダム七世の孫エノフ此輩の事を預言して云く、祝よ



や、主とその萬の聖者と將に臨みて鞭を衆に行ひ、且つ其中敬虔ならざる人、妄に敬虔ならざることを行ひ及敬虔ならざる罪人、又言ふて以て主を攻め神を敬ひざる罪人の主に逆ひて語れる諸の惡しき所の狂談を責めんとす』(イサヤの書)と、ノイのおどま就きては、其父ラメフの預言によれば、彼に自から、吾等の操作と勞働とを慰むる者』(創世記五)の預象たり、アウラアムのおどま就きては、已にイエススハリストスの證せるが如く、『彼の主の吾人を救はんが爲め地上に来るべき日を見んことを喜び、而して實に之を見て樂めり』(イオハナ)、『イオウの其艱難重憂の中に在りと雖も唯贖罪主に於ける希望を以て自から慰め、又自から強健なることを得たり、彼が自から己に對して云へる言に曰く、『我れ知る、我が救者の乃ち活き且つ日後彼れ必ず地上に立ちて耐忍する所の我が皮を復活せしめん』(イオハナ)と、イヤコフが明かよ已の救者を視、且つ之を識りしのみならず、救世主の地上に来る時日を指定し、且つ異教徒の反正を預言せるとの正確なる實を驚くも堪へたり、其言に曰く、『安を賜ふ者未だ至らざる前、珪必ずイウダを離れ、立法者其裔を離れず、至らば則ち兆民必き之に歸せん』(創世記四)と、之を解釋すれば、即ち侯王の位イウダの裔は斷絶

し、他國の種族も移る時に當りメシヤ救世主來りてイウダ國の一部の民之も依頼し、及異教人が歸正せんと意にして、此事實の結果してイリス、ハリストス降生の時に應せり、當時イウダの羅馬國の管領する所となりて、既にイウダ族の王を有せず、王位の傲慢明名なるイロドの掌握に係り、重大なる權理も亦既に羅馬より派遣せられたる方伯の掌握に歸したりき、例令へばポンタイピラトがハリストスを十字架に釘せしことの如き是なり、又一の認むべきことあり、乃ち照管者が將來吾人の罪を贖はんとの約束を吾人も啓示したるおどま是なり、此のことに關する初約の既エデムに於て與へられたれども、唯救贖の希望を顯はせる言を啓示せるのみとして、メシヤの降臨すべき時日及場所等に至りては未だ之を示さざりしなり、初人アダム及エワの犯罪するや、神の之に『婦の裔(救世者)ありて將に蛇の首を撃つべきことを』(創世記三)約せられたり、されども、此裔の何處に生るべきや、此種子の大木と成りて天空の鳥之に住し、地界の猛獸其蔭に隠るゝの何れの時何れの處にあるべきか、此等のことに至りては、神之を緘黙して初人に告げざりしも、却て蛇の彼が腫を噬まんとするおどまを附言せ



られたり、されば此傷められたる種<sup>の</sup>害毒の全体に蔓延し、而して其最初の胚胎<sup>も</sup>於て、此希望ある裔を亡滅することを恐るべかりし<sup>も</sup>あらせや、殊にエワの巳の累子を以て許約の救者なるべしと思ひ、喜びて其誕生を切望せしが、やがてカインの誕生<sup>も</sup>際して、其歡喜の極、神吾を佑けて男子を得しめたり（創世記四ノ一）と絶叫したり、然れども、エワのカインの性質の悪なるを視るや、直ちに恐るべき誤謬なりしことを悟り、而して其第二子をアウェリ（譯すれば虚望及啼泣）と名つけたる時、吾人の可憐なる祖先の何を思ふべかりしや、當時斯の如きことなきも尙ほ彼等の傷められたる心に新なる恐怖心と危懼心との生せしこと、幾何ぞや、彼等が自己に拯救を俟ちし所の者、其兄弟アウェリを殺して彼等の慰藉を奪へり、此恐るべき報告の初め、彼等の耳<sup>も</sup>達するや、憂悶苦感の彼等の智慧と感情とを震慄せしめられども、彼等の曾て不信落膽<sup>も</sup>陥りしことなく、多年の生活<sup>も</sup>辛酸を嘗めてイズライリの慰藉、神の諸子の自由を希望し、坦然として地下に瞑するに至れり、爾後時日の経過せると偕<sup>も</sup>アダムの子々孫々益々繁殖して諸種族<sup>も</sup>分派するに隨ひ、初め約せられたる婦の裔の如何なる種族に生るべきかの疑問に對する決定を得んこと一層

の困難となれり、殊<sup>も</sup>カインの子孫の中<sup>も</sup>て、地上の幸福、塵世の快樂<sup>も</sup>心を奪はれたる者、許約の裔<sup>も</sup>就きて思ふ所の念慮乏しく、或<sup>は</sup>全く之を念頭<sup>も</sup>掛けざるものあり、又或者の久しく此約束の行<sup>は</sup>れざるを見て、不敬虔にも此約束を嘲笑し、或<sup>は</sup>此約束<sup>も</sup>對して疑念を懷き、邪推を逞うして巳の信仰を破る者<sup>も</sup>ありき、是<sup>も</sup>於て神照管者の一層確乎たる啓示を以て其選民を獎勵安慰せしめざるを得ざるに至れり、されば信仰の父アウラアム<sup>も</sup>、其裔を以て「地上の萬民を祝福すること」（創世記二十ノ十八）を啓示せられたり、使徒パウルのアウラアムの諸子中、イサアクを其の裔と名づけたることを説明して曰く、「夫れ許約の<sup>も</sup>アウラアムと其裔<sup>も</sup>に立て給ひし者にして、衆多の人を指して裔と言へる<sup>も</sup>非ず、唯一人を指して爾の裔と言へるなり、これ即ちハリストスなり」（ガラテヤ書三ノ十六）と、而して彼の許約の殆ど同一なる言を以て、イサアクにイヤコフのこと<sup>も</sup>就き、イヤコフのイウダのこと<sup>も</sup>に就きて復言せられたり、唯イウダ<sup>も</sup>の許約の裔王族より出づとの新点を附加し、尋て許約のメシヤの諸王中、<sup>も</sup>ダウイド及ソロモンの裔より出づべきことを確定せられたり、是<sup>も</sup>於てか許約の救者がアウラアムの裔なる王族より生る<sup>も</sup>といふこと、初めて明



なることゝいふなれり、然れども此至高の榮譽を當るべき幸福なる人間の誰ぞ、又此大なる事實の何れの日何れの時、又如何なる状態を以て行はるべきか、此れ未だ秘密の幕下を隠るゝものたりしが、遂に聖神を感せられ歡喜に充てられたる所の手を以て此幕を取り除くべき者こそ顯はれたれ、而して其顯はれたるもの、他なし、王族の預言者イサイヤ及ダニエル是なり、イサイヤの遠き未來に於て吾人は示すと一童貞女を以てせり、乃ち彼の潔淨無玷にして神人メシヤの母となるべきものなれども、其姓氏さへ未だ世間に著しからざる者なりき、「視よや、將に一處女あり懷孕して子を生んとす、人必ず其名を稱して『エママエイル』と曰はん、譯すれば乃ち神我儕と偕ふす』<sup>(イサイヤ七ノ十四)</sup>といこれイサイヤが諸人に向て揚言せる所なり、ダニエルの信者を慰めんが爲に五百有余年前に於て、既に其時と場所とを測り、メシヤ降生の年、其強迫の死、燔祭、灌奠の廢止、イエルサリムの聖堂及城市の破壊並に其最後の荒廢等を明確に預言せり、其言ふ曰く、「爾の民と爾の聖邑とを論及す、己は七十次七日節を定めて期となす、而して惡を抑へ、罪を封じ、愆を贖ひ、永遠の義を携へ、異象及預言を封じ、且つ一至聖者を膏するを致さん、是故に爾知るべし、イエルサリムを

再建する命令を出し、時より受膏者、即ち君たる者の時に至るまで必し七次七日節及六十二次七日節あり、時に其街と邑垣といふ必し復た擾亂の時、建てるべし六十二次七日節の後、受膏者必ず絶たれん、然れども己の爲に、あらざるなり、又必し一君の民來ることありて、其邑と其聖所とを毀ち、其れ必ず洪水を以て終らん、且つ必し戦争の終りに至らん、乃ち既に定まるの荒蕪なり、七日節間彼の將に多人と約を定め、七日節の半に於て彼の將は献祭と禮物とを止息せしめんとす、又必ず殘賊者ありて、其極處惡むべきの物上を在り、且つ必ず敗壞ありて、敗壞せらるゝ者も樹がん、乃ち已に定まれる所の敗壞なり、「ダニエル廿四至廿七」と、誰か此預言、即ち彼が驚くべき明晰と確實なる順序とを以てメシヤの降臨及生死等の前後を圍繞し、之を隨伴せる著しき事件を述ふるを聞きて、恰も實見者に就きて聞くが如きの感を抱きざる者あらんや、而して此等の預言がイ、ス、ハリストスの降臨及生死等の事情と照應し、又其預言の實際に類似適合せるを見て驚ける者の、使徒ペートルと同じく衷心より、「夫子爾の乃ちハリストス活神の子なり、」<sup>(マコ十六)</sup>と絶叫せずんばあるべからず、然れども予は諸人、此預言の効力をして最も完全と感せしめんが爲



に之が詳解の無用ならざるを信せるなり。

## 第二講話

奉神禮の  
起原其二

予が既に前章に陳べたるダニールの預言を一層明かす了解せんには、此預言たるや、イウデヤ人がワビロンの捕となりしとき神が預言者に啓示されし所なるものと記憶せざるべからず、ダニールの當時の諸聖人の如く、心に痛く生國の聖堂及城邑の敗壞と、同胞の外邦異域に轉住する艱難なる状態とを愁傷せり、故に彼の日々、熱切に其祖先の神が、イズライリに對する己の義怒を變じて慈憐を垂れ、其捕は在るの日數を省きて之を生國に歸らしめ、其生國に聖堂及城邑を再建せしめんことを祈禱せり、ダニールの此事は就きて久しく祈願せり、而して其所禱は明かなる應驗を見ざりしも、尙ほ其信仰を弱むるものとなく、又罪人を罰すると同時に改悔者をも憐憫する所の神は對して己の希望を屈することなく、唯忍耐して自己及其人民は神の仁慈と扶助の下らんことを待てり、蓋彼は能く主神が寛仁、慈悲、恒忍、鴻恩にして終に至るまで怒らず、世々も悪まざることを知り、且つ能く之を信じたればなり、是故に彼の日は三次其手と擧げ樓上の窓よりイエルサリムに向ひて數々膝を

屈め、衷心より仁慈鴻恩なる父を呼びて専ら其全心全意を主に進めたり、其祈の言は曰く「主よ、我れ爾の諸義に循ひ、爾の怒爾の恨を轉じて爾の邑イエルサリム即ち爾の聖山より離さんことを求む、蓋我が列祖の諸の愆惡の爲はイエルサリム及爾の民の我儕、四周の者の辱しむる所となれるよよる、是故に我儕の神よ、今爾の僕の祈禱及其懇求を聴き、爾の主なるよ由り、爾の光榮をして爾の荒蕪の聖所を照さしめよ、我の神よ、爾の耳を傾けて聴き、爾の目を啓ひて我儕の荒蕪及爾の名を以て稱ふる邑を視よ、蓋我が祈禱を獻するに、己の義に依るにあらせ、乃ち爾の大なる神は依る、主よ、之を聴け、主よ、之を教せ、主よ、聽きて之を行へ、我の神よ、爾が己の名の故に由りて滯滞する母れ、蓋爾の邑と民と皆爾の名を以て稱へられたればなり」(ダニール十六至十九)と、かくて一日天の雲るゝ際、彼が例の如く祈禱を行ひて殆ど其終に近づける時、約ね晩の獻祭のころはい、不意に彼の神使の現象と神使の廣らしたる啓示を得て悦べり、乃ちイウデヤ人が速に囚捕を解かれて自由を得ること、聖堂及城邑再建のこと、又之と偕に全イウデヤ人の常々希望せし許約のメシヤ主ハリストスの正に世界に來るべき時は關することは是なり、試み思へ、此莊嚴なる時は當



りて預言者の状態の果して如何なりしか、蓋其状態の實に希望と高尚と驚愕と莊嚴とを渾一したるなるべし、呼マニイルの前への不意は五百年間の神の照覽書開卷せり、是れ乃ち只一己人、或一一家、又一民族のみならず創世より世末に至る普世の全人類を關する所の運命書なり、されども預言者の夫の書中よある總ての喜ばしきあとを通讀せざりしのみならず、却て己の同胞を愛する彼の心の爲より、其中に痛く憂愁すべき困難あるは遭遇せり、即ち神の啓示に依り、時あけて聖堂及城邑の敗壞と偕に神の選民の全く遺棄せらるゝこと、如何ぞ同族たる彼をして煩悶愁傷せしめざる、さりながら義人の神の義なる判定は順ひ、之より流出する一般の幸福を尊重するによりて、容易に一己の悲哀を忘れ得るものなり、さればバダニイルの眼中も亦其同胞兄弟たるイズライリ民がメシヤを受くることの不當なるが爲め彼等と違すべき不幸なる將來の運命を見たれども、彼の心の義の王の降臨と偕に永遠の義の世界は王となり、罪の衰頽盡滅し、不義不法の閉ぢられ、全人類の罪の囚縛、罪の奴隸より救はるゝとの思想を以て充たされたり、故に彼の同族の爲に哀めると同時に普世の爲に悦びて容易に慰むことを得たり、

然れども、縱ひ其啓示の中は充分恐懼戰慄すべきことの顯はれしにも係らず、當時預言者が斯の如き喜悅の状態に於て發見せし所のこと、及其發見せしこと、如何なりしかを見んが爲に、吾人の預言者の言ふ所を聞かん、其言は曰く、「適、我れ祈禱して言へるとき、即ち我れ初め異象の中は於て見し所の人ガウリイル命を奉じ迅速にして飛び、夕祭を獻する時、乃ち我を撫づるを約せり、彼れ乃ち我に示して曰く、ダニイルよ、今我が來るの顛悟明哲を爾に賜ふが爲なり、爾の祈禱の初は當りて、即ち諭の出づるおどあり、今我れ來りて爾に告ぐ、蓋爾大に恩寵を蒙るが故に爾宜しく此事を明かすべし、宜しく其異象を思念すべし」(廿一至廿三)と、親に、預言者が其異象及啓示を就きて悲しむことなく、擾るゝことなく、尙ほ且つ其時に至るまで久しく憂愁したる心も或喜悅を感じて吾人は語れるを、假令は預言者の慧眼の同國人が喜悅を以て其以前の生國に歸り、數世紀間其本國に安居したる後、不意に恐怖すべき運命の至るおどを看破せしとの雖も、斯くまで彼を鞏固よし、又安慰せしめたるものは只一の恩寵力のみ、又彼は斯く勢力と勇氣とを傳へしもの、教主ハリストスに於ける一思想のみ、實に彼の祈禱の熱望と敬虔と従順とを以て銳意神



の定め給ふ所の運命に進まんと欲せり故に神使が彼を稱して希望の人と名づけたるは、蓋偶然ありざるなり、茲に吾人の神使が預言者の祈禱の初に於て、既に此の言を齎して彼に顯られたれども、彼が全く之を傳へたるに其始はあらずして終りなるを見る、是れ主の時として其撰び給へる人々の信仰と愛と堅忍とを試み、然る後百倍の恩寵を以て之を報いんが爲なり、されば神使も亦人々の敬虔及祈禱を天に適當なる形觀として之を愛し之を樂しみ、其預定せられたる時の來るまで、敢て之を破ることを得ずして、唯耐忍して之に近づき得るの時を待つなり、眞に祈禱する者の大なること斯の如し、蓋神使も彼等を畏敬すればなり、次に吾人の預言の辭を齎らして主より遣はされたる神使の誰たるを考究するに、此神使の他の神使はあらずして神使長ガウリイルなること明なり、蓋聖書の証と古代ハリストス教の一般信用せる所の説に依れば、神の奧義、殊に神子の藉身の秘蹟を人類に報告すること、聖神より神使長ガウリイルに委任せられたればなり、されば神使長ガウリイルのハリストスの先驅洗者たるイオアン懷孕の報告者として顯われ、又神の撰ばれたる童貞女神人ハリストスの母たる處女マリヤの福音者として顯れ

れ、其他之は類する幾多の場合に於て、或は隱然に或は公然と顯られたり、故に吾人の假令ダニイルは齎らしたる主の言を直ちと理會すること能はざるも、天の使たる一名稱に因りて、其事の如何を推察することを得べく、又推察せざるべからず、是よりて之を觀れば、神使が主の言を齎らし、是れダニイルをして之を悟了せしめ、及彼を教誨せんが爲として、其ダニイルに向ひて「ダニイルよ、今我が來れるの顯悟を以て明哲を以て爾に賜ふが爲なり、爾の祈禱の初に當りて即ち諭の出づることあり、今我れ來りて爾に告ぐ」(ダニイル九)と云われしに因りて知られたり、而してガウリイルの如き神使長を使者として遣はされ、又其言をして確實と理會せしめんが爲に斯の如く預備せられたるに、蓋其言と其差違の趣意の甚た重大なることを知るに足れり、神使長の又ダニイルは告げて曰く「爾の民と爾の聖邑とを論及せん、已に七十次七日節を定めて期となし、始めて惡を完ふし、罪を畢り、愆を贖ひ、又永遠の義を携へて異象及び預言を封じ、且つ一の至聖者も齎ぬることを致せり」(ダニイル四)と、是れ恰も神使長のダニイルに向て左の如く告げしが如し、曰く「爾たる人よ、我の爾が其人民と城邑の惘然なる状態を悲しみ、神即ち救者を呼びて其慈憐



と彼等を窘迫する艱難の止まんおとを祈禱するを知る、爾ハ此艱難の若干年を経過し未だ其結局を見ざるに先だちて来るべきメシヤハリストスのことを念ひて慰まん、そのハリストス由りて罪の力の衰滅し、不法の深められ、不義の止み、而して平和と愛、義と聖の國之に代りて始まればなり、其時イエルサリムの榮名の高く、播揚し、其不名譽のイブライリより去らん、吾が愛すべき友よ、此希望ある事件の未だ近きにあらずと雖も、又甚だ遠からざることを知るべし、即ち七十次七日節間の隔絶にして七年七十次若くは四百九十年なり、而して此事件の起るや預め其異象預言の先づ廢れざるべからせ、只爾の爲よ喜ぶべき他の事件の一層接近して直に起らん、乃ち爾の同胞兄弟の暫時の間ヲピロンの據より解放せられてイウデヤに歸るべし、而して吾が指示したる七日節の算定の此事件より始めざるべからずと神使長語を續ぎて曰く「是故よ爾諭を出して復たイエルサリムを建つる時より、膏を受くる者乃ち君たる者の時に至る迄、必せ七次七日の節、及六十二次七日の節あらん、時に其街と其垣とは必せ復た擾乱の時よ當りて建てられんことを知るべし」

(ダニイム九ノ廿五)

と、何となれば「諭の出で、イエルサリム再建の時より」メシヤハリストス

の顯ゆる、「七次七日節及六十二次七日節」即ち七年六十九次よ至るまで四百八十三年なり、イウデヤ人の此時よ於て己の生國よ歸り、聖堂及城邑を再建し、城邑を繞らすに牆壁を以てし、其内部に街衢を聯ね、斯の如くして此年の過ぎ去らん、「六十二次七日の節の後よ追びて受膏者必ず絶たれん、然れども己が爲よするよりあらざるなり、又一君の民來ることありて、其邑と其聖所とを毀たん」乃ち指定の時を経過せし後、受膏者メシヤハリストスは罪なくして殺さるゝなり、然れども將來よ至りて聖堂と城邑とのメシヤを殺害せし爲に破壊せられ、メシヤを殺害せし罪人等の永遠の滅亡よ定められん、故よ今の前述せる七日節より只最後の「一七日節のみを充餘せり、而して此最後の七日節の最も著しき者よして、頗る重大なる事件を以て充満せらる、此七日節よ關せる預言の左の如し」七日節の間彼れ將に他人と約を定めんとす」乃ち此七日節の他の七日節の爲よ冠たる者にして、凡他の七日節よ遭遇し、或の作働せられたるとい、皆此最後の七日節の爲なり、此七日節の二つに分たる、第一の新約教會、乃ちハリストス教會の現出、形成、建立の時代よして、第二のイエルサリムの聖堂及メソポタミアの城邑、又其聖堂及城邑よ律法として附着せられたる燔祭壇



莫と借ふ舊約教會乃ちイウヂヤ教會瓦解の時代とす、當時苟も眼と具ふる者其  
 厭ふべき荒蕪を見たり、乃ちイエルサリム（エウレイのメレヤといふ語はアレチ  
 十師のハリストス即ち受膏者と同じ）の征討者ワエスバシアン（エウレイのメレヤといふ語はアレチ  
 十師のハリストス即ち受膏者と同じ）の命令に因りて  
 聖所而も聖堂の至聖所も淫亂放蕩の諸神の像の立てたるを見て、深くダニイルの  
 預言の應じたるを悟り、恐懼極まりて戰慄したり、然れども予の尙ほ此事件と預言  
 とを比較せんが爲に、此預言を反復せん、神使長終りに臨みてダニイルも告げて曰  
 く「七日節の間彼れ將に多人と約を定めんとす、七日節の半に於て、彼將に獻祭と禮  
 物とをして止息せしめんとす、又必き殘賊の者ありて其極處惡むべき物の上よあ  
 らん、且つ必す敗壞（カキ）と樹（キ）かん」と耳ありて聞く者の宜しく聞くべし、抑々福イエロニ  
 ムハハリストスのことと關するイサイヤの預言の明晰にして勢力あり、且つ顯著  
 なるも依りて、彼を第五の福音者と名づけたるが如く、吾人も亦豈預言者ダニイル  
 が此の預言に於てハリストス降臨の時代を指定し、及ハリストス教と人類の運命  
 に至大なる影響を有するハリストスの生活、死等の最も重大なる事情を詳細に象  
 れると以て、同じく彼をハリストスの福音者の中へ算入すべからざらんや、實に神  
 の聖人等が聖神の照耀に依りて明晰確實に世々の闇黒を通過して遠き未來を洞

視したること斯の如し、讀者の吾人が以上陳述したる異象及啓示の說話を讀み  
 つゝ、知らず識らずして神の人々を賜へる遠見に驚き、又彼等の說話を聞きて恰も  
 彼等が其諸事件の實見者たりしが如く、平心細密に説話する所の同時代の人々  
 によつて聞くが如きの感想を起して、屢、彼等の數百年或は數千年前に在りし人た  
 るおとを忘るゝに至らん、

第三講話

奉神禮の  
起原其三

神使長ガウリイルが異象の中ダニイルに告げたる七十次七日節の、固より神の照  
 覽に於てイメライリ民及其聖城も定められたるおとにして、不法の除かれ、罪の鎖  
 され、不義の潔められ、而して永遠の義に至り、異象及預言者の止み、聖者中の聖者の膏  
 ぬらるゝ者、即ちメシヤハリストス（エウレイのメレヤといふ語はアレチ  
 十師のハリストス即ち受膏者と同じ）の顯るゝに至  
 るまでのことなり、故にイエルサリム再建の豫出でしより主ハリストスに至るま  
 での七次七日節、及七日節六十二次の六十九次七日節を成立するおとを知らざる  
 べからざらん、乃ち擄ひ歸され、市街の再建せられ、離れ起されて此年の盡くるも此時の  
 間も在り、又既も過ぎ去りし六十二次七日節の後、受膏者即ちメシヤハリストスの



審案なくして殺され、其後城邑及聖堂の敵の攻撃は遭ひて破壊し、其戦争の終りよ  
 至るまで恐るべき荒敗おらん、又七日節の間は彼れ將は他人と約を定め、此殘れる  
 七日節の半は於て獻祭と禮物の止み、而して虚とならしむる所の最も惜むべき物  
 の至聖所は立ち、此荒蕪の時の終りに至るまで連續せんとす、此く説明し來れば預  
 言の了解せられざるもの動なし、而して其了解せられざることも唯言語と表言と  
 ありて、其真意に至りては甚だ明瞭なり、夫の預言の七日節六十二次のハリエルサ  
 リム再建の論より主ハリストスに至るまでの間として、ハリストスの殺されしハ  
 七十次七日節なり、又城邑及聖堂の破壊は此の七日節の終りにして、獻祭及禮物の  
 廢れたるも亦此時に在り、即ちイウデヤの奉神禮の長く斷絶したるなり、ダニイル  
 の預言中理解に困難なる一事あり、乃ち所謂「七日節」の言を以て如何よ之を理解す  
 べきか、或い何れの論より此の七日節を推算すべきかは是なり、蓋ハリエルサリム再建  
 の論は四次ありて、第一ハキールへの論(エズラ一書一)、第二ハダリイへの論(エズラ二書一)、第三ハ  
 アルマクセルクスへの第一論(エズラ二書七)、第四ハアルマクセルクスへの第二論(エズラ二書十)  
 是なり、然れども此困難は、これハリストス教の真理たることを表し、す所の驚くべ

き適証よして、成者の徒た己の憶測推量を以て此預言を排斥し、七日節の算定を以  
 て不分明のものとなさんことを力むと雖も之と辨すること甚だ困難なるものよ  
 り、あらざるなり、吾人のダニイルの七日節を以て尋常一般の週間なりと理會すべか  
 らず、蓋ダニイルの算定の週間は、あらせして年なりしこと、彼が此預言の同章中  
 』我れダニイル書に據りて其諸年の數を知れり、乃ち主の預言者イエレミヤに臨  
 みて必らず七十年を盡して以てハリエルサリムの敗壞を施さんと言ひしを知れり』  
(ダニイル九ノ二)と言ひられたるは、因りて知らるゝなり、又七日節の七十週もあらせ何と  
 なれば此七日節を以て七十週、即ち一年四ヶ月有余の短日月とせば、預言中よ云ひ  
 れたる諸事、例令は全城及其牆壁、家屋及市街の構造、國家と教會の秩序的の定立、并  
 ば宏莊なる聖堂の建立より、當時攻城術の發達せざる時、當り軍士の手を以て此  
 等の諸物を破壊し、ハリエルサリム城及イウデヤ全國を最後の荒敗(夫のソロモンの一聖  
 殿十萬の奴隷と最も繁華なる二朝の財産を使用し、殆ど四十年を消費したることはダニイルの熟知せる所なり)に至らしむるまで、到底能はざるな  
 り、昨今多年の囚擄より遠へり、且つ敵の重圍中よ在りて宿るべき所をさへ有せざ  
 りし、憐むべき衰弊の人民より將た何ことをか望むべけん、若しダニイルの超自然



なる預言の賜を有せき又聖書の証するが如く彼の智慧の地上の万民も秀絶し且つツピロンの智者等が謙卑して彼も認めしが如く高尚なる智慧の賜を有せざりせば斯の如き短日月の間は斯かる重大にして數多の事件を共々含蓄せしむること之を説話し得ざるのみならず之を思考することさへ能はざりしならん又七日節の月或はユヒレイ乃ち五十年或は世紀即ち百年なりとも理會すべからず何となれば當時イウデヤに於ては斯の如き時日の算定を用ひざりしが故なりされば此七日節の斷然以て七年なりと了解せざるべからず蓋イウデヤは於ては七日を用ふるが如く七年をも用ひたるを以て殊も毎七年を重じて大七日節といなせり故も預言者の七十次七日節を以て四百九十年を成立する所の七年七十次なりと理會すべきなり預言は依れば六十九次七日節の既もメシヤの一般の傳道事業に入るまでに經過しメシヤの第七十年の半に於て殺され其終りも於て血祭乃ち舊約の儀式的奉神禮の方も廢たれて新約の無血の奉神禮之に換らざるべからず今吾人の此七日節の四つの論の中先づ算定を始むべき論も就きて研究せん而して吾人の預言の中なるイエエルサラム及聖堂再建の論も就きて研究するにキール

への論にもあらず將たダリイへの論もあらず又アルタクセルクスへの第一の論にもあらず何となれば第一は此の論の後本國も還へりし唯一ウデヤ人の成者のみとして其他の大抵或は貿易上の爲め或は公務の(ダニイル及可憐にして著名なる三友の如き)爲に新地も繋がれ或は其地の住民と結婚してツピロンに止まりたるが故も本國に歸りしイウデヤ人等の如何なる切望ありとするも充分の財産も多數の人口もを有せざれば到底其城邑及聖堂を再建すること能はざりしなり第二に凡そ此等の論はイウデヤ人と政治上の關係に於て互に相憎惡せしサマリア人の讎計詐謀も因り又自己の帝王の意志も從ひイウデヤ人を佐くる代りに凡て爲し得る限りの方法を以て彼等の仇敵を扶けし所の郡吏の貪慾に因りて無効力のものとなれり第三に預言者の言に依れば此の啓示のありしはダリイの朝(ダニイル九に在り)す故にダニイルの當時ダリイへの論及キールへの論をも見るとを得たり然るも彼の之を觀察しつゝ嘆息を以てイエエルサラムの廢趾及全イウデヤの荒敗を象れりと雖も啓示の目的如何に因りては過去及現在も關するのみならず亦おのづから未來も關せざるべからず第四は預言者イエレミヤの預言せるツピロンの七十



年の四捕のアルタクセルクスの朝は終りたれども、此預言のダニエルの證する所  
 によれば、彼に與へられたる啓示の發端となり、又イエレミヤの預言と必然の關係  
 あるに依りて、其預言と接続せざるべからざるは、故にダニエルの七日節の正にアル  
 タクセルクスへの第二の諭より算定を起すべきを明白なり、而してダニエルの七  
 日節を以てアルタクセルクスへの第二の諭より算定を起す時の、此七日節成就の  
 時の驚くべき程正確に、イハヌス、ハリストス降生の年に當り、又其神保の務に入り  
 し年にも當り、加之イウヂヤ人亡滅の原因となれるハリストスの死の時にも、該書  
 せり。

吾人が此時を取りて、一方に預言を熟察し、又一方にイウヂヤ民及イウヂヤ國  
 の深奥隱密なる運命を熟視するるとき、其預言の各文字の意義明晰にして、イハヌ  
 ス、ハリストスの神性、及ハリストスに先たつ所の事情、又ハリストスと伴ふ所の  
 事件に對して如何に説明せられ實行せられしかを驚くと同時に、イウヂヤ人の運  
 命の預言者の先見を以て、既に五百年前に於て彼等を預戒せんが爲に啓示したる  
 所の避くべからざるの淵を益々接近すること、日一日甚しきを驚くなり、然れど

も盲目なるイウヂヤの「フリセイ」士子、祭司長、及侯伯等の却てイハヌス、の高德を嫉  
 み、盲目なる人民の爲に此淵を蔽ひて、遂に借其淵に陥没せしめたり、此時より  
 て聰明なる思辨家の當時の驚くべき繪畫を見しならん、即ち七十年の捕を以て窘  
 迫せられたる人民、されど今の雀躍して祖先の地を歸れる無数の人群を見ん、彼等  
 の目の喜悅の涙に七濕はひ、將來に於ける福樂の希望は、彼等の心情と顔面を蘇生  
 せしめ、シラシの歌の麗音の遙く空中に響き渡り、十絃の聖詠と高調の風琴との妙  
 手の下にありて、整然たる讚頌と至上者に獻じ、以て行旅者の勞苦を樂ましめ、彼等  
 の足の疲勞なく、彼等の臂にの麻痺なく、其心快々然として、体も亦勇あり、終に見  
 よ、彼等の祝賀の足を以て生國の地を履み、今日に至るまで曾て外國に在り、悲哀憂  
 愁の日に於ける只一の記念上に於て慰みたりし愛すべし、イエルサリムの地に接  
 吻すること、何ものか、又此イヤコフの諸子の高尚なる幸福と比較するを得ん、嗚  
 呼、彼等の「ソビロシ」に在るや、イエルサリムに向ひて祈禱するが爲に、己の生命を  
 も惜まざりしに、今や彼等の「イエルサリム」に在り、然れども、今やイエルサリム  
 の唯灰燼の堆がく、目も當てられぬ廢趾を顧みせるのみ、其無數の高塔を以て飾れる



壯麗なる塔壁の果して今何處よかある、高く天際を聳えしダブドの塔の今何處にか在る、シランの宏莊華美なる至聖所の今何處よかある、然れども己の人民を拯救を垂れしイメライの神の讃揚せらるべし、又耻づべき奴隷の鐵枷をシランの女之首より取り除きて、遂に以前の華美を之に着せしめたる至上者の聖堂のシランの絶頂を再建せられたり、但し此聖堂のソロモンの聖堂の如く壯麗ならざるも、預言者ザハリヤの言へるが如く、ソロモンの聖堂よりも尙榮名を得べき所のものなり、蓋イウヂヤ人が久しく期望せし所の主又彼等の切に期望したる許約の使者の突如として此堂を來ればなり、

嗚呼イズライの民の祝賀せり、然れども此祝賀の彼等の爲に恰も最後の祝賀たりしなり、此祝賀の若干年の睡眠を催し、其睡眠の不注意を生じ、不注意の惡癖不法の闇黒を生じ、闇黒の乃ち驕慢、嫉惡、偽善、貪吝、奢侈、淫亂等を生じたり、故に彼處よ於ての高天に神の怒を顯はせる認むべからず、見るべからざる亡滅の劍の動きて唯イウヂヤの地に下るべき命令を待ち、且つ血を以て無禮不法なる人民を酔ひしめんことを竣てり、斯くて美麗鮮明なる繪畫の知らず識らずして曇り、陰影の時一時と

益々稠厚となり、次いで闇澹——怖るべく、而して終に闇黒——紫色の其残れる全部を蔽ふに至れり、主嘗て在世の日に於て呼で曰く「イエルサリムよ、イエルサリムよ、我れ爾の赤子を集むること母雞の雛を翼下に集むるが如くせんと欲せしこと己は幾何次ぞ、惟爾顧みず」(三、ハ、三十七)と、然れども、イエルサリムに對して斯の如く呼びしに、當時に始まりしおとならず、主の降臨前既に預言者等が屢、イエルサリムに對ひて叫びたれども、イエルサリムに敢て悟ることなく、聳の如く依然として己の不名譽に進むるがゆゑに、神の怒も亦之に臨むことを購踏せざりき、主の親しく彼を對して救者となり、又彼の數回の反逆、不從順の懲罰者たり、視よ主の接近せる徵証の現れたるを、預言の聲の不意にザハリヤマラヒヤと偕し、異象及預言者のメニールの啓示の後になかりき、唯遺りしもの、至聖者の膏ぬらるゝことのみならず、さて諸預言者中最終の預言者の預言を依れば、主の道を備ふる所の報告者先づ顯はれざるべからず、否此報告者の顯はるゝことを猶豫せざりき、乃ちイラルダンの曠野に於ての預言者イサイヤの所謂野を呼べる者の聲を聞けり、前驅者イオアンの規責の聲と齋戒の生活中のイリヤの熱心顯はれ、イウヂヤ人の己は



一回のみならず、改悔すべし天國の遣づけり』との聲を聞けり、イウヂヤ人の此嘆聲を記念して將<sub>レ</sub>來らんとするシヤのこゝを質問せり、然れども彼等の其メシヤの來れるも之を受けざるも、其旨なるや實に憐むべく、其頑なるや眞<sub>レ</sub>賤しむべし、嗚呼主よ、願くは爾の大なる仁慈に依り、イズライリ、即ち新なるシヤンの新子たる吾人をして此不幸なる運命を免れしめ、且つイウヂヤ人の痛心を吾人<sub>レ</sub>來すこと勿れ、兄弟等よ、吾人の會て使徒が不注意なるハリステアコン<sub>レ</sub>と與へられたる預戒を固く己が心中<sub>レ</sub>記憶して忘れざらん、其言<sub>レ</sub>曰く、『若し數枝折られ、而して爾素野の橄欖樹根の肥を分たば、自ら枝よ、誇る勿れ、爾若し之<sub>レ</sub>も誇るとも、爾根を敷くにあらむ、乃ち根爾を敷くなり、爾則ち云はん、枝の折られたるは我れ接くを得るを致す是なりと、然れども、彼れ信せざるを以て折られ、爾信を以て立つ、爾高を嗜ひ毋れ、寧ろ戒懼せよ、蓋神若し本性の枝を惜まざれば、恐くは亦爾を惜まざらん、爾則ち神の慈と嚴とを觀よ、願く者<sub>レ</sub>も於ては則ち嚴なり、爾に於ては則ち慈なり、唯爾慈<sub>レ</sub>恒なるが如くせよ、否されば則ち爾も亦必ず折られん』(コリ<sub>二</sub>十<sub>二</sub>至<sub>二</sub>十<sub>三</sub>)と。

第四講話

奉神禮の起原其四

讀者よ、爾等のダニイルの預言の説明を聞きつゝ、疑ふべくもなく、屢、自己<sub>レ</sub>向て問ひしならん、イウヂヤ人のメシヤ降臨の時日に關して斯く明瞭なる預言を、自己の眼前に有せしよも拘りらむ、何故<sub>レ</sub>多數の休徵奇蹟を以て來りしイ、ス、のメシヤなりしことを知らざりしか、彼等の主ハリストスの現顯<sub>レ</sub>先ずる預言の七日節の盡くるを見たるにも係りらむ、何故<sub>レ</sub>願ひれし所のハリストスを排斥せしやと、此れ實際上甚だ驚くべき事たり、これ彼等の不<sub>レ</sub>了解より生ぜし迷謬なるか、將た光明なる眞理に對し惡意を挾める執拗なりしか、彼等の唯彼を輕蔑し彼を以て至善至義、至慈なる神として信せざりしが故に重罰を受けたり、乃ち此後直にイヤコンの諸子の外國に囚はれて異種族の國<sub>レ</sub>散在せり、又聖城の墻壁<sub>レ</sub>其基礎に至るまで壞敗崩塌せられ、聖所の胃潰せられて、最後の荒敗<sub>レ</sub>遇ひ、聖堂の建物<sub>レ</sub>石上<sub>レ</sub>一石をも止めず、聖地の不信者の領する所となり、而してイウヂヤ人の嫉惡せる異邦人等の彼等の所領に入れり、即ち預言者の『視よ、爾等の屋<sub>レ</sub>荒蕪して存せん』と言へるに應せり、是れ地上の萬民<sub>レ</sub>主の手<sub>レ</sub>イ<sub>レ</sub>ス<sub>レ</sub>ライ<sub>レ</sub>ヲ<sub>レ</sub>人を困めたる驚くべき活例として之を示さんが爲め、又天下の萬民が教會<sub>レ</sub>入りたる後、千辛万苦を嘗めて悔悟せ



るイズラエリ遺民の救われんが爲なり、然らば則ち神の義ならざるか、否決して然らず、神の實は義なり、義なるが故に己の愛する所のイズラエリを罰するは最後の荒蕪と全世界に散在するところを以てし、又其義怒を以て仁慈を受くべきシロンの女を罰し、己の民を隨責するは他の民に於けるが如くせり、抑、其罰したる趣意は果して何れに在るか、預言者及使徒等が屢、彼等を隨責したる如く、彼等が頑として光明なる真理を反抗したるに在るや、論を殊たせ、されば使徒パウロの彼等を隨責して「爾等の常に聖神を反抗す」といひ、又彼等を受せし所の使徒パウロの臨終に至るまで屢、彼等に向ひて「爾等の常に神の義に反し、却りて己の義を求むるを以て其罪を辞するは由なし」と言へり、讀者よ、イウデヤ人の斯くハリストスを忌棄したるは、蓋ハリストスのことに就きて配職せる預言を知らざりしが爲にあらざる、或は之を理解するは困難なりしが爲もあらず、即ち彼等も吾人の了解するが如く之を了解したりしなり、されば、彼等の中にも義なるシメオン及アンナの如き、イズラエリの安慰を希望し、而して嬰兒イサヤを一見して安慰し、或は聖書を研究して、許約の救者を求索し、遂に其救者の卑賤なるイオゼフの子イイス、たるを知りて、

疑惑することなく、之を他人に告知する所のフリッパの如き者ありき、即ちフリッパが其兄弟オプナイル云へる言曰く「我情の已にモイセイの律法と諸預言者が記する所の人は遇へり、即ちイラシマの子ナザレトの人イオサスなり」(イオア十五)と、或ハリストスのことと就きてイオアンを質し、而してイオアンより我の(自らを指す)ハリストスとあらず、我に後れて来る者の「其履の帯を解くも、我れ亦堪へき」との答を得たる者ありき、總べてメニールの七日節の終りも當る所のイリス、降生の時日のイウデヤ人がメシヤを待ちたる時として、異邦人も亦古傳より、或ハイウデヤ人より彼等も傳はれる傳聞に依りて、正に全世界の改革者、人民の保護者の、此時に於て顯はるゝことを待てり、イウデヤ人がメシヤを待ちしことと就きて、其同國人なるイオシフ、フリーウイのイウデヤ戦争記を見ゆ、即ち彼等の屢、ロー人に対して反亂したる原因のメシヤを待ちしと在りといふ、而して異邦人がメシヤを待ちしことと就きて、異教の記者スウェトトニイ及タナトの、東國古代の諸の思想を示しつゝ、此時に於て全世界の大改革者、保護者現出せざるべからずといへり、此れ最も重大なることなり、故にイオルマンの曠野に於て「改悔せよ、吾國の運つけり、



主の道を備へ其徑を直うせよ」と呼べる者の聲の空しく空中に消散することなく  
 カルミル及リツンの山嶺も止らざして迅速なる電光の如く、全イウヂヤ及サマ  
 リヤに達してザウロン、チフ、リムの境界に鳴り響きたり、是に於てか群衆四方より  
 來りイオアンも就きて己の罪を認め、以て其洗禮を受けたり、管に常人のみならず  
 祭司、レウイト、士子、フツ、セイ、長老、人民の侯伯、遂に全イウヂヤの大審院も屢、イ  
 アン及ハリストスも對して「爾のハリストスなるか、或は我儕他人を待つべきや、或  
 は爾若しハリストスならば我儕に告げて戒めしむる勿れ」との問を出せり、而るは  
 彼等の前者より疑問の駁撃を受け、後者よりの疑問の答辨を聞きしも、尙ほ之を信  
 ぜざして黙過せり、曾てイウヂヤ人及フツ、セイ等討議して祭司及レウイトより成れ  
 る使者をイヲアンも遣はすことに決定せり、福音記者が此使節の主義、目的、其結果  
 等を記載せる者を視るに、使者の曠野に在りしイオアンに至り彼も對ひて「爾の誰  
 なるか」との疑問を呈せり、イヲアンの表明せり、而かも直接に己がハリストスにあ  
 らざることとを表明せり、使者又彼に問ふて曰く「然らば爾の誰ぞや、イヲヤか、答て曰  
 く「否、然らば預言者なるか、答へて曰く「否、是も於て彼等之も問ふて曰く、爾の誰

たるか、我儕をして我儕を遣し、者も復命すべからしめよ、爾自ら己を如何に問ふ  
 か、イヲアン答へて曰く、我の乃ち預言者イヲイヤが野も呼ぶの聲、主の路を直う  
 せよと云へる者なり、使者又之も問ふて曰く、爾のハリストスにもあらず、イヲヤも  
 もあらず、而も洗禮を施すの何ぞやと、イヲアン之に答へて曰く、我の水を以て洗禮  
 を施すのみ、只一人爾等の中も立つものあり、爾等之を知らず、乃ち我も後れて來り、  
 我も先ちて在る者の彼なり、彼の履帯を解くも、我れ亦堪へざり、明日イヲアンイ  
 ス、のおのれに就くを見て、則ち曰く、神の羔を觀よ、世の罪を任ぶ者なり、此れ我が  
 曾て一人あり、我に後れて來り、我に先ちて在り、其本我も先つ者たるを以なりと言  
 へる、乃ち此人なり、我れ素之を識らば、我れ來て水を以て洗禮を施す、特は彼を  
 イズライリの民に顯はしめんが爲のみ、されど今我れ之を知れり、蓋我れ聖神の  
 の如く天より降りて其上に止るを見ればなり、我を遣はし水を以て洗禮を施さ  
 しむる者、我も語て曰く、爾、聖神の降りて其上に止る者を見よ、彼乃ち聖神を以て洗  
 禮を施す者なりと、故は我れ見て其神の子たるを證せり、(イコ四十五)と、又長老士子  
 等の斯の如き時に當り、イ、ス、に對して、而かも一層惡意を旋らし、彼を其術中よ



誘導して彼に問ふて曰く「爾のハリストスなるか、吾儕に告げよ」と、イオヌス彼等に  
 問ふて曰く、我若し爾等も告ぐるも爾等信せず、又爾等に問ふも爾等我も答へず、且  
 つ我を赦さざらん、今より人の子大能者の右に坐せんと、衆亦曰く、爾の神の子なる  
 か、彼之に答へて曰く「爾言ふ我の是なり」と、衆曰く、何を別証を須たん、其口親ら言ふ  
 所我れ既に之を聞けり、彼死を干せり（廿三カ）と、又修殿飾ふ於て、イ、ス、殿に立てり、  
 時はイウブヤ人之を環りて之を問ふて曰く、爾我儕をして遷疑せしむること將に  
 幾何時ならんとする乎、爾若しハリストスならば明に以て我等も告げよと、イ、ス、  
 之に答へて曰く、我れ曾て爾も告ぐ、而して爾信せず、我れ我が父の名を以て行ふ  
 所の諸行我が爲に証をなす、然るに爾等之を信せず、蓋爾等の我が羊たらざればな  
 り（十章参看）と、福音記者マトフイ及マルクはイ、ス、に關する人民一般の風聞を  
 報告して（マトフイ十六ノ十、マルク六ノ八九）、或者の彼を授洗者イリアソの死より復活せる者となし、  
 或者のマラヒヤの預言せる如く、メシヤの降臨は先ちて顯ゆるべきイリヤとなし、  
 或者の預言者の一となせりと云へり、凡そイリアソ及イ、ス、の品性は關するイ  
 ウブヤ人の此等の言語及其處置、加ふるも其迷謬は、イウブヤ人が此時に於てメシ

ヤ而も誤解のメシヤを待ちかねたることを明示するもあらずや、然れども彼等の  
 若し聖書の預言、殊は正確穩當の算定に依りて、直接も七日節を示したるダニイル  
 の預言より知るもあらずんば、將た何處より斯の如き信用と有するを得んや、又異  
 教人は若しイウブヤ人より聞くもあらずんば、此時に於て顯ゆるべき全世界の主  
 宰に關する思想の焉を彼等の腦裡に生出し得ん、而して全世界の主宰との神、父が  
 第二の聖詠中「爾唯我も求めよ、我れ將も異邦を以て爾も賜ひて産となし、地の極  
 を以て爾も賜ひて業となさん」と言はれたる神の子、吾人の主イ、ス、ハリストス  
 にあらしめて誰ぞや、彼の十字架に上りて萬民をおのれに牽引し、又彼の使徒及其  
 後嗣者を以て萬民を己の足下に服従せしめ、全世界を一群となして其中に惟一の  
 牧者となれり、  
 又吾人「ハリスタフーン」の爲に非常に効力ある信用すべきことあり、即ちダニイル  
 の預言が能く主の降臨、生活、死、及之に連續する事件の時日と適合せしこと是なり、  
 故に余が以上に述べたる此解釋の毫も疑ふ所なくして、且つ主自からの言も由り  
 て誤解せざることを得るなり、蓋主のダニイルの預言乃ち、受膏者の絶たれ、來る所



の主と借よ其邑と其聖所とを毀たん（九ノ廿六）との言を取り、殊よ之よ門徒等の注意を向いしめたり、其門徒等よ云へる言よ曰く、「爾等墟とならしむる惜むべきもの、乃ち預言者ダニイルの言ふ所の聖所よ立つものを見ん、讀者宜しく思を致すべし」（十ノ十五）と、此墟とならしむる惜むべきもの、總ての異邦人と異邦の凡てのことなり、故して、イウデヤ人の爲よ惜むべきもの、總ての異邦人と異邦の凡てのことなり、故よハリストスの意の正にかの預言者ダニイルの意と適合せり、而して爾等の時ありて預言者ダニイルの言の如く、聖地の異邦人の不潔なる足を以て蹂躪する所となり、城邑のイズライの神を知らざる者の手を以て破壊する所となり、聖所の聖物の悉く奪掠せられて其中に偶像を立つるを見ば（實に此事はイエレサリム破壊の時、半の旗を持ち運ばれ、而して其聖所には、即ち聖所には、羅馬時代の聖には、イエレサリムの像を立てたりき）ダニイルの預言を讀みて、此預言のイエレサリムの上に應じ、イウデヤ人よ於ける審判、又近くの神がイヤコフの家を見棄て給ひしことなるを傾解せん、主が預言せるイエレサリム破壊の時日の遠からずして行ゆるべかりき、何となれば主が其門徒よ語れる言よ、「我れ誠よ爾等に告ぐ、此代未だ逝かず此れ皆成るを得ん」（四ノ三十四）と云われたるよ由りて知るべし、實よ此事の正し

く應じたること、單よ確實なるハリストス教の歴史のみならず、イウデヤ及異邦の歴史に於ても亦証する所なり、故に若し余が前述せるダニイルの預言の解釋にある關係よ於て正しからざるおとあり、若くは些かたりとも確然たるおとなく、又の或悪意を懐ける註釋家の例よ循ひて、七日節の算定を或の未定の時よ省略し、或の延長することを得るも、預言の意義の如く（第一）メシヤ降臨の後行ゆるべきイエレサリム破壊の事件を他の時或の前に關せしむるに、此れ到底なし得べからざることなり、何となれば、此事件の既に應じたる事なるが故よ之を他の時代よ移さんこと決して能はざればなり、（第二）七日節の預言者自身特別の新案を以て年代を計算し、人の了解すること能はざるが如く算定したるものならんよ、彼を無智なるものと名づくることを得しならん、然れども、ダニイルが智者よ富みたりしツピロン國に於て占領せる其職掌よ因るも、亦聖書の確證する所に據るも、彼の當時、地上よ住居せる諸人よりも智者たりしなり（第三）又讀者の既よ知れるが如く、斷然此預言を自己及自己に連續する時代に關せしめたるイ、ス、ハリストスを曉諭者欺騙者として認めざるべからざりしならんされど、彼の其仇敵すら尙ほ一の罪をも



答責すること能はず、又其口よ一の阿諛虚言だも發見すること能ひざりし程聖として且つ誠實たりしなり、ハリメテアニンよ、若し吾人が會て不信も陥り、或り不信の吾人の靈に入りたらんに、斯る明瞭にして且つ驚くべき眞理の憑証に對しても亦己の不信を耻ぢざるべからざるなり、

### 第五講話

舊新約教會の奉神禮の其本原を同ふせること  
と及ハリメテアニス教奉神禮の心髓並よ起原

余が前章よダニイルの預言を引用し、且つ之を詳解したるは、舊新約奉神禮の基礎本原の同一なることを讀者よ示さんが爲なり、唯其異なる点を云ひ、舊約の奉神禮の將よ來らんとする救主ハリメテアニスに對する活信にして、新約の奉神禮の已よ降臨せしハリメテアニスに對する活信なりとす、而して又此趣意を讀者よ示さんが爲に、ダニイルの預言を以て足れりと思惟す、蓋ダニイルの預言の全預言の趣意と同一なればなり、加之此中よ預告せる事件の甚だ明瞭確實にして、何人も亦容易よ預言者の指示せる主ハリメテアニスに即ち新たよ生れたるイ、メ、なることを知りて、之よ己が救望を置かざるべからざればなり、視よ義なるシメヲシの會て一の休徵奇蹟だもなきに、偶、嬰兒イ、メ、を瞥見して、倏ち其ハリメテアニスなることを知り

喜悅と敬虔とよりして戰慄したる手よ之を抱き、嬰兒よ對つて彼を「イメヲイリ民の榮、異邦人の光なり」と稱し、次て其母マリヤに對つて其嬰兒と彼が「マリヤの將來の運命を預言せるを、又此時預言女アンナに立ちて主を承認し、且つイエエルナリムよ在りて救贖を希望せる諸人にも亦主のまよと就きて説話せり、然れども予の世人をもて吾人がハリメテアニスを神として信する所の確證の、只此一預言のみなりと思ひざらしめんが爲よ、傍ら他の預言を引用するを以て(假令添く引用する)緊要なりと信するなり、ハリメテアニスに關する預言實よ多し、されど予の今就中ハリメテアニスの降生に關する預言のみを引用せん、第一ハハリメテアニスに關する預言は當時卑微よして無聲の邑たるウツレームよ對して左の如く云へり、曰く、「爾ウツレームエララフよ今爾ハイウツレームの諸郡の中よ於て微少たりと雖も、イメヲイリの君たる者ハ必ず爾より出でん、其出づるハ乃ち永遠の日より永遠に遊ばん」と、之を換言すれば、爾エララフの子孫の領分たるウツレームよ、爾ハ候王千夫長の住居せるイウツレーム諸族の他邑よ出して小ならず、否却て大なるものなり、蓋イメヲイリの君たる主ハ爾より出で、而



じて其出づるや永遠よりすといへる意なり、預言者の果して其言ふ所の君及主の誰たるを推察することを得たりや、之を一方より見るときは、預言者の言へるが如く此君及主の生出し永遠よりするが故に、彼の通常の君、即ち人類の列より生出する者よあらず、又他の一方より之を見るときは、彼も亦人たり、蓋其ツラレームは生れざるべからざるが故に、自から地の始を有すればなり、されば彼の同時は無限又有限、永遠なる神として又暫時的の人なり、此れ聖福音記者として神學者たるイヴァンが言と名づけ、其書に「元始言あり、言の神と信にあり、言の即ち神なり、是の言元始神と信ありき、萬物言の爲に造らる、凡受造の者之に由りて造られざるなし、夫れ言の肉身となりて我儕の間に居り、我儕其榮を見ること、猶ほ天父が獨生の子の榮の如く、恩寵と眞理とを充滿せり」(イヴァン一)と記したると同一の者たるか、「世のなき前より」父と同等の光榮を有せしも、貧賤なる木工の子として世界は顯われし者、アウラムより前に在りしも、アウラムより生るゝを喜みし、肉は由て人にして、同時は萬民の上に永遠に讚榮せらるゝ神の子たりし者なりとの、此れ果して何事ぞ、抑亦地より生れ、同時は天より降り、降りし者として又昇るべき者、吾人の

肉と血を受け、同時は父の榮光と位の象たるを止めざりし者の、此れメシヤハリストスなりとの何事なるか、讀者よ、吾人の言ふ古代のイウヂヤ人のみならず、ハリストスと同時代のイウヂヤ人よ對しても亦最も正實なる判断を下さざるべからざり、吾人の聖史に據りて古代のイウヂヤ人が衆人よ聖書の眞意を説明し、又惡意を以て之を隠蔽せざりしを知る、蓋使徒の言よ由るよ、彼等の「正しく神言を信じ」此言の熱心なる守護者として又常よ彼等に與へられし「許約及誓詞」の忠實なる守護者たり、而して此聖約を太初純潔無玷よ守るよ堪ふべき者の、恐らくイウヂヤ人を除きての他に一民もなかりしなり、又イ、ス、ハリストスと同時代の人民の、當初皆聖書を誤解せざりしが、其後彼等の徳義を失ひしより面のあたり主の嚴責を蒙ふれり、即ち彼等の自己の務に其攪亂したる情慾と熱心及猜忌を混するよ至るまでの誠實よ聖書を解釋し且つ義を愛する者たりき、要するに彼等の此預言よ關して、其最も危険なる場合、最も威嚴ありて狡猾なるイロドの面前よ於てすら尙ほ且つ眞理を彰明することを憚らざりき、そのイロドがハリストス降生の風聞に接するや、大に驚惶して祭司諸長と民間の士子とを招集し、彼等に向て「ハリストスの何



處よ生るべきや』を問ひしよ、彼等の皆勇みて異口同音よ、『イウデヤのワフンレームよ  
 生るべき』を答へ、且つ之を證するに、吾人が前述せる預言、即ち『預言者此條あり云く、  
イウデヤの地ワフンレームよ、イウデヤ郡中に在て爾至小なる者よあらざ、蓋將よ一  
 君爾の中より出て、以て我がイズライの民を牧することあらんとす』エハブと  
 いふを引用せり、又此預言を記憶したるの、單り祭司諸長及士子等ののみならずし  
 てイウデヤ民も亦明に記憶せり、かくイウデヤ人等の能く聖書を記憶せしよも  
 拘らず、彼等が後よ主を信せざりし、宥恕すべからざる大罪にして、實よ之が謝辭  
 なきなり、第二、メシヤが處女より生るゝあどの、セハブ已よハリストスノ降生七  
 百余年前、預言者イサイヤが最も不敬虔なるイウデヤ王アハズの宮殿に立ちて預  
 言せる所たり、彼の左の言を以て特別非常なる事件を預告せり、曰く、『主自ら將に彼  
 を以て爾よ示さんとす、視よや、童女將に懐妊して子を生まんとす、人其名を稱して  
エムマと曰はん』と、此預言たるや甚だ著名なるものにして、眞よハリストス  
 を信する者の何人も之を知らざることなく、又此豫言が正に主の至聖處女マリヤ  
 より生るゝ時に應じたることを知らざりし者殆ど一人もなかりしが如くなりき

二福音記者マトフ、マテウの聖處女の種なき懐妊の豫言を記載し、又之よ附言して  
 左の如く云へり、曰く、『凡そ此事成るを得、主の豫言者よ托して言ふ所よ應ずるを致  
 す、云く、視よや、將に一處女あり、懐妊して子を生まんとす、人必ず其名を稱してエム  
マと曰はん、譯すれば即ち神我儕と偕す』と、余の今試よ小信者若くは不信  
 者と交際する者よ向て問はん、彼のイウデヤ人等が處女の貞操を破る者ありと聞  
 く時は、正よ律法と彼等が生得の殘忍なることより、其事實の眞偽をも質さずして、其  
 者の血を以て地面を洗滌するを己の義務なりと思惟したる程、處女の貞操を守る  
 よ熱心なりしよも拘らせ、彼等が至聖處女及其神子よ關して不潔なる思想を懐か  
 ざりし、抑、何ぞや、又不義なる裁判者が義なる裁判者を審判せし時に於てすら、彼  
 等の不正なる詰問をして鈍からしめたるの何ぞや、福音中よ在る聖史とイウデヤ  
 史中よ、毫も斯の如き疑問を發見せざるなり、彼等のイ、ス、を名つけて諷刺者、  
「スポタ」の破壊者、暴食者、豪飲者、稅吏罪人の友と呼び、剩へ之をワエリセウルと稱した  
 りしも、何人が敢て彼を不法の子と名づけし者あるか、抑も此れ何よ依て然るか、此  
 れ彼等の主の種なき懐妊の、聖神よ因れることを信じて毫も疑ひざりしよ、彼を受



けざりし所以、唯主が彼等の想像したるが如くに教誨作動せざりしが故なり、彼等のイサイヤの預言に由りて、メシヤの處女より聖神の感應、因りて生るべきことを知りたれども、主を以て地上の王たり征討者たるべしと誤解せり、而して彼等がハリストスは對して斯かる誤解を生じたる所以、特メローアの政權の下に屈服せられて奴隸の狀態、呻吟せしより發起せる切望なり、彼等の處女より生れたるイ、ス、のメシヤたるを知り、好で之に従へり、されども、地上の王たり征討者たりとの点に至りて、彼の教誨中にも亦行爲中にも發見せざるを以て、遂に之を輕侮遺棄するに至れり、又彼等の預言に由りて處女より生るべき嬰兒が非常の思慮を有すべきことを知り、又此兒ハリストスが十有二歳の時既に士子「フアッセイ」と聖書の意義を論議して之を愧しめ、學ばせして能く聖書を知りたることを認知せり、故にナザレト人の驚嘆して「彼れ學ばせして如何ぞ能く此書を知れるや」と云へり、預言者の此嬰兒をエムマヌイル(神我儕と偕にすといふ意なり)と名づけ、又大なる許約の神使、奇異なる許約者、勇毅なる神、柄權者、平和の君、來世の父』とも稱したり、凡そ受造物の中、何人能く斯る高尚の名を付せらるゝ者あらんや、吁此大なる本職を

己の肩を受けて命名せらるゝ者、獨り永遠の許約の神使、全世界の講和者、魔國の破壊者、天地及地獄の柄權者、來世の審判者たる神の獨生子、吾人の主イ、ス、ハリストスのみなり、第三のメシヤのダウ、ド族より出づること(イサイヤ五十一)なり、預言者イサイヤ預言して曰く「イエセイの幹より將一の柔條を萌芽し、其根より(ダウ、ドのイの断絶し)將一、枝を發して、神の神將に其上に安居せんとす、即ち智慧と明哲の神謀畧と才能の神、及智識と神を畏るゝの神となり、彼れ將に神を畏るゝの畏に通達せんとす、彼れ必を目の見る所に循て、鞠がす、耳の聞く所、循て、握めざらん、彼れ必を義と以てして、貧者を鞠き、理を以てして、謙遜者の証を聽かん、又將に口の杖を以て、地を撃ち、唇の氣を以て、惡人を殺さん、當時イエセイの根、將一、列民の爲とするの旗を樹てんとす、異邦人將一、之を歸附せんとす、其安將に榮ゐるを爲さん、とす』と、夫れ此預言の如何、瞭然にイ、ス、ハリストス降生の時日及事情を示し、か如何に正確、主の性質を指示し、又如何に明晰、當時未だ主を信せざりし異邦人の彼に歸正することを預言せしか、ハリストスの生れし時、是れイエセイ若くはダウ、ドの根の實に断絶せし時なり、嘗て榮えたりし此根の生液は、僅かに貧しき



木工として名もなきガリレヤ住民の枝に守られたり、讀者として荷も福音記者マ  
ト、フェイルカのダウイド族の系譜を瞥見したらんより、此系譜のイ、ス、の生る、時  
は於て如何に盡滅したりしかを見、又此斷絶したる根よりして柔軟なる枝と生命  
を出だし、輕蔑せられたる種族よりして聖神の無量の賜を頭上と注がれ、全世界も  
亦其足下と在る所の裔、即ち恩寵と眞理を以て充滿せるイ、ス、の顯られたるに  
驚くなるべし、彼は其口の言を以て不法の中と荒敗せる地を撃ち、其口の氣を以て  
異邦の不虔を破潰し、而して其處にハリストス教の敬虔を造製せり、偶像堂の陥落  
し、偶像の破壊せられ、不信の國は信仰の光を以て照され、イズライワの神の名を知  
らざる異邦人の、其前と首を低れ、膝を屈し、諸民族の竟もイ、ス、ハリストスに因  
りて救の希望を有する一親族と合せられたり、第四の、主のエギベトに走りしこと  
、其エギベトより歸りしおとなり、此事件の、外見に於ての甚だ重からざるが如し  
と雖も、預言者等の各自己の預言者たる眼光を以てメシヤの足跡を追踪しつゝ、此  
事情をも亦之を見逸さ<sup>ま</sup>りき、預言者ラシヤ(ラシヤの十一の書)の神の代理者として云ふて  
曰く、『われ我が子を召してエギベトより出せり』と、而して福音記者マトフェイの、主が

エギベトに在りしこと、及エギベトより歸れるおとを報告し且つ之を附言して左  
の云へり、即ち『彼は當しイロドの終るよ至る、主の預言者に托して言ふ所も應ずる  
を致す、云く、我れ曾て我が子を召してエギベトより出す』(マトフェイの五の書)と、第五の、主のガ  
リレヤとあることなり(イサイヤの九の書)、預言者イサイヤの此事件を預告する其確實なる  
こと、恰も己も應じたることを報ずるが如し、曰く、『ザウロンの地、テフリンの地、海に  
沿ひてイオルダンの外異邦人のガリレヤに在り、暗きに居るの民、己も大光を見、死  
蔭の境に居る者、光ありて之が爲も興起せり』と、福音記者マトフェイはハリストスが  
ナザレトを築て、ザウロンテフリンの境にある沿海のガリレヤに住居せしこと  
を報じて吾人が既に引用せる預言の、正に此時に應じたることを斷言せり、第六の  
福音の宣傳及諸の休微奇蹟(イサイヤの三十三の書)なり、ハリストスの預言者イサイヤの預言せ  
る此等の件を以て自己に應じたることを證明せり、即ち福音記者ルカ(ルカの四の書)の  
記事を見るよ、主一日會堂に入り讀まんを欲して立ちしよ、會、預言者イサイヤの書  
を以て之に與ふるあり、既に書を展きて、其篇の録する所を翻閱すれば、云く、主の神  
我に臨む、其我も膏するに因りて福音を貧者も傳へしめ、我をして心の傷める者を



醫し、擄者も釋を得、替者も見るを得、瘡痍者も自由を得んとを告げ、以て主の禧年を宣べしむと、イ、ス、卷を掩ひ之を役者に授けて坐す、會堂も在る者皆目を注いで之を視る、イ、ス、衆も言ふて曰く、此書今日爾等に應ずと、衆皆之を稱讚せり」といへり、夫の不信なるイウデヤ人すら猶ほハリストスの此言も對して信仰を顯はしたり、況んやハリストスを信するを以て誇る所の吾人にして、如何ぞ彼に對して不信を顯はすことを得べけんや、予の古代のイウデヤ人亦ハリストスと同時代なるイウデヤ人の多數が有せし所の思想と、又他の敬虔なる者が能く預言の辞を諳んじ、應も來るべきメシヤハリストスも就きて明なる定説を有せしことを引證するも甚だ該博も渡ることを欲せざるが故も、只使徒パウルの憑證のみを指示せん、曰く「我れ更は何を言ふべけんや、若しゲデオ、ワラク、サムブソン、イエフ、ゲワ、サムイルと預言者とも言ひ及ばざれば、則ち時足らず、彼の衆の信も由りて敵國を服し、公義を行ひ、應許を得て獅の口を窺み、火勢を滅し、鋒刃を避け、弱に由りて能く戰に於て勇をなし、異邦の陣を破れり、婦あり、其死する者の復讐を獲て之を受く、亦人あり、酷刑を受けて苟くも免るる

を欲せむ、尤も善なる復讐を得べきを致す、又嬉笑、鞭打、抑且つ縲紲、囹圄の試を受くるあり、彼れ撃るゝ石を以てし、錐解、試誘、鋒刃に死し、綿羊山羊の皮を衣て流離し窮乏をなし、患難艱辛せり、彼れ且つ曠野、山嶺、巖穴、地窟に周流す、此の如き者の斯の世之を有つに堪へざるなり、是れ皆信に由りて善證を得(エウレイ書三十一)と、さればイウデヤ教及ハリストス教の本原は同しくイ、ス、ハリストスを信することにして、實も使徒の証せるが如く、苟も此信仰なきとき、何れの時にまれ、亦何人にまれ決して救はるゝこと能はざるや明けし、蓋使徒の言に曰く「信なくんば則ち神に喜ばるゝこと能はず、凡そ信せざる者の罪あり」と、又曰く「イ、ス、ハリストスの名の外、別も救なし、蓋天下の人間更も他の名を賜ふて、我儕をして之も由りて救を得しむるなし、唯獨り萬民に救を賜ふ所の者あり、即ち神人の仲保者——人なるイ、ス、ハリストス是なり」と、凡そ真正なるイウデヤ教信徒とハリストス教の信徒に於ける差別は、唯イウデヤ人の未だ來らざりしハリストスを信じ、而して「ハリステア」は己も來れるハリストスを信するも在るのみ、斯くてイウデヤ人の信仰も「ハリステア」の信仰も亦其趣意を異よせざれば、將來と過去の差ありしを以て、



イウヂヤ人等の己の信仰を惹起して之を鞏固よし、之を開進するが爲に接近法、即ち預象法を要し、「ハリストスアニシ」に於ては記憶法、即ち活現法を要するなり、さればイウヂヤ教會は於てハリストス教の立法者たる神が自から信者より遠隔せる將來を近づけつゝ、彼等をして己の感情的被服を通じ、遂に世々十字架の祭壇上に行はるべき彼等の救を洞觀せしめ、使徒の言へるが如く應に來るべき贖罪主を遙視して、之に接吻するものと得しむる所の献祭と諸儀式とを入れたれども、ハリストス教會に於てハ立法者及使節たるハリストスの神が全人類を救はんが爲に願はしたる恩寵を、吾人に感情的形態の下に感觸自得せしめ、且つ地より天より昇り、復た斯の世に來る所の贖罪主と直接に奥密の交通をなす所の諸機密及聖務を定立せられ、吾人をして面前に主を見ることを得しめたり、是れ即ち吾人の救の經綸の變遷より現出したるイウヂヤ教及ハリストス教奉神禮の状態なれども、其本原に至りては全く同一なるものなり、されどイウヂヤの奉神禮ハ預象預備の奉神禮たるを以て、其位置を實體及完全の奉神禮たるハリストス教の奉神禮と譲らざるべからざる、而して主が聖體機密を立つるに際して、其門徒等より我れ爾等より語らん、今よりして後我れ

復た此葡萄樹の産する所の者を食はず、他日我れ爾と偕し新なるものを我が父の國に飲むを待たん（マテ二九）と宣ひし、適に此最後の變遷を暗示したるや疑を容れざるなり、吾人の此視點より舊新約教會創立の状態を觀察して、彼此の間は殆ど驚くべき程一致せる者あるを發見し、而して之を以て全人類を同一なる救の目的に向しめたる照管者の睿慮なるを驚かざらんばならず、又此視點より依りて吾人の同一なる精神のイウヂヤ教及ハリストス教信徒の胸裡に運動し、又恩寵の活動力を以て彼等を蘇生し、且つ之を受くる者より對して無量の潔淨、成聖、及義を注がるゝことを認むるも蓋難からざるなり、

凡ハリストス教の仇敵がハリストス教の奉神禮を見て、是れ物質的なり、感情的なりとする所以に、唯其外部のみを觀察するが爲にして、其實際に至りては純然たる神靈的なり、而して其神靈的たるは、單に機密のみならず、乃ち其儀式と名づくるものものも亦成聖せられたるものにして、且つ聖神の恩寵を以て貫徹せられたるものなり、吾人の今不信者より其神靈的なることを示さんが爲に、ハリストス教の聖務中、最重至大の奉神禮たる「リトルギヤ」を詳解せん、「リトルギヤ」のグレチヤ語の「リ



トス及「エールゴン」の兩語より成れる熟語として、「リートス」とは普通の意、「エールゴン」の事若くは奉事の義なるが故、之を合すれば公奉事の意なり（譯者曰く、リトルキヤは聖體禮儀を稱するに於て、聖體禮儀を執行するがゆゑなるべし然るを今リトルキヤを公奉事と譯する時は讀者の公奉事を以て聖體禮儀と別物ならんと思惟せんことを恐れ茲より前譯に從て聖體禮儀とす）「リトルキヤ」又左の意義を有す、第一は敬虔なる行為の総稱なり、使徒パウエル貧者も施濟する仁恵を名づくるも此言を以てし（コリント後九ノ十二）又エバフロデイトがフィリップも語れる所の從順なり（フィリップ三ノ三十）、聖金口ハリスチアアニンの敬虔なる徳行を総稱するも亦此言を以てせり（金口の使徒規則）、第二には特奉神禮に關する諸動作として、早課、晚課、祈願の唱歌も亦此中在り、第三には特殊格段なる意味を以て之を言へば、主の体血を献ずるものと即ち聖體機密及之の伴ふ所の公奉事なり、此聖務を一名聖餐禮儀と稱す、此名稱の古代より用ひ來れる所にして、此聖務を斯く名づけたる所以、一は此聖務に於て信者が感情的形態の下に神靈的の量食を飲食したるも因り、神靈的の量食の主が自から「我の天より降るの餅なり、創世の時より屠らるゝの羔なり」と云はれたるものなり、一は初代に於て聖體禮儀を施行せし後、直に聖餐禮儀に於て晚餐を設くる慣例ありて、之を晝餐若くは食卓と名づけた

るも因るなり、又此晝餐の之も與かりし者を勵ます愛の精神なるがゆゑ、グレチヤ語にて之を「アガピ」と名づけたり、即ち愛の義なり、されば當今聖體禮儀終りて代聖餐を分配するは此風習を記念せんが爲なり、  
 聖體禮儀ハイス、ハリストスがモイセイの律法に從ひて除酵餅を準備せんが爲に定められたる除酵節の初日、於て「パスハ」の羔を食する時、即ち現今の大金曜日に該當する所の機密の宴に於て創立せられたる者なり、之れを設立したる順序の左の如し、乃ち主の其門徒をシヨンの一樓上に集め、彼等の面前に於て其至聖なる手と餅を取り、天を仰ぎ、天の父を讚揚祝謝して而る後、之を擘ぎ、門徒も與へて曰く「取て食へ此れ乃ち我が体、爾等の爲に擘かるゝ者なり」と、門徒等も之を主の手より領けて、各自皆之を食せり、次て葡萄酒を盛りたる杯を取りて、之に水を和し、神父に感謝して其門徒に與へて曰く「皆之を飲め、是れ我の新約の血、爾等及衆人の爲に流さるゝ者、罪の赦を得るが爲なり」と、主の斯く其門徒に己の体血を授けると同時に彼等をして己（主）を記憶せしめんが爲も、主の例に從ひて彼等も此聖務を行ふべきことを遺命して曰く「我を記念するが爲も、之を行へ」と、而して門徒等の福音記者マ



トフエイの報トたる如く詩を詠じてエレオン山に往き（マツエイニ）此救贖の職命を  
遵奉し、聖詠を歌ひて此機密の宴を終へたり。  
吾人の此高尚なる聖務の奥義を理會せんが爲め、此聖務を立てし時の一言一擧よ  
注目せざるべからず。

### 第六講話

第一、イ、ス、ハリストスが除酵節の首日なるパスハ祭の夜  
即ち特に其受難及死の前於て聖體機密を行ひし理由第二、  
此機密を設立する酒と餅と酒特に餅の除酵餅にあらせしめて發  
酵餅を用ひ酒の唯酒のみならずして水を混和したるものを  
用ひし理由

予が己より前章の末段に於て述べたる如く、聖體機密に關して研究すべき疑問の左  
の如し（第一）イ、ス、ハリストスの何故に此機密を他の日に行はずして、之を除酵  
節の初日、即ち「パスハ」祭の夜に於て行ひ、且特に之を己の受難及死の前に行ひしや、  
（第二）何故に此機密を立つるに方りて餅と酒特に餅の除酵餅をあらせして通常の  
發酵餅を用ひ（カトリック教に於て、酒は純ら酒のみならずして水を混和したる物を用  
ひしや、（第三）何故に彼の其至潔なる手に餅を取りて神に祝謝せしや、（第四）何故に餅  
を己の体と名づけ、又己の体となし、然る後之を擧げて其門徒に食することを命せ

しや、（第五）何故に酒を變化して血となし、又之を其門徒に領くことを命せしや、（第  
六）何故に之を新約の血と名づけ、又何の爲に血のことを記憶して、罪を赦すが爲な  
り」と附言せしや、（第七）何故に己の再臨に至るまで此機密を行ふことを命せしや、（第  
八）聖別せられざる人、即ち通常の俗人の此機密を行ひ得るや、（第九）此機密を領けず、  
又の不當として此機密を領くも赦罪せらるべきや等是なり、請ふ順序を逐ひて  
左よ之を論せん、

（第一）イ、ス、ハリストスが此機密を立つるが爲に除酵節の初日を撰びたりしは、  
此日の金曜日の除酵節と同時に遭遇する所の聖「パスハ」祭の前夕なるに因れり、而  
して主が此機密を執行せんが爲に「パスハ」祭の前日を撰びたる所以は、彼が此機密  
を立て、以て實物と預象を接近することを欲したるに因る、即ちイスラエル人を  
エジプト人の奴隷たりしより救ふことと意義となしたる「パスハ」の羔と己が肩よ  
全世界の罪を負ひて全人類を律法の詛と悪魔の國より救はんことを欲したる眞  
の神の羔と接近せんことを欲したるが故なり、是を以て彼の始に儀式的の律法に  
從て舊約の「パスハ」を行ひ、然る後新約の「パスハ」を行へり、即ち己の体血を以て聖體



機密を行へるなり、次は當時「パス」の羔の一歳なるを用ふべきことを定められし何故なるか、是れ即ち歳(年時)の範圍外にある神子の永遠なるを預象したる者として、モイセイの律法は據る時の之を食ふ前三日群羊より分離し、聖として且つ神に喜ばるゝ献祭は預備せざるべからざりき、又使徒の言は據る時の「罪人より離れし者」且つ三日の間地心は在りて、平和の祭を献せざるべからざる者を示せるが故に、其羔のモイセイの律法は於て内外部共々毫も欠点瑕瑾なからんことを要求せり、又其羔の信實温和として罪過なく、及其口に一の詭譎をも發見するおと能はざりし程聖にして且つ義なる者を預象せるが故に、苦菜と偕は焼きたる羔の肉を食するを命じ、而して或は養若くは調味したる物の如き之を食ふおとを禁せられたり、苦菜を食する慣習は、一ハイウデヤ民がフラオンの苛酷なる奴隷の苦を受けたるを記憶せんが爲に保存せられ、及苦より自由にせらるゝことを意義し、一ハ自ら苦を甘じて献祭することを許約せられたる神の羔——ハリストスの將來の苦難を示せるなり、故に嘗てイズライリの家の門扉は十字形に塗りし血の、死を以てイズライリ人を罰したる神使の攻撃を免れしめたるが如き奇異なる能力を有し、

又其血は後に聖盃の角は振り注がれてイズライリ人の罪を潔めたり、然れども其斯の如き効力を有したりし、此れ實は血其物の能力はあらざりて、乃ち全世界の罪の救の爲は十字架の祭壇上に注がれたるハリストスの臍の血より資りし能力なり、使徒曰く「牡牛牡山羊の血は必ず罪を去ること能はざり、ハリストスの身、惟、一次献せられたるは由りて我儕聖潔を得」(エペソ四、十)と、

(第二)「イ、ス、ハリストス」ハ此機密を立つるに方りて、餅及赤葡萄酒を用ひられたり、蓋エウレイ國は於ては、他種類の酒なかりしに因る、而して主は此等の物を用ひられたる所以は、唯其形態を以て能く彼が後世界の罪の爲め神父は献祭せし所の体血を象るのみならず、乃ち彼が特に預言に由りてメルヒセデクの班は由る永遠の大祭司たりしを以てなり、蓋預言者の己が預言の歌の中は於て彼は向ひつゝ、歌ふて曰く「爾メルヒセデクの班は循て祭司となり永遠に迄らん」(聖歌百四)と、而してメルヒセデクの献祭は聖書に見ゆるが如く餅と葡萄酒より成りたればなり、吾人が引用せる預言は正はハリストスに關するのみにして他の何人にも係らざること、使徒パウエルが此言を「イ、ス、ハリストス」は應用しつゝ、終りてメルヒセデ



クのとよ就きて、彼の神子に彷彿たりと言へるゝ因りて明なりとす、其言に曰く「前  
 驅のイ、ス、我儕の爲は先づ是處に入る、彼れ永く立て祭司の長となり、メルヒセデ  
 クの班に循ふを得たり、夫れ此メルヒセデクは即ちサリムの王、至高なる神の祭司  
 なり、昔アウラム諸王を敗りて旋れる時、メルヒセデク遇ふて之を祝す、且アウラ  
 アム一切十分の一を以て彼に與ふ、彼の名、一ハ譯して義王となし、一ハ以てサリム  
 の王となす、即ち平康の王なり、彼れ父なく、母なく、族譜なく、始の日なく、生の終なし、  
 神子に彷彿たる者なり、彼れ恒に祭司たり」(エウレ一六三)、イ、ス、ハリストスの預  
 言者と名づけられ、又使徒の言ひしが如くアローンの班に循へる祭司たり、新約の  
 神品職の舊約の神品職と異なれるハ此点よりとす、蓋舊約の神品職ハアローン  
 の班に循ふ所の神品職にして、新約の神品職ハメルヒセデクの班に循へる神品職  
 なればなり、而して舊約の神品職ハレウイトの名に含蓄し、又新約の神品職ハ諸種族  
 及衆民より形成せられたり舊約の神品職ハアロンより出て、且つメシヤの世界  
 より顯はれてイエルサリム聖堂の破壊に至るまで斷えず其種族を以て世襲し、其務  
 ハ律法を以て繋がれたれども、新約の神品職ハ「肉体の法に循ひて立つゝならず、乃

ち無窮の生命の能は循ふ」(エウレ一六三)所のハリストスより起り、且つ聖書の證は據れ  
 ば、其賜ふ所の使徒あり、預言者あり、預言を傳ふる者あり、牧師及訓蒙者あり、聖徒の  
 備ふるを得て以て服役の事を行ひ、以てハリストスの体を建つるを致せるものに  
 して「(エフエス四)即ちハリストスの再臨に至るまで、使徒等及其手撫禮を以て後嗣  
 者等に成聖の恩寵及作動を以て繼續し、主は萬物を従はしめたる者を除くの外、萬  
 物悉く彼に従ひ」又其根本原因たる彼の中に在りて分れず永遠に繼續せん、故にハ  
 リストス教の神品職ハ即ち舊約の模範を取りし者にして、又舊約神品職に交代を  
 なし、なりと思惟する者のハ、此れ聖書を誤解せるなり、何となればハリストス教の  
 神品職の舊約の神品職と一般なる所以ハ、只惟一の神に奉事することのみとす、然  
 れども其本原及生出に因るも、又此奉事の目的及性質に因るも、其働作の趣意及模  
 型に因るも、全く舊約の神品職と異なれり、若し果して此等互相の關係を定め得る  
 ものとせば、此關係ハ恰も光の蔭に於けるが如く、靈の体は於けるが如き状態なり、  
 舊約の神品職ハ形而下の律法を以て其聖務を定立支配せられ、其聖務中にハ唯將  
 來の者のみを象りたれども、新約の神品職ハ萬事を成全する所の恩寵、即ち見えさ



る恩寵を以て其聖務を定立支配せられ、其聖務中により来る所の眞理を報告するなり、アトロンアトロンの萌芽せる杖の藎みて之を貯藏せる行堂ネキヤと偕に其杖のまゝ、瘵れたれども、イエセイの斷絶せる根より生じたる杖の花開き永遠に咲き匂ひて且つ罪惡と其役事者より諸の障害を受けたるにも拘らば、漸く成長して大木となり、天空の鳥來りて其枝を棲み、又地の諸民の其樹蔭に隠れん、メルヒセデクのアウラアムを祝福せること、使徒の徴證より明かなる事實なれども、其何を以て祝福し、及如何に祝福せしや、當時何等の爭論疑点のなかりし問題たるを以て、使徒も未だ此等成就きて何事をも述ぶる所あらざりき、而して現今司祭の用ふる祝福の方法、直接に使徒等より取れるものなること、使徒がメルヒセデクを目して神子は彷彿たりと云ひしが如く、其祝福も亦神子の祝福せし所外ならざるを悟るべし、且つ手指を組み合ひして象る所の神子の名を以てし、及其名に就きて祝福するより外別な祝福すること能はざればなり、聖キリアンの言に據れば、メルヒセデクの班は循ふ所の祭司たるイ、ス、ハリストスの、メルヒセデクの聖務を増補修正しつゝ、其祝福を以て彼が聖體機密の爲に擇べる餅と酒とを祝福せり、但

し此餅の如何なるものなりしや、若し「ハリストスアコン」中此問題に關して誤解せる者なかりせば、予の此疑問を出さざりしならん、此餅は即ち通常の麥餅殊に發酵餅なりしと、（當時パレスチナに）第一、其名稱より見るも明かなりとす、蓋福音記者の之を餅ブレズ（發酵餅）と名づけしも、除酵餅アリススとい名づけざりしなり、福音記者報じて曰く「食する（モイセイ法）時、餅を取り祝して之を擧げり」と、第二、「ブレズ」の文字上の意義は據るも膨脹したる餅にして即ち發酵餅なることを示せども、除酵餅の爲に他の特別の名稱を用ふるに由りて明かなり、第三、此聖務の組織中用ひし餅の發酵餅たりしこと、此聖務の性質が萬事皆イウデヤの「パスハ」より異なれるに因りて明かなりとす、何となれば此聖務を以て新約の聖務と名づけらるればなり、モイセイの律法に據る「パスハ」祭のイウデヤ人が勿卒にエギベトを脱走したることを記念するに用ひたる除酵餅の外、他の餅を用ふることを許されず、又イウデヤの「パスハ」の發酵餅あらざりしが如く、酒も亦之なかりしなり、第四、此聖務の能くメルヒセデクの獻祭に類似せるを以て證せらる、そのメルヒセデクの獻祭の常は發酵餅を用ひ、而して當時除酵餅の其定義もなく、又イ、ス、ハリストスのメルヒセデクの



班に循ふの祭司たりしが故に其儀式典型に従て必ず聖務を行ひざるべからざりしなり然れども吾人の反對者なる「カトリック」教徒の言ふ所を聞くに曰く主の聖体機密を行ふに際して正に除酵餅を用ひたり何となれば彼が律法の「パスカ」を行へるが故に其用ひし者の除酵餅なれば也然れども其確證あるも拘らず徒らに臆測し走るの許容すべきことなるか況んや此聖務に新奇のこゝろを入るゝ其罪最大なるに於てをや又其信用すべき確證なきに徒ら空想推量し走るの將た何の益かあらん加之「カトリック」教徒の大抵九世紀に至るまで東教會の傳と一致して同じく聖体機密に發酵餅を用ひたりしが其除酵餅を用ひ始めたるの即ち東西教會の分離以後に在り彼等又曰く「イノス、ハリストス」の除酵餅の初日は聖体機密を行ひたるが故に何處にも發酵餅を得ざりきと此言や固より取るに足らざる愚言なり何となれば晩餐の創立者たる主が前日より此餅を準備し置かざりしとの思惟すること能はざり且つ「イウデア」人の除酵餅の初日に於ては唯除酵餅を準備し而して其祭典即ち除酵餅を食することの第二日より始められたればなり加之晩餐の實見者及共領者たる使徒が晩餐に於て用ひたるものは即ち發酵餅にして彼等の正に

之を味ひたりと云ふに吾人「ハリステアニン」の如何ぞ信仰の師たる彼等を信用せざるを得んや今此講話を結ぶに使徒の證を以てせん曰く「福音の言の確實にして悉く信すべきものなり」と是なり

第七講話

第三ハリストスが至潔なる手は餅を取りて神を祝謝せしむるに第四主が餅を己の體に食ふべきを命じしこと第五主が酒を變化して血となし又之を門徒に領せしむるに第六主が機密を行ふべきことを命じし理由第七主が其再臨するまで此機密を行ふべきことを命じし理由第八聖別せられざる人即ち俗人の此機密を行ふべきことを得べきや第九此機密を領けざるも其は赦罪せらるべきか

(第三)「イノス、ハリストス」が其至潔なる手に餅を取りて神を祝謝せしむる何故なりや予の今此疑問を決定するに臨みて先づ「イノス、ハリストス」が餅を取り直ち門徒に擘き與へずして之を天に捧げ且つ天を仰ぎて神を讃揚感謝したること注意せん之を一方より見るときは主が然かなしこの餅を普通用より分ちて之を神父に献じたるなり又他の一方より見る時は主は世々の先より「メルヒセデ」の班に循ふ所の司祭長(聖路百〇)たるを以て聖体機密を創立するに當り舊約の司



祭長若くは司祭の慣例聖品の内先づ餅を天よ擧げ加ふるに祝文を誦して以て之を献祭よ供じたりに循ひて行へるなり此事は關する律法の言ひ左の如し爾必ず此諸物(献祭)を以て主の前に搖祭となすべし爾必を其手より之を取りて壇上よ燔きて以て燔祭となし主の前よ馨香となし即ち主よ火祭となすべし(出埃及記廿五)とこれ即ちイハスハリストスが手よ餅を取り天を仰きて神父を讚揚感謝したる所以なり然れども福音記者の此讚揚感謝の如何も就き會て記する所なかりしを以て其を知らんよ唯た之を實見聽聞したる使徒の傳(傳)に趨り就くあるのみ乃ち使徒の口傳よ由りて明記せる古代の聖體禮儀書名に見ゆるが如く使徒等の此時異口同音よイハスハリストスの創世より當時に至るまで神が人類に施したる諸仁慈を讚揚感謝したりと云へり即ち神が人を地の塵より造り及之よ其像と肖とを賜ひしこと并に之を甘美なる地堂よ住居せしめ且つ神の義よして且つ仁慈なるが故に人類の犯罪後之を救へんどの希望を與へて之を地堂より放逐したること又神が預言者等を遣ひして或の書よ記載せる律法或の其口話を以て己が聖旨を告げ諭したること殊よ救贖の事業を實行して之が爲よ主自らも此世

に遣ひされ己を卑うして僕の姿を取り十字架と死を嘗むるに準備したることを讚揚感謝せしなり次よ主の杯の上よ亦全く同様の讚揚感謝を行へりマトフエイマルクルカの三福音記者の之を報じて左の如く云へり主杯を取り祝して門徒に與へて曰く皆之を飲め(マトフエイ廿六)と故に此等の祭品を神父よ奉けて祝福し又神父を讚揚せしことハリストスの掌中に於て餅酒を成聖し以て之を己の体血よ變化する方法たりしなりされバ吾人も亦聖體禮儀を行ふよ際しては主の遺詔よ循ひて此方法を用ひざるべからき唯吾人の不當なる手裡に之を行ふが故よ供餅を擧ぐるに臨みての必ず聖神の扶助を呼び祝福に於ての即ちハリストスの名を象り而して讚揚感謝の殆どハリストスの口より聞き使徒等が吾人よ傳へたる所の言を以て行ふなり吾人の實よ此機密を行ふよ適せざる者なれども吾人が天性の荏弱欠点及吾人の犯罪不義も亦些か此機密を行ふを禁せざるなり此れ猶ほ司祭長カイアファの行爲の不義なりしも聖神が彼の口を以て左の一大真理を傳ふるに障害なかりしが如しカイアファ衆に語りて曰く爾等知る所なし竟に一人民の爲よして死し聖國滅びざるを致す乃ち我儕の益たるを思ひざるなり(イコリノ五)



十一、五)と、福音記者此事に就きて云へるとあり、曰く「彼れ之を言ふは己よりするにあらず、乃ち此歳祭司の長たるを以て預言せるなり」と、斯の如く聖臺の不義なる役者も亦其不當なるを拘らば、最も完全潔淨に聖体機密を行ふと雖も、之を行ふや己れ自ら行ふをあらば、乃ち聖神の能力作働より聖別せられたる職權を以て行ふなり、使徒が「我儕に此寶あり、乃ち瓦器に蔵す、莫大の能我儕より由らずして神より由るを致す」(コリント後四七)といひし、これ之を謂ふなり、然れども此聖務を執行する者にして其良心は暗き所あり、其意思は深からざる所あり、又痛悔の涙を以て洗淨せざるの手を以て妄に至聖なる機密を觸るゝの實は禍なり、蓋使徒の言は曰く「不注意にして神の奉事をなす者の詛はる」と、況んや若しハリストスの至聖尊貴なる聖体機密を成聖するに立てられたる者にして不當ならんや、果して如何なる詛と審判とを受くべきや、聖書は吾人を「斗の上に立てられて諸物を照すべき燈」を譬へたり、然れども夫の燈は他物を照しつゝ自ら消滅するが如く、吾人も亦斯の如き運命に遭遇せば吾人將た之を如何せんや、

(第四)イ、ス、ハリストスの何故餅を成聖したる後之を擘きしや、これ當に門徒等

を分配するが爲のみならず、特に成聖したる其体を擘きて主が世の贖の爲に受くべき苦難を象れるなり、故に主の門徒等に之を與へて「此れ我が体なり、爾等の爲に擘かるゝものなり」といへり、次に主が此餅を擘くことを門徒等に委任せざりし何故なるか、蓋主の苦難を受くるは他人の壓制を服するをあらば、乃ち自から甘じて之を受けたるが故に主は餅を擘くおとを門徒等に委任せざり、自から之を擘きて其受難の決して他人の意志に従ふにあらば、乃ち己の意志に従ふことを門徒等に示せるなり、然るもモロカン教徒等は己の不敬虔なるのみならず、且つ聖書を了解せざるより誤認して左の如く云へり、曰く「イ、ス、ハリストスは不如意にして苦難を服せり、何となれば彼の此杯(苦)の其側を通過せんことを願ひしも神の其願を容さざりきと、抑、彼等の説の第一、使徒等の証に反對せる空言なり、蓋使徒は此事に關して「彼れ肉体にある時、曾て大聲を哭泣して能く之を救ひ得る者、祈禱懇願し、而して其畏懼するによりて允聽を蒙ることを得たり」(エペソ一七)と云ひられたればなり、第二、彼等の「イ、ス、ハリストス」に反對せり、蓋主の其受難の近きにあるを知りて屢、己が受難のことを門徒等に預言せり、而して假令に主の唯神たるの故を以て



するのみならず、乃ち人としても亦容易に此苦難を免るゝことを得べきと、肯て之を避くることをなさざり。又賣主者が彼を捕へんが爲め軍士等と僧に彼に近づきし時、於てすらも彼の自ら出て、彼等を迎へ、以て己が彼等の探索する所のイ、ス、なることを願ひせり。且つ主の己を謀りし者の企望を成就せしめんが爲め、今や將よ己を賣り渡さんとして來れるイ、ウ、ダを呼びて「友よ何をなさんとして來れるや」と云ひれたり。次は軍士等の主の聲を聞き畏懼して躓き倒れたる時、主の彼等の狼狽を機會として苟も遁走するとなく、彼等の勇氣を恢復するに至るまで其處に駐立し、又主と僧に在りし所の一人が己の劍を抜き、祭司長の僕を撃ちて其耳を削りし時、主の之に對ひて云へり「爾の劍を故の處に歸せ、爾我れ今我が天の父に求め、而して彼れ即ち十二營有余の使者を以て我に賜ふ能はざらむと思ふや、若し然らば則ち聖書よ云ふ所此事必ず有る者如何ぞ應ずるを得んや」と。故に「モロカン」教徒の云ふ所の不虔なる妄説たり、予の彼等と問ひん、イ、ス、ハ、何人なりやと、彼等は答ふるならん、神なりと、然れども彼等の言ふ、彼の死より救はれんと欲して之を願ひたれども、竟に自ら救ふこと能はざりきと、是は由りて之を觀れば、彼等のイ、ス、ハ、

リストスを認めて神となすと雖も、其實眞の神を認むるにあらずして可憐なる奴隷を認め以て神となすと外ならざるなり、然るに「モロカン」教徒等が己を以て眞正なる「ハリステアニン」と名づくるの實に惘然の至として、彼等の己の誤解より深く自ら不虔の淵に陥りしことを覺らざるなり、主を以て不如意として且つ死せる所の神として信ざるは此れ即ち神と其教義とを蔑如するものなり、又吾人の中にも主が苦の杯をして其側を通過せしめんことを祈りたれども、彼の止むことを得ずして苦めりと云ふものあらん、然り彼の實は祈れり、然れども爾等の使徒の言ふ所を聞けるが如く、主の敬虔の心を以て父の旨に従へり、爾等の全く主の祈禱の意義を了解せるか、若し使徒彼の此祈禱の果して神父に聞かれたりと云ひ、則ち此祈禱の必ず成し遂げられざるべからざり、然るは爾等の其成遂げられざりしことを發見せるにあらずや、然らば使徒の不正を言ひしか、將た爾等の不正なるか、此疑問の中孰れか其中の一は是決せざるべからず、然れども「モロカン」教徒等の敢て使徒等の言を以て不正なりと断言するは能はざるべし、何となれば使徒等の凡ての眞理を教誨する所の聖神、眞理の神は依りて語り、即ち唯一の眞理のみを語りたれば



なり、故に不正を言ひしハ「モロカン」教徒等なり、實に此祈禱を正當に了解する者の甚だ稀にして、其誤謬の生ずるハ蓋此祈禱者を以て常人視するに在りとす、然れども「イ、ス、ハリストス」の借に眞の人又眞の神たるが故に神人の兩性及二意を有す、而して此二意の全く反對の性質なるを以て、其希望の反對なりしも亦當然なり、ハリストスの人の意の彼に苦を恐れしめ、悲ましめ、憂へしめ、又苦の杯を彼より離さんことを祈らしめたれども、彼の神の意の神父の意を同一にして、唯吾人の救贖と己が苦難を以て其永遠の協議を成し遂げんことを望めり、且つ神の意の固より人の意に勝れたるが故に「イ、ス、ハリストス」の人の意をして神の意に從はしめたり、されば彼が同時に於て或の苦を受くることを望みしものと願われ、或の之を避けんと欲するが如き者と願われたるハ即ちこれが爲なり、主其門徒に對ひて云へる言ふ曰く「我の切に爾等と借は此「バス」を食はんことを欲す」と、而して此「バス」ハ即ち彼の苦の「バス」たりしなり、彼の其時に於て「悲しみ憂へ始めたり」實に奇異にして合体したる神人の兩性の其祈禱中にも亦願われたり、其祈禱の言に曰く「吾が父よ若し或の爲すべくば則ち此杯を以て我より離せ、然れども我が欲する所に

從ふよあらしき、乃ち爾が欲する所は從ふなり」と、これ彼の人性の意が神父の意と同一なる己の神性の意に從へるよあらずして何ぞや、彼れ自ら此事を就きて證して曰く「我と父とは同一なり」と、即ち性は依り意に依りて同一の謂なり、彼等又曰はん、若し果して然らば何を以て彼の祈禱中己の意と父の意との間を恰も争ふが如き反狀を呈せしやと、然れども彼の祈禱中に斯の如き状態の願われしハ、これハリストスの受けたるものハ人の實體にして或異端者の妄想せるが如く人体の幻像よあらざりしよ因るなり、又「イ、ス、ハリストス」の自由にして苦を受くるに當りても全く自己と神と人の兩性あることを願はせり、

〔第五〕主の何故己の門徒等と餅を指して「取て食へ此れ我が体なり」と云ひ、又葡萄酒を指して「皆之を飲め此れ我血なり」と云ひしや、蓋主の神聖なる言の能力に依りて餅の眞の体、酒の眞の血は變化したるよ因れり、即ち三位一体なる神が永遠より其協議に於て云はれたるもの及ハリストスが其約束を循ひて全世界の罪の爲め、神の永久の義を満足せんか爲す十字架の祭壇上に献祭すべき体血なり、又此体血の聖神が預言者の口を以て證せし所のものなり、曰く「祭祀と禮物との爾之を欲せ



す、乃ち曾て我が爲に一身を備ふ、燔祭と罪祭とは爾之を悦ばず、時よ我れ曰く、神よ、我れ来て以て爾の旨を行へん、書卷に在て乃ち我に録及す〔エツレイ十〕と、吾人の此旨よ因り唯一次のみイ、ス、ハリストスの体を献せるを以て潔められたり、又彼の其門徒よ全世界の生命の糧よ備へられたる平和〔神と人との〕の此献祭を領くべきことを命し、吾人も亦彼等を以て之を領くことを命せり、主の彼等に告げたる言よ曰く「取て食へ」及「皆之を飲み」と且つ之よ附言して曰く「之を行ひて我を記念せよ」と。

〔第六イ、ス、ハリストスが己の血を稱して新約の血と名づけたるハ舊約の血に對して言へるなり、是血とは如何なるものなるか、此れ即ち神の方より言へば、仁慈及永遠の生命を人類よ與へ、又人類よ就きて言へば、神よ違ひ及其誠を奉せる規約を以て神とイズライリ民との間の契約を固めし、パスハの羔及全舊約の献祭の血なり、さればモイセイの神より授けられたる律法を人民に解釋するや、献祭せる後血を人民に振り注きて、約の血を視よ、乃ち主此諸言を以て爾と立つる所の者なり〕  
〔出埃及記廿四ノ八〕と曰へり、然れども神がモイセイを以て立てられたる此約ハ、神照管者の

預定の如く衰頽し、而して預言者等が明かに預言せし新約と交代せざるべからざる預言者イエレミヤの言よ曰く「視よや、日將に至らんとす、我れ必きイスライリの家及イウダの家と新約を立てん、我が其手を執り之を携へてエジプトの地より出だす時我が其列祖と立つる所の約よ循ふよあらざるなり、我れ之を娶りて其夫となりたり、彼れ乃ち此約に違背せり、主之を言へり、主云く、斯日の後よ當りて我れ將よ我の律法を以て其衷よ置き、其心よ銘せんとす、我れ將よ彼の神とならんとす、彼れ將よ我の民たらんとす」〔イエレミヤ三十一至三十三〕と、故よ舊約の血も亦新約の血、即ち世の罪を滅ぼす神の眞の羔の血——新約の仲保者たる救主ハリストスの血を以て代へられざるべからず、使徒パウロ此事を論じて左の如く云へり「若し牡牛牡山羊の血と焚きたる牝犢の灰と汚穢の者よ澀ぎ、能く之をして聖からしめ、其肉身を潔むるを致さば、況んやハリストス永遠の靈よ由り自ら瑕なうして己を神よ献せる者の血、能く爾の良心を潔くし、死の行を去り、活神に奉事せしめざらんや、此よ由りて彼れ新約の仲保となりて召を蒙る者、彼の死よ由りて以て前約に在る者の罪を贖ふて許す所の永業を得べきを致す」〔エツレイ九ノ十三至十五〕と、故よイ、ス、ハリストスが己の



血を以て約の血と名づけたるの己が死を以て神と人との間に約を立てたるに因り、爰も神の人々も向て云ふて曰く「我れ將に爾等の神とならんとす、爾等將も我の民たらんとす、我れ將も其愆尤を赦して復た其罪を記憶せざらんとす」(イエレミヤ三十一ノ三十三)と、されば吾人も亦之に對して左の如く云ひざるべからざらん、主よ我の信ず、願くは我が不信を助けよと、又吾人の己の心と口とを以て承認して云ひん、曰く「爾のハリストス世の罪を救ふが爲に來れる活神の子なり」と、斯の如く此約束の舊約の代りに立てられたるを以て新約と名づけられたるが如く、此約を確かむる所の血も亦新約の血と名づけられしなり、然りと雖も何故此處に血の必要ありしや、使徒パウルの此疑問に答へて左の如く云へり「凡そ遺命の必ず之を命ざる者の死を俟つ、蓋遺命の必ず人の死後よ於て准行す、然れども其之を命ざる者の尙は生ける時に力なきなり、故も前約血なくんば立たざりき」(エペソイ九ノ十六至十八)と、實も古代よ於ける諸約の概して血を以て確められたり、即ち或民族、特に蠢愚なる野蠻民等の斯る場合よ於ての血をさへ嘜れり、例へば前もハナアンの地よ居住して後エウレイ國の領内よ遷居せし民族の如き是なり(ソロモンの傳十二ノ五)而じて、イウデヤ人の頗る慈善心よ

富めるが故にモイセイが舊約を解明するに當りて行ひしが如く唯之を振り濯げり、使徒が此事よ就きて述べたる言は曰く「モイセイ約書及衆民よ濯きて曰く此れ乃ち神爾よ命ざる所の約の血なり」(エウレイ九ノ二十)と

(第七)イ、ス、ハリストスは己の血を組織するも赤き葡萄酒を用ふることを喜せり、是れ一に其色の能く血と相似たると其外部の形態を以て此中に含蓄せる眞理を最も確實近切も象らんが爲なり、加之使徒の傳よ據れば、ハリストスの機密の筵に於て用ひたる酒は特に微温湯を混和せるものなりと云ふ、是れ將も生氣の絶えんとする彼の脇より迸出せし血と水とを象れるものにして、尙ほ活氣ある体も必然の温度を失ひざりしことを示さんが爲なり、又葡萄酒は水を混和せること、是れ舊約律法に因れるものにして、即ちハリストスの救の血を象る舊約の血の律法よ由りて水を混和せざるべからざりしことを解明せり(出埃及記九ノ十九、レウイト記十四ノ五六)而して此酒と水との偕もハリストスが將も十字架よ上よ於て己の脇下より流さんとする血と水とを其形体の儘信者よ授けしめんが爲も主のなし給へるものなり、聖金口及メデヲランのアムブローシイの教よ據るに、此血と水との主が立てられたる洗



禮及聖体の二機密を顯はせるものなりと云ふ、

(第八)イ、ス、ハリストスの斯く水を混和して準備したる葡萄酒を己の門徒等と授けて「此れ我が血なり、爾等及衆の爲に流さるゝもの、罪の赦を致す者なり」と云ひしも、餅と就きて、唯「此れ我が体なり、爾等の爲に擘かるゝ者なり」と云われたり、然れども主が斯く宜ひたりとて罪を赦す者の唯其血のみなりとの斷定を下すべからざらば、又体のある所は血も亦之あるが故に俗人領聖の爲にハリストスの体を領くるのみにても足れりと主張する「カトリク」教徒も同意するに實に奇怪なりと云ふべし、否イ、ス、ハリストスの使徒等に二個各別の形態の儘に己の体と血とを授け、彼等も之を行ひて彼を記憶すべきことを命じたるが故に、使徒等もまたれ、又其後嗣者にまれ、斯の如くして領け、斯の如くして授けざるべからず、且つ斷じて彼等の俗人は天賜の全半を奪ふの權なきなり、又吾人の罪の赦を得るに、一の聖体のみもあらず、又一の聖血のみもあらずして、血と体とを偕し領するに在り、之を明瞭と云ひ、即ちハリストスの全体を領くるに在るなり、蓋ハリストスの吾人の罪の爲に己の全身を以て犠牲に獻つたればなり、使徒此事も就きて曰く「今季世に値

ひ、彼れ會て一次顯著し、己を以て祭となし、罪を去るを致さんと欲す、己も人も定むるが如く、必ず一次死して死後審判あり、是の如くハリストス一次己も獻じて多人の罪に任せ【エカレイ九ノ廿六至廿八】と、他の使徒曰く「ハリストス亦會て一次罪の爲にして苦を受く、乃ち義者が不義者を代り、我儕を引て神に歸せしめんと欲し、彼れ身死を受け、而して靈を以て復生す【ペテロ前三ノ十八】」と、讀者は爰も述ぶる所を以て肉のことのみなりと雖も、血も亦關することたるを知れるならん、故に「罪の赦を致す」てふ表言の、唯血も是れ關するのみならず、体も亦關せざるべからず、即ち之を換言すれば、「恰も」取て食へ、此れ即ち我が体、爾等の爲に擘かるゝ者、罪の赦を致す者なり、皆之を飲め、此れ即ち我が血なり、爾等及衆の爲に流さるゝ者、罪の赦を致す者なり」と言ふも異ならず、此表言の使徒時代より今日吾人に傳はれる古代の聖体禮儀中に在る所として或ものは使徒の自ら記載せる所なり、現今正教會も於て執行する大ワシリイ及金口イヴァンの聖体禮儀の即ち之より取れるものにして、「罪の赦を致す」てふ言を以て、偕に血と体との兩者に關することとせり、而して此イ、ス、ハリストスの言も於て「夫の『罪の赦を致す』てふ表言を以て唯血にのみ用ひたるに、此を以



て彼の十字架の献祭を預象し、又是は依て人々の罪を潔むるの力を有する舊約の献祭及約の血を最も近く指示せんと欲したるが故なり、即ち舊約の血をハリストスの血と近接することの中より、聖臺の上へ献せられたる燔祭、及其下へ於て流されたる献祭の血も亦將來の贖罪主へ於ける信仰を以て其赦罪を得んが爲に献せられたるものなりとの意義を含蓄せり、蓋神の自らモイセイへ向ひ、是の如くして彼の爲に罪を贖へば則ち必を赦されん（レウイ記四ノ廿三）と云ひ、而して救世主の己の苦を預象せる古昔の諸献祭へ代へて己が眞祭を献じ、以て全人類に罪の赦を得しめたり、又爰は認むべきことは、イハリストスの己の体のことと就きて使徒等に向ひ、『爾等の爲は壁かるゝ者』と云ひ、而して血のことに就きて、『爾等及衆の爲に流さるゝ者』と云ひたることは是なり、茫乎として之を見れば、彼の唯己の体を以て使徒の爲に献じ、而して血の使徒及若干の人々の爲にして萬民の爲に流さるゝしが如く思惟することあらん、夫の「モロカン」教徒の如き、衆若くは或者の名の下は該教徒のみを解釋したれども、彼等の他の場合へ於ての敬畏を以て聖体機密を行はざるを以て、自ら招ける所の困難を解かんが爲に、体と血の言を以て是れ眞正

の体血をあらす、唯教のみなりと説けり、抑、彼等の何の理由ありて斯く理會するか、其證に至りては敢て之を詰問するも及ばざるなり、唯此等の疑問に對して一の聰明博識なる大家の解釋を示さん、其言は曰く、『視よ聖書を理會するも使徒の教は由らず、又古代の教を以て己を教養せきして敢て之を解釋する者の如何も可憐なる状態に在るか』と、然れども我友よ、その姑らく措きて此博識なる大家のイハリストス、ハリストスが衆の爲に死せるを以て己の血をも亦衆の爲に灑げりと云へる所の使徒は比して豈猶ほ聰明博識ならんや、使徒パウルの言は曰く、『己が子を措きしめて我が衆の爲に之を捨つる者豈之を借に萬物を以て我に恩賜せざらんや』（コリ三ノ十八）と、又曰く、『ハリストスの萬民の爲に死せり、是れ己に依りて生きず、乃ち彼等の爲に死し復活せしハリストスに依りて生きんが爲なり』とされば、ハリストスの至潔なる体血を領くるに依りて罪を赦さるゝ者との或未知の者もあらす、乃ち信仰を以て此聖物を受くる所の衆人なりと理會せざるべからず、蓋此言のグレチヤ語もても屢、此意義も用ひらるればなり、然れども若し此等の説明にして猶ほ未だ吾人の爲に充分ならざれば、則ち予のハリストス自身の口より述べたる所の證を示



さん、曰く「神の世を愛し、甚しきに至りては其獨生の子を以て之に賜ふに至る、凡そ之を信する者をして沈淪を免れて永世を得しむ」(イコラ六)と、此所謂凡ての者との衆人、否、信仰を以てハリストスの体血を領くる或る人々を云へるなり、使徒の言に曰く「今や神の救の恩寵の諸人は顯れたる」と、故に吾人の實は此恩寵を受けんとを望みつゝ、神の罰若しくは其教誨を聞きて之を成し遂げざるべからず、然り、此罰を果して何ことを要求するや、他なし、宜しく不敬虔と世俗の慾とを棄て、自ら制し、公義敬虔として以て今世を度生すべし」(コリ一三)と云ふに在るなり、

### 第八講話

(第一)預備奉神禮の種類

予の既に聖體禮儀のイ、ス、ハリストスより出でしことを示したれば、今や其内外部の組織及其使徒等より現時に至るまで行なれたる状況を示さん、先づ外部の組織に關する者の(第一)預備奉神禮の種類(第二)聖體禮儀執行の場所(第三)其執行者(第四)此高尚なる聖務を執行するに就きて要用なる物品是なり、預備奉神禮の種類を分ちて、晚課、晚堂課、夜半課、時課、聖體禮儀、像の讚詞等とす、此七種の數の教會が會て其奉神禮儀を定めんが爲ふ、一日七回主を讚揚し、自ら己のことを證して「主よ我

れ日よ七回爾を讚揚す」と云ひし預言者ダウ、ドに法りたるものなり、神照管者が墮落せる人類を其以前の狀態に挽回せんが爲ふ行はれ、又行はるゝ諸の善行は、其本原たる神人ハリストスを中心とせられ、又ハリストスの諸行は、彼が全人類の仲保の務を行へる最大の目的たる其救贖の死を中心とせらるゝなり、此れ使徒が「凡そ信する者の義の關係に於てハリストスを法の終り」と名づけたる所以なり、されど夫の律法以前に在りても總て人類の救贖に關する主の諸の經綸多くの計畫の既ハハリストスに於て固められ、而して終ハハリストスを以て實行せられたり、又太初神がエデムに於てアダムと約束を定めし時よりシナイ山に於てモイセイと聲高く己が意旨を告ぐるに至るまでの萬般の事は、皆ハリストスに向ひ、ハリストスに於て其願望を固められたり、されば悲哀もて咎責せられたる元祖の、信仰の目を以て早晚仇讐たる蛇の首を撃つ所の女の裔の即ちハリストスなるを悟れり、祖先等の中或者は地の詛を奪ひ、彼等の諸業より咒詛を奪ひし所の慰藉者を見、或者は慰を異教人と與ふる所の首領——慈惠者を見、或者は地の萬民が讚揚する所の光榮の裔を見たり、然るを況んや此等の事件を目撃することを得たりし新イブライ



リの福たる諸子よして己の祖先より一層深く感ぜざらんと欲するも豈得べけんや、又世の救の爲に預言に依りてシオンより降り、人類の爲にゴルゴテに於て己を神父に献じたる仁慈の主よ對して、固より熱切なる感謝の心を起さざるを得んや、彼等の生ける愛と承認とを抱き、己の救者よ對して忠實の心を奮起せざるべからん、是れ蓋救世主が吾人の救の爲に通過せる途の最も困難なればなり、彼等の縦し、主の生時よ當りて主の歩める途よ従ふよ能はざりしも、其死後己の心中よ主の足蹟を印し、及之を祈禱の行爲に依りて顯はさんことを欲せり、これハリストス教會が奉神禮の諸多の舉動よ於て、特よイ、ス、ハリストスが地上生活の最後の日、即ち全人類の運命を決定したるの時、及十字架の上に於て苦を受け、並に神子が死して地心よ救道を宣傳せし時の事實を記念する所以なり、されば教會の晩の奉神禮にハ吾人の主が吾人を救はんが爲に金曜日の晩よ於て苦を受け十字架よ釘せられて死せしこと、一兵士が戈を以て主の至深なる脇を刺し、血と水との流れ出でしこと、此事よ關したる教會師父の解釋よ依れば、血と水とのハリストス教の最大なる二機密——洗禮及痛悔の徴證なりと云ふ、次でイオシフのロコデムと

借よハリストスの屍体を十字架より下ろし、之を布に包みて墓よ置きしよと、又マグリナのマリヤが至深なる生神童貞女と偕に愁傷慟哭の際主を見たりしこと等を記憶するなり、晩堂課よ於てハ吾人をして神人イ、ス、が如何よ体にて墓に在り、靈よて地獄に下り、暗黒を拂よして之を縛し、其主權を剝奪して之を神使と人との嘲笑よ貶黜し、創世より悪魔の擄となりし義人を救ひて其苛責の轡を脱せしめ、既に創世の前より彼等よ備へられたる光榮國に遷居せしめたることを記念するなり、夜半課よ於てハ吾人を救はんが爲に自由の苦を受けし吾人の主が夜半ダフシマニヤの庭園よ於て涙を流し、曉つきて神父よ祈禱し、汗ハ其聖なる顔より滴りて熱血の如く地に下りし程、其祈禱の熱心なりしこと、及使者天より現はれて之を屬せしたること、尋で軍士の捕ふる所となり、祭司長アンナよ附されて吾人を罪の桎梏と悪魔の苛責より救はんが爲め、彼處よ無數の罵詈、毆打、輕侮、詭責、嘲笑を耐忍せしよと等を、吾人よ記憶せしむるなり、早課に於てハ受難者ハリストスの爲に最も畏るべき殺害の時、即ち彼が暴悪なるイウデヤ民其殘刻の乗機者たる士子「フリッセイ」等よ伴はれて「アンナ」よりカイアフアよ護送せられ、夜半より黎明よ至る



まで吾人の爲に慘怛たる苦難及侮辱を耐忍せしことを象り、時課の中第一時課の奉神禮に於てハ主が日の第一時よ於て殘忍なるイウデヤ人の爲にピラトニ附され、而して凡ての裁判者の裁判者のハピラトの公廨に拘引せられて不義なる裁判者の審問を受け、偽証者の譴誣に遇ひて隸僕及雇兵の罵詈する所となり、終にハ其頬を打たれたることを記念す、第三時課ハ吾人の救世主が日の第三時よ罪なくして小膽且つ好譽心なるピラトに譴責せられ、殘忍暴戾なるイウデヤ人の誹謗する所となりて大理石柱に繋かれ、鞭打を受けて棘の冠を蒙らせられ、又紫袍を着せしめられて嘲弄を受けしこと等を記念せしめ、且つ此と同時に教會ハ他の重大なる事件、即ち使徒等が第三時に火舌の如く顯はれたる聖神を受けて神靈の照耀を受けしことを記念す、第六時課に於てハ飢渴と不眠とを以て衰弱し罵詈を以て疲勞せしめられ、鞭打を以て苦められ及毀傷せられたる吾人の苦行者が、日の第六時に於て其重き十字架を負ひ、釘架に導かれて宛も罪人の如く悪人の間を釘うたれ、此處に於ても亦罵詈侮辱を忍受し、嘗て暴戾なるイウデヤ人のみならず、乃ち已と信ふ刑架に上げられたる破廉耻の一盜よりも罵詈侮辱せられたることを記念せしむ。

第九時課に於てハ主が日の第九時よ於て救贖的の死を忍受せられたることを讃頌し、併せて人々の爲に自己の靈を渡し、且つ自己の仇敵の爲に天の父に彼等を救はんことを祈れる彼が人類に對する無量の愛を讃美するなり、又教會ハ像の談詞に於てハ吾人の爲に巨多の難を受けて死したる主に感謝し、并に主が己の忠實なる諸子に、此死と苦とを以て得たる救贖の結果に障礙なく關與せしめんことを願求す、以上の諸奉事の外最も壯嚴なる奉神禮ハ聖體禮儀なり、而して教會が日々之を己の諸子の目前に於て行はる、所以ハ彼等をして救世主に對する信と愛とを惹き起し及之を固めんが爲に、彼等の内部の人(良心)を養成して乃ちハリストスの如く完全ならしめ、又斯世に於ても彼等を主之恩寵の交通に導き、且つ主と神靈上の交通をなさしめんが爲なり、故に不正、不義、不法なる誤認の目的は依り自ら好で此無量の妙味ある演劇に與からざる者ハ、全く無智にして且つ不知恩の甚しき者といふべし。

又或人々の多くの奉神禮中一週の間唯一回の祈禱に與かるのみを以て足れりと思ふ者あり、此れ亦無智不知恩の人たるを免れず、何となれば彼等ハ奉神禮を輕視



して甚だ重大ならざることをなし、又己の欲する時の何事をもなし得べきものと思ふが故なり、されど、教會が各種の奉神禮に於てハリストスの受難の状態を吾人の目前に顯はしつゝ、此交通に入るべき所の階級と示せるの最も伶俐なる方法と云ふべし、故に此奉神禮を避くる者の、主を倚頼するの希望を有しつゝ、自ら破廉耻にしてハリストスの救贖の衣の端を放つと一般なり、夫の「モロカン」教徒等の現時正教會に於て尊重せらるゝ諸種の奉神禮を用ひずして、他の特別なる奉神禮を執行し得るものとなして、信仰の業事に極端の無智を顯はせり、彼等の祈願を増して長く主と交通することを慮らず、却て之を滅失し之を省略し、而して力めて斯世の幸福を満足することのみ多くの時間を有せん事を慮れり、否世務の多端なるを纏せられて祝文讃詞の短少ならんことを望み以て聖体機密を領せんと欲する者の此れハリストスの門徒にあらざるなり、

聖体禮儀を執行する場所、必ず神の特別の住居たる聖堂に於てせざるべからず、然れども必要の時機あるに於ても尙ほ通常の家室及其他の場所に於て之を行ふこと能はずと云ふはあらず、唯聖堂に於て執行すべき所以の第一に、此機密の重大

なるは在り、第二に吾人の神靈上の利益あると使徒の模範とに在るなり、聖体機密に於ては主自ら見えずして吾人と交通し、奇異にして悟るべからざるの状態を以て吾人の体を養成するが故に天軍と雖も敬畏戰慄して主宰の寛容を見つゝ、其面前に直立す、されば愛に吾人の注意をして容易に此神靈的觀劇より他に轉せしめ、及天の訪問者が既に吾人の心門の前より立ち、之を打ち敲きて、吾人よ「視よ我は戸より立ち且つ敲けり、我か子よ、我よ爾の心の戸を開けよ」と呼べる時に際して吾人の心をして此神靈の交通より離れしむる所の俗事を許容すべからず、是故に吾人が聖堂に在る時の、努めて暫生及罪惡をて腐敗せる地の羈絆望念を吾人の視線より遠ざけ得るも、家事の經營、地上の幸福、感情的の娛樂、世上の紛擾に直進する己の思念を制すること最も難し、況んや祈禱中すら斯くまで吾人の心を奪ふ所の斯塵世、斯くまで吾人の心と占領する所の此世計、斯くまで吾人の心を誘惑する所の此娛樂をして吾人の眼前に存在せしむれば吾人將た之を如何せん、勿論使徒等が其靈の鞏固なる、其心の敬虔なること、吾人よ幾倍せるも、尙ほ己を不期の錯亂より預妨せんが爲に私祈禱を行ふの必要なること、特は世俗を遠ざかれる聖堂よ



於て高尚なる聖體禮儀の聖務を行ふの最も緊要たることを感じたりしなり。

### 第九講話 (第二)聖體禮儀 執行の場所

聖體禮儀を行ふが爲に適當なる場所ハ聖堂なり、聖堂ハ就きて説明すべきことハ即ち左の如し(第一)聖堂の始めて世ハ顯出したる時代(第二)古代及今代ハ於ける聖堂の構造法(第三)聖堂の重要なる部分及附屬物(第四)之を成聖するの奧密なること等是なり。

當初ハリストス教がイウデヤ人及異教人の苛酷なる窺逐の中に在りし時代は、自の家室、曠野、洞窟、及墓所即ち通常致命者の死体を埋葬したる隱密の場所等<sup>(葬儀は晝間行はれず大抵夜間点燈し)</sup>於て之を行ひ且つ不眠の番をなせり。聖體禮儀及諸機密を施行せり、然れどもハリストス教の聖堂ハ已に使徒世代より存在し、其最初の聖堂ハ蓋使徒等の親命を以て建立せられしものなり、神學者イヲアンの弟子、捧神者イグナチイハ此問題に關してヒラデリヒヤ人に示したる書に、聖堂ハ一の聖臺及衆司祭諸補祭の上に一人の主教を有すと云ひ又マクテウヤ人ハ與へし書中より、聖堂を各づけて神殿と云へり、イグナチイハ又次て使徒世代の聖堂に關せる説を述べたる者ハヘルシヲドの

聖イシドルなり、而してイシドルハ昔ハ使徒世代の聖堂に就きて述べたるのみならず、且つ其聖堂ハ彼が時代の聖堂よりも壯麗ならず、其構造の甚だ質素なりしとも拘らる、之ハ住し之ハ參拜せし人々の却て最も敬虔なりしと云へり、故ハ初代ハ於て一個人の家宅及凡そ便利にして危難なき場所に於て機密を行ひしハ、これ夫の窘逐を恐るゝより生せし格段なる現象にして、ハリストス教の聖堂が敬虔者の上ハ立てられ、平和、安寧、靜謐を以て喜樂するの今日ハ於て登壇ハ初代の如く執行するの要あらんや。

ハリストス教の古代に於てハ、聖堂を船舶狀ハ構造せり、是れ東即ち義の東なるハリストスに航することを意義するなり、此問題ハ關してハ使徒規定(第五七書)の中に左の如く明記せり、曰く聖堂ハ必キ船舶の如く長方形に東方ハ向ハしめて建築し、至聖所の左右にハ獻臺及祭具室を立てざるべからずと、而して何故聖堂を構造するに斯る船舶の形狀を用ひしかを釋ぬるハ、是れ一ハ内部の趣意及其奧密の意義を有し、一ハ歴史上の記念に由來せり、ハリストス教の第一の聖堂ハテワリアダ海及ゲニサレト湖の舟中ハ顯ハれたり、即ち此聖堂の舵手ハイハリス、ハリストスに



して十二使徒等の其同勞者及運轉手たり加之イ、ス、ハリストスの其教誨中屢、  
 斯世を海に譬へられたり、その使徒等が己の以前の職分に應じ福音の網を以て言  
 語ある魚(人)を天國に捕獲せざるべからざりしを以てなり、主の門徒を招きて之を  
 己に従ひしめつゝ常々彼等各自に云ふて曰く「今より爾人を漁せん」と、又神言を傳  
 ふる爲に第一の講座たりしもの、岸より多少距たれる小舟にして、聽衆の岸即ち  
 舟の外に在りて贖罪者たる彼を信せざる間及洗禮機密の水の深所に入らざるま  
 での此内に入るよとを許されざりき、乃ちハリストスの之を以て其教會外に救な  
 きこと、及救の唯一の方法の彼を信するを洗禮の水を通過すると云ふ在ることを示  
 さんと欲せり、故に主のニコデムも言ふて曰く「若し人水と聖神とに由りて更生せ  
 ざれば天國に入る能はず」と、されば使徒も亦宣傳して「爾等宜しく改悔して洗禮を  
 受くべし」と云へり、又イ、ス、ハリストスの己が再臨のことを使徒等も宜く傳へ  
 し時も暗に此意味を示されたり、其言曰く「ノイの日の如く人の子の臨むも亦然  
 らん、夫れ洪水の先、人飲食嫁娶し、ノイ方舟に入る日は至るまで洪水の至りて盡く  
 其衆を滅すを覺らず」(マコ三十九)と、爰も彼の己の教會を以てノイの方舟と比し、信

者を以て家族と偕ふ方舟の中を救はれたるノイも譬へ、又彼の教會も入らざりし  
 不信者を以て全世界の洪水に際し方舟外に亡滅したるノイ時代の人民も譬へた  
 るや明らけし、福アウグスタン此個所を解明して左の如く云へり、曰く「ノイの日よ  
 於て方舟も入らざりし者の皆悉く洪水に亡びたるが如く、恐るべき審判の日よ於  
 ても亦凡てハリストスの教會に属せざる者の皆疑なく亡ぶべし」と、主が此言とア  
 ウグスタンの憑證中今吾人の爲に要する所の唯聖堂の方舟も似たることなり、而  
 して古代の「ハリストスアニン」が船舶状に其聖堂を構造せしむ甚だ伶俐の方法なり  
 とす、聖堂の外部を以て所謂船舶状に構造せしむ目的は、吾人をして此船舶の如き聖  
 堂の中は在り世の暴風海を通過して天の港に航行せざるべからざることと思ひ  
 しむるに在り、實に聖堂の吾人をして能く其情慾を制することを教へ、又此處に能  
 く神の觀念を教習せしむ、ハリストス教の聖堂のイエルサリムの聖堂も反して聖  
 堂を東方より入口を西方に向はしむ、然れども其意義も至りては偕々同一なり、唯イ  
 エルサリム聖堂の至聖所を西方に、入口を東方に向はしむ、是れイウヂヤ人が預言  
 者の言も因りて東より此聖堂も入るべかりし將來のメシヤを待ちたるに因れり、



されば彼等が主を名づけて東と稱へたるも亦此が爲なり、然るに吾人の聖書に因りて東より來り東に登る所の者を信ぜるが故に東に向ひつゝ之を叩拜するを以て當然なりと云ふべし

されど此聖堂の形状の時日の経過と、特に大コンスタンチンの大なる休徴を得てハリストス教に歸正せし以來多少の沿革を來たしたりと雖も、古代聖堂の首要なる部分及形状の現時に至るも尙ほ之を保存することゝなせり、例之バ、聖堂を東方に向ひしむるが如きこれなり、又現今左右の啓蒙所を廢したれども、此も代ふるに聖堂の内部の獻臺及祭臺の爲も特別なる場所を裝置せり、古代の聖堂にハ晩餐櫃のありしか如く、現今吾人の聖堂も亦此古代の慣例を記憶せんが爲に「トラペーザ」と稱する特別の個所を設く、而して現今の聖堂の通常三部に區畫せらる、即ち聖臺、聖所、聖餐室是なり、  
聖堂の斯の如き構造を斯の如き分畫を即ち「イェルサリム聖堂の贖罪所に模倣せしもの」として、夫の至聖所の現今の聖臺を相當し、第一の幕を以て分ちたる廣區の現今の聖所を相當し、又啓蒙所の現今の聖餐室を相當せり、然れども吾人の之が

爲も或ハ翻譯する所なきや、否毫も翻譯する所なく却て之が爲も聖書中も保れる神の意旨を全成せり、蓋使徒パウロの第一に舊約の行堂（ソロモンの聖堂はスキニヤ）の模倣に因りて構造せり、  
以て將に來らんとする幸福の蔭影たりと云へり、而して此模倣の全く物体の模倣もあらざして同使徒の證するが如く即ちハリストス教も含著せり、又原像と蔭影との多少類似する所なかるべからざり、故もハリストス教の聖堂ハ其標準を舊約の聖堂も取らざして構造すること能はざりき、否、之が標準を取らざるも能はざりしなり、故も物質的原像ハ神靈的の意義もまで、其流血の獻祭ハ無血祭の高尙なる價值もまで、律法及物質的の奉事ハ恩寵の活氣ある奉事もまで高めざるべからず、  
第二も新約聖書の一方より之を見れば、ハリストス教の機密を以て「イウデヤの儀式と比較的象りつゝ、彼此の奉事も含著せる恩寵の厚薄も從り吾人をして新約奉事の舊約奉事も秀づることを認知し易からしむ、例へバ使徒コロサ人に向て「爾等彼も（ハリストス）在りて手を以てせずして割く所の割禮を受く、即ちハリストスの割禮を以てして肉身の罪の体を去る（三）と云われしが如きハ、吾人がハリストスも於ける恩寵の交通を象るに舊約の割禮を以てし、又使徒がコリント人に向て「爾



宜しく舊禮を淨除し新國を成すを致すべし、爾乃ち辭なき者なるを以てなり、蓋ハ  
 リストスハ我儕の逾越節の羔我儕の爲にして祭らる（ヨハネ五ノ七）と云ひしが如きハ  
 イ、ス、ハリストスの十字架上に宰らるゝこと及聖體機密を以てイツデヤの「（ヨハネ一ノ九）  
 ス」と比較し、又使徒が「我儕に祭壇あり、凡そ慕ふ奉事する者ハ此上の者を食ふと  
 を得ず（エペソノ一）」と云ひれたるが如く、ハリストスの聖體血の聖務を行ふ所の寶座  
 の舊約聖堂の名稱を取りて祭壇及聖臺と名づけ、吾人をして舊新約の奉事の間  
 於ける類似を穿鑿するの困難を免れしめたり、又他の一方より見れば、此動作によ  
 りて聖書の舊約奉事の或る象を新約の奉事中に入れ、又之を以て象を被象者、影  
 を實體に、臆測を眞理と對しつゝ、互に接近して成聖の完備と奉ふべからざる所の  
 權とを以て吾人に與へたり、若し此奧密の近接なかりせば舊新約の兩書ハ特々睿智  
 物となり到底之を想像すること能はざらん、何となれば舊新約の兩書ハ特々睿智  
 至聖惟一なる神の吾人に賜りたるものにして、且つ此合一なくんば自他儕に毫  
 も之を理會すること能はざるものとなり、吾人の爲ハ竟に何等の價値なく救贖  
 にも亦神益なきものとなるべければなり、一言以て之を云へば、實ハ神が究極すべ

からざる睿智恩寵の預定法に依りて稱せし者の、人之を己の淺慮無識傲慢自負等  
 によりて分つこと能はざるなり、イ、ス、ハリストス自ら云ふて曰く「律法の一点  
 一畫も斷じて廢するよし能はざるを悉く必き成らん」と、これ即ち舊約の律法を指して  
 云へるものなり、如何ぞ弟子にして其師より大よ、僕よして其主より大なるべけん  
 や、

第十講話 聖堂内部の區畫 及其各自の意義

奉神禮に於て用ふる同一の舉動及同一の物にして奉神禮中種々の時と事情とよ  
 依り、又彼此の事物及舉動を相合するに依りて其意義を異よし、種々の神靈的事物  
 を象れるものとなることあり、例へば補祭の頭上（ツラカ）に捧ぐる所の聖盃（コップ）ハ  
 リストスの未だ嬰兒たりしこと、其死とを記念し、又洞窟中（カバ）に在りし樽櫃（ケル）と  
 ゴフの十字架の祭臺とを象るが如き是なり、此等の物並に舉動ハ物質的の要求を  
 満足しつゝ、同時に又贖罪主が生活中に於ける著しき事件を知らしむる歴史上の  
 記念物を示し、或ハ吾人の視線と注意とを以て天の第宅に向はしむる奧密の譬喩  
 を顯はせるなり、聖盃の上（ト）に立つる所の星架（スター）ハ、或ハ生死者の爲め聖盃の上（ト）に安置



せる部分の互に相混濁せざることを及廣の辨れざる爲に預戒するの具となり、又東方に顯われ且つ嬰兒イ、ス、の生れたる屋上より止れる星を記憶するの記念物ともなり、或は十字架を釘せられたる神子が其十字架に蒙ふらしめし偉大なる榮光を意味する所の譬喩ともなるなり、夫の奉神禮の組織者等が甚だ廣からざる聖堂に於て、僅かに一時間有餘の短かき聖務に於て超世的天界の事物を象るに能く物質的方法を以てし、巧に全人類の救の經綸神人ハリストの仲保の諸務及其結果彼の包括すべからざる威嚴ありて近づくこと能はざるの天を包含するを得たるは是れ神の神を以て攝理教導せられたるに因らば、抑、古代ハリスタアニシが金口の聖體禮儀を受けて非常な歡喜したる所以の何ぞや、是れ他なし、蓋彼等の其禮儀中に地を通過して天を視、物体を通過して精神を視たるに因り、又彼等の眼前より顯われしもの人の觀よあらずして即ち使徒の觀なりしに因れり、吾人の是より次第を追ふて聖堂の部分の解釋せん、聖堂の第一首要の部分の聖堂にして即ち至聖なる所なり、此中に無血祭を献する所の寶座及祭品を安置して之を準備すべき所の祭臺と、イ、ス、ハ、マ、スト、ネの天の寶座又ハ恩寵の寶座と稱ぶ

る高座あり、舊約の至聖所内に祭司長の外何人も入ることを許されざりしが如く、此聖臺内には聖別せられたる者の外何人も此に入ることを禁じ、敢て此に入る者の恐るべき租を受けたり、抑、彼此の場合に於て之を禁ずるの理由は同一にして即ち特別に神恩の存在する場所を尊重するより起りしものなり、又至聖所と聖臺との借入神の在す所にして其近づくべからざる光榮の國―至高の天―を象れるものなり、而して彼此の間には又大なる差違あり、所謂聖臺の至聖所は卓越せる所以の、唯至聖所の中にある者と聖臺内にある者とを以て比較觀察せば自ら明瞭なるべし、至聖所内には徧く金を以て蔽ふ所の約櫃と、其内は「マナ」を藏めたる金樽、アロンの杖、則ち萌芽せるものと二約の碑とあり、又其上は贖罪所を覆翼せる榮華の二ヘルブムを安置せり、是れ即ち年毎にイウヅアの祭司長が恐懼戰慄して此所に入り、乳香を焚きて數々巳の首と膝とを屈し、見えせしめて此處に存在せる神に懇求し、以て之が答を得たりし所の聖所なり、實は此處に多くの悟る能はざる不可思議のありし所なり、然れども此等の奇異として悟るべからざること、ハリスタス教の聖臺の中は保存せらるゝ物及此中より於て行はるゝ所のことに比較せば宛



も蔭影と實體とを對比するに異ならざるなり、されば使徒の「律法を以て將に來らんとする恩寵の影にして其實体にあらざり」といへり、而して此希望ある實體を發見するのイエルサラム聖堂の屋下にあらずして、即ちハリストス教の聖堂の屋下も在り、若し吾人が敬畏の眼を以て此聖堂を視たらんより、此處も亦或の約櫃を發見することあらん、されども此匣中も在るもの、神の手指を觸れて之を潔めたる律法の石板にあらず、即ち全く奇蹟にして餅酒の奧密なる形態の下に守らるゝハリストスが至潔の体血なり、又吾人の此處に贖罪所と相彷彿たる者、即ち聖堂の土も高まりたる神聖の寶座あるを見ん、然れどもイウデヤの贖罪所の一年も唯一回のみ見るべからざる所の神が見えざる顯現を以て成聖せられしも、ハリストス教の寶座の容るべからざる者の日々も入る所となりて、ヘルツ、セラフ、ムに座する者の席座となり、献祭を受くべき者か、献祭も供せらるゝ所の祭臺となり、自ら献ずる所の者が献せらるゝ者となり、自ら成聖する所の者が成聖せらるゝ者となり、本性に依りて觸るべからざる者の觸るゝおとを得べき者となり、神性も依りて近接すべからざる者の自ら彼も近づき、彼に接して彼の神聖なる体血を食飲するに招

かる、又彼の其聖役者の口を以て報じて曰く、「取て食へ、此れ我が体、爾等の爲に擘かるゝ者、罪の赦を得るを致す、取て皆之を飲め、此れ我が新約の血、爾等の爲に流さるゝ者、罪の赦を得るを致す」と、嗚呼此所の如何も畏るべく、又如何に尊ぶべき所なるか、即ちイヤコフの戰慄したりしワヱリヤよりも尙ほ恐るべき所なり、そのワヱリヤありし、唯神使のみなりしかども、此寶座に神使の主自ら存在すればなり、聖書の證する所に據れば、モイセイ、イヤヤの如き敬虔にして且つ篤信なる者すら尙ほ恐懼の餘、山の裂口も隠れし所のシナイ、ホリフの山岳よりも一層恐ろしき所とす、然れどもモイセイの唯彼の前を通過する所の神の背のみを見、イヤヤの神の聲を聞きしのみ、されど此處にのみ見るべからざるの神の見ゆる姿を裝し、已が聖神の能力作動を以て日常の餅を至潔なる己の体に變じ、尋常の酒を已が至淨なる血と化しつゝ、奇蹟の奇蹟を吾人の目前も行はるゝなり、死すべき者よ、宜しく死せざる者の寶座の前に於て敬畏し、敢て塵世の虛無を思念すること勿れ、爾の靈の死せざるが爲に爾に示されたる律法の界線を超ゆること勿れ、爾視を、天軍の恐懼戰慄して全能者の寶座を繞り、且つ敬畏して彼等と爾の眼前も行はるゝ所の大且つ偉るべ



からざるの機密を見つゝ恐れ慄きて己の面を覆ふとを爾若し未だ之を見ざれば爾に向て「人の肉体を悉く黙だし、恐れ慄きて起ち、何時も地の事を心よ想ふと勿れ、蓋王の王、主の主の來り屠られて信者の食よ與へられんとす、天軍の諸の首領と權柄と備よして、多目のヘルウィムと六翼のセラフム、の面を蔽ふ」と呼ぶ所の教會を信せよ、若し尙ほ教會をも信せざれば宜しく使徒も言だにも信せよ、其言よ曰く「凡そ宜しきに合はせして此餅を食ひ及主の杯を飲む者、即ち主の体と血とを干すなり」と、又曰く「宜しきよ合はずして食飲する者、即ち其食飲己が罪を定むるを致す、其主の体を辨せざるを以てなり」と、又次て曰く「之よ由りて爾の中多く弱き者病める者あり、且つ寝ぬる者も亦多し」(コリント前書三十一)と、此定罪と罰との必を畏るべく罪も亦恐るべし、所謂主の体血を干す者の是れハリストスの殺害者たるイウデヤ人と同列よ立つよ異ならせ、寧ろ生れざるを以て幸なりとす、然れども若し聖臺の寶座よ於て行ゆる、餅酒の聖務よして記念の儀式たるよ外ならざる者ならんよ、たとひ不當よして此餅を食ひ此酒を飲む者よもせよ、斯く無情よ之を咎責し、之を罪決し、之を罰することを得んや、然らば之を罰する、此餅を餅として食ひ、此酒を

酒として飲むが故なるか、抑、餅を餅とし酒を酒として受くるも使徒が觀察したる所の罪を此行爲中よ發見するよと能はざるのみならず、乃ち實よ何の罪だも亦此れあらざりしならん、蓋儀式の儀式たる所以、其性質よ依れり、而して儀式の吾人の眼中よ顯はさるゝこと、及其高尚よして神聖なる創立者よ適當なる儀式の外、何ものをも其中に含蓄することを得ざる者なるか、若し儀式よして外儀の外何等の深意ある能はずとすれば、聖體機密の中よ、吾人の肉体を養ふべき程の食物なきが如く、靈魂を養ふべき食物も亦なきなり、加之斯の如き時の仇敵等が其偽を責むること能はず、又其口よ詭譎をさへ見出すこと能はざりし所の神聖なる此機密の創立者が吾人の爲に、即ち救世主にあらすして全く破廉耻なる詐偽者欺騙者と變せしならん、何となれば彼の通常の餅酒を其門徒よ授けつゝ、「取て食へ、此れ我が体なり、取て皆之を飲め、此れ我が血なり」と云ひ、又其結語に於て「此を行ひて我を記念せよ」と言ひれたればなり、嗚呼斯の如き不名譽よして且つ耻づべき記念の偽預言者と雖も亦恐く、之を欲せずして耻ぢしならん、如何ぞ之を世界の救主、眞理の教師の神性と合するよとを得んや、故よ若しハリストス教の高尚なる機密よ代



へて只一の儀式のみを行ふ所の者の、最も畏るべき不敬虔の罪に陥ると同時に既に眞の「ハラスデアニ」たるの資格なきなり、  
 又俗人中より聖務を行ふ所の聖堂を、聖堂の中なる他の部分より區別せしことを忘れ、特に高處及聖障を以て區畫せる教會の賊命を忘却し、若しく之を輕蔑して故ら此高所に登り、又の往々聖臺の中にさへ入る者あり、斯の如き人の、たゞひ敬虔の容姿を装ふて己の不徳を隱蔽すと雖も其行爲は如何なる理由及趣意の有るもせよ、己を以て義とすること能はず、竟も神の嚴重なる審判と懲罰とを服せん、  
 曾て神が預言者モイセイと談話せんが爲にシナイの山に下れるや、山の周圍より神の啓示は由り、界線を設けて何人も此線内に入ることと禁じ、敢て之を冒す者への罰するは死を以てせり、即ち主がモイセイを以てイスラエルの民を縛しめたる言に曰く「凡そ此山を捫る者の必ず之を罰するに死を以てせん、手にて之を捫る勿れ、捫る者の必を撃つに石を以てし或の中つるは射を以てし、人畜を論せるなく皆生を得ざるなり」(出埃及記十九)と、讀者の固より主が其暫時的住居の前よりある界線を冒す者の爲に避くべからざる同一の刑罰、即ち人畜を問はず死を以て罰せしこ

とを認識せるならん、されば唯イスラエルの尊者生まれ、強者生まれ、裁判者にまれ、侯王生まれ、何人も亦入るゝを許されざりしのみならず、無識にして此界線を越ゆる家畜も亦同一の處罰を免れず、又此罰のイスラエルの全民が三種の潔淨法、即ち齋戒、祈禱、及妻を遠ざくることを以て主を迎ふるに準備したる時發表せられしものなり、故に敢て神の暫時的住居にあらざる恒常の住居の前にある定界を越え、又の放肆にして律法の潔淨法を用ひず、且つ應に受くべきの成聖なくして之に入る者の、苟も罰なくして幸ふ免るべけんや、今や吾人の一步の界線を越ゆると同時に不意の死を以て罰せらるゝが如き恐るべき律法の下に住居せずして、恒に罪ある吾人を寛容せらるゝ、神の恩寵及自由の律法下は棲息せり、然れども吾人の必ず自己の不法なる私情に欺かれざらん、何となれば此恩寵と自由の律法との往々犯罪者の爲に嚴重なることあり、蓋使徒が曾て或者に向て言へる所と聞くに、曰く「爾神の豊厚なる仁慈と寛容にして恒忍なることを親視し、其仁慈の爾を悔改し導くを知らざるか、然れども爾剛愎及悔なきの心は猶ひ、自ら神の怒を積みて其義鞠の顯のれん怒の日を待つ」(ロマ書二)と、何ものか其不法を推諉し若くは義とするを得ん



や、即ち目前より行へる、所の聖務を見、且つ能く其聖務の効力を覺知せんとの希望を以てせんか、然れども聖臺の演劇場よあらずして即ち信仰の貯蔵所なり、夫れ知覺の生々たるの眼力の及ばざる神の存在のことよ於ける活潑たる想像に關す、然らば恐るべき機密を對する特別の熱心を以てせんか、然れども此感情の誠實として強健、熱心として深遠なるを隨ひ、益己れ其敬畏する所の物より遠ざからんことを好み、而して好奇者が試験的の舉動及傲然たる濶歩を以て之に近づくと所の勇氣を自己に感ずること甚だ鮮なきものとす、敬虔なる聖堂の參拜者よ、アウラムイヤコフ、モイセイ、ノイ、サムエル及イリヤの模範に従て其敬虔を學び、而して自ら欺く所の己の判斷を任ずることなく能く己の心を試験せよ、即ち己が心の主の聖臺に近づきつゝ、戰慄震動して錯乱するか、爾等の足より力あり其靈を警醒するか、將た爾等をして己を塵の空しきと比し、其衷心より預言者イサイヤと偕に「禍なる哉我れ亡びん、蓋我の乃ち唇穢の人なり、唇穢の民の中に居て我が目已は主萬軍の王を見たるに因れり」と呼ばしむるか、若し將た否らすんば爾を惑へす所の己の智慧を信せること勿れ、何となれば是れ爾等の中は敬虔なければなり、然らば律法を知

らせとして推諉せんか、然れども之を以て己を義とするの亦固より咎責なしとせず、信仰を以て生れ信仰に於て養はれたる「ハリストアニン」にして、如何ぞ己の信仰の法を知らざるを得んや、且つ神を喜ばれんが爲に己の全生命を献せざるべからざる「ハリストアコン」にして、焉を神を喜ばるゝ所以及如何にして喜ばるゝかを知らざるべけんや、又己が有生の當初より聖臺を獻せられ、且つ聖臺より天の食物を以て養はれたる「ハリストアニン」として、此聖臺の何なるか、此中よ存在する者の誰なるか、永生の聘質として味ひたる機密の食物の何たるかを知らざるべけんや、聖別せられざる者よ、敢て聖物に捫ること勿れ、然らば則ち至聖者の必ず成聖を爾等の靈体よ降さん、

第十一 講話

實座及其舊約の贖罪所に卓絶する理由並に舊約の神品職

聖臺に属する重大なるもの、實座なり、聖金口の之を聖として畏るべき機密の聖臺と名づけ、ニッサの聖グリゴリイの何人も捫るべからず、唯獨り司祭、特に其中の最も敬虔なる者のみ捫ることを得べき聖にして且つ無玷なる祭臺と名づけられたり、而して此等の種々なる名稱の之は適當なる諸種の神靈的の意義を指示す



るものよしして、之を寶座と名づくる所以、蓋寶座の古代の贖罪所の如く見えすし  
 て此處も存在し、以て聖務を行ふ所の榮光なる主の奧密の座を意味すればなり、さ  
 れば古代の聖堂も於ては肉眼の爲も亦此意義を活顯せんが爲も約ね其天幕の  
 下に寶座を設け、寶座の上は使徒の數も應じて大理石若しくは鍍金せる十二個の  
 柱を以て固められ、又神の近づくべからず悟るべからざる威嚴の表證として、十  
 二柱の間は特別の幕を垂れたり、所謂トラペーズ<sup>ト</sup>てふ名稱は、主が其死するに先だ  
 ちて使徒等と偕も機密の晩餐を行ひし所の神聖なる聖餐禮を記念し、此聖餐禮を  
 繞る所の十二柱は十二使徒を追憶するの表彰なり、又主教の奉事を行ふ時に當り  
 て此聖餐禮の前に立つ所の司祭等、即ち使徒等の生ける代表者にして、猶ほシラ  
 山の機密の晩餐に於けるが如く、イ、ス、ハリストスの自ら己の約束も依りて  
 此處もも存在し、以て自ら聖務を行ひ、司祭の口を以て「取て食飲せよ罪の赦を得る  
 を致す」と呼びつゝ、自ら吾人に己の体血を授くるなり、又祭壇と名づけらるゝ所以  
 は、蓋此上は供物を獻じ、及籍身せる神子の無血祭の聖式を執行するも因れり、今之  
 を約言すれば、寶座の即ち自己も此等の意義を呑しつゝ、羔及犢の血を灑ぐ時、方

り、神が光榮の中に在りて不義なる人類も仁慈なる者として顯はれし「スニキヤ」の  
 贖罪所と同一の効力を有するなり、蓋神亦モイセイも告げて曰く「爾贖罪所を以て  
 之を櫃の上に置くべし、且つ櫃中に於て爾必ず我が爾に賜ふ所の證詞を置くべし、  
 彼も在りて我れ將に爾に臨まんとす、證詞櫃の贖罪所の上、二ヘルツムの間より我  
 れ將も我が爾に命じてイスラエルの嗣も傳ふる者を以て論さんとす、<sup>（出埃及記二十）</sup>  
 『又必ず牡犢の血少許を取りて指を以て贖罪所の東に洒き、又民の罪祭の爲に山羊  
 を宰り、之を贖罪所及其前も洒ぎて必ず是の如く聖所の爲も罪を贖ふべし、イスラ  
 エルの嗣の不潔なるも由り、亦其諸罪の愆に因るなり』<sup>（レウイ記十六）</sup>と、故も彼處も  
 羔及犢の血を贖罪所の上も洒げるも因りて神の見えざる作動を以て人々の罪を  
 潔めしが如く、此處には寶座の上も聖務を行ふ所のハリストスイ、スの血を洒  
 くを以て全世界の罪の盡く潔められ、而して神父の此血にて其義怒を解き、以て吾  
 人を恩寵及仁慈の約束の中に受けらるゝなり、是故も使徒等の自己の書札中多く  
 の個所も、殊にハリストスが獻祭せる血の贖罪の性質あることを述べて、蓋も遺漏  
 ぬるなし、されば使徒イオアン「神子イ、ス、ハリストスの血の我儕を諸罪より



潔うせん』といひ、又他の個所にも「彼れ我儕の罪の爲に挽回の祭を作す、唯我儕の爲のみならず亦擧世の罪の爲なり」(一ヨハ<sup>第一書</sup>一三)と云われたり、又使徒パウルのイオアンと同意せしのみならず、ハリストスの血の性質を述べて「神の忍びて已往の罪と寛容し給ひしかば、其義を彰さんとてハリストスイ、ス、を立て、挽回の祭となせり、即ち其血を信する者の挽回の祭物たるなり」(ロー<sup>第三書</sup>三)と云へり、然れども彼亦此血が舊約の献祭の血に卓越せることを論じて「若し牡牛牡山羊の血と焚きたる牝犢の灰との汚穢の者より遠き、能く之をして聖ならしめ、其肉体を潔むることを得ば、況んや永遠なる聖神より環なくして己を神に、献せしハリストスの血の爾等をして活神と奉事せしめんが爲に、死の行を去らしめ、其良心を潔むることを爲さざらんや」(エペ<sup>第九書</sup>九)と云へり、抑、何故に舊約に於ては献祭に供したる動物の血が人々の罪を淨むる特効力を有せしかの理由に至りては、全くハリストスの血に於て了解せらるゝなり、而して使徒次章も又言ふて曰く「牡牛牡山羊の血必ず罪を去る能はず」(全<sup>第十書</sup>十)と、若し其血の果して罪を赦すこと疑を容れずとせば、此れ其血の自ら効力あるにあらざりて、其原像たるハリストスの血が牛羊の血より効力を

與ひしに基因せること、恰も曠野に於て休敵を擧げられたる銅蛇の、唯之を視て毒蛇の害を癒し、が如く然り、而して其之を癒し、も亦銅蛇其物の効力にあらざり、即ち之を以て十字架を擧げられたるイ、ス、ハリストスを預象したるに因らずんば、あらざり、主自ら此事を就き證明して曰く「モイセイ野に在りて蛇を擧げしが如く、人の子も亦必ず是の如く擧げられん、凡そ之を信する者の沈淪を免れて永生を得しむ」(一ヨハ<sup>第三書</sup>三)と、又モイセイの祈禱の際に於て其手を十字形に擧げ、爲すイズライリ人をしてアマリク人との戦に勝を得しめたり、而して其之を勝利を得しめたるも亦モイセイの手其物にあらざり、即ち之を以てハリストスの救の十字架を預象したるに因れるなり、又此處にハリストスの無血祭及言語ある所の奉事、何故舊約の流血の献祭に換へりしかの理由を含蓄す、凡そ勝れたる献祭のある所に、必ず劣りたる献祭を用ふるの必要なく、既に實體のある所に、固より影の必要なく、真理のある所には臆測推量に全く無用なり、而して舊約の流血の献祭の素とイ、ス、ハリストスが十字架の祭臺上を献じたる惟一普世の献祭を預象したる者なるが故に、舊約の献祭は全世界の献祭たる新約の献祭を以て終り、且つ之より己の



位置を譲らざるべからず、  
 爰に又アローンの種族が因襲せるイウダヤの神品職の、何故ユダヤリストス及其使徒よりする所のメルヒセデクの班に従へる神聖的の神品職を以て換へられたるかの理由を含めり、而して之は次にレウイトの奉事の規程、預象的献祭に關する諸儀式作法も亦皆イ、ス、ハリストスに於て成就せられたるを以て皆己に無用なるものとなれり、故に此等の預象の自ら他の完美にして人類更新の状態、及吾人が救済の新恩寵の整理に適當なる者を以て交換せざるべからず、使徒パウエルがエウレイ書の中、エウレイ人の爲に多少悲むべき此問題を論じつゝ、左の言を以て之を結び、曰く、人若しレウイトの職に頼りて満足を得ば、何を別にアローンの班と稱へざるメルヒセデクの班に循ふ司祭の起ることを求めんや、既に司祭職易なる時の律法も亦必き易なるべし、此等のこと、祭壇に役めたる者なき支派に屬する者を指して言へり、我が主イ、ス、ハリストス、イウダヤより出づること明けし、而してモイセイ、此支派に就きて司祭の職のこと、何をも言ひざりき、既にメルヒセデクの如き他の祭司起りたれば、律法の易なることも愈、明なり、彼の肉体の法に循ひて立た

ず、乃ち朽ちざる生命の能は循ひて立てり、蓋其證は曰く、爾永く祭司となりてメルヒセデクの班に循ふと、夫れ律法の何事をも完全に至らしめき、是故に前の法度のその其荏弱にして且の益なきを以て廢せられ、唯一の愈善なる望を立てられたり、即ち我儕此望に因りて神に近づくことを得るなり、(エウレイ七ノ十一至十九)「是故に兄弟よ、我儕既にイ、ス、の血に由りて、其我儕の爲に開きたる新且つ生を致すの路より、曠なる其肉体を通過し、憚らずして至聖所に入ることを得、且つ我儕の神の家を理ひる大祭司あるを以て、我儕宜しく誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち、心の悪念を濯がれ、清水を以て身を洗ひて近づくべく、又宜しく認むる所の望を動かさずして固く守るべし、蓋約束せし者の誠心なればなり、我儕宜しく互に相顧みて愛及善行を激勵し、會集を賑ひる之を賑ひる者あるが如くせず、乃ち宜しく相勸め、其日愈、近つけるを見て益、是の如くすべし、若し我儕眞理を曉り得たる後、尙ほ故意に罪を犯さば復た贖罪の祭あるとどなく、唯敷赦として以て審判及將に諸敵を滅さんとするの烈怒と待つべきのみ、モイセイの律法を犯す者若し二三人證を作さば、恤まらざることなくして死すべし、況んや神の子を蹂躪し、自ら潔められし契約の血を



以て不潔となし、且つ恩を施す神を侮る者の受くべき其罰の重きおと幾何なりと  
 意ふや（エペソ二九）「萬殊の教と異教とを揺蕩せらるゝ勿れ、恩は由りて心を堅固  
 せられ、飲食は由らざるは善し、飲食は由りて行ふ者の益を得ざるなり、我儕は祭  
 壇あり、凡そ慕ふ奉事する者の此上の物を食ふことを得せ、夫れ祭司の長罪を贖はん  
 が爲に獸の血を携へて聖所に入り、其体を營外にて焚けり、是故にイ、ス、も亦己  
 の血を以て民を潔めんが爲に邑門の外に苦を受けしなり、然れば我儕も彼の詭辭  
 を負ひて營外に出で彼に就くべし、蓋我儕此に在て恒に存つべき城邑なし、惟一將  
 軍來らんとする城邑を求む、是を以て宜しくイ、ス、も由て恒に讚美の祭を神に  
 献せべし、即ち其名を讚美する唇の果なり（エペソ十五）「我ハリストスも傲ふが如  
 く爾曹吾に傲ふべし、兄弟よ、爾曹凡ての事は於て我を記念し、且我れ爾曹に傳へし  
 如く其傳を守るも因て我爾曹を嘉む、我爾曹も傳へし事の主より授られたるなり  
 即ち主イ、ス、賣るゝ夜、餅を取り、祝して之を擘きいひける、取て食せよ、此ハ爾曹  
 の爲に擘るゝ我が体なり、爾曹も如此行ひて我を憶へよと、食して後また杯を取り  
 前の如くして曰ける、此杯ハ我が血にして立つる所の新約なり、爾曹も如此行ひ

て飲むごとに我を憶へよ（コリント前書十一）と、斯の如く有限的にして不完全なるイ  
 ウデヤの奉神禮ハ、須らくハリストス教の公にして且つ最も完全なる者に其場所  
 を譲らざるべからず、即ちアロン（レウイ）の祭司職ハ、メルヒセデ  
 ンの斑も循へるハリストスの祭司職を以て換へられざるべからざりき、數千の流血  
 の獻祭もて血に塗みれたる舊約の祭壇ハ、日々惟一の無血祭は依りて瀧がれ、及成  
 聖せられたる恩寵の寶座を以て——影の奉事ハ、眞理の奉事を以て——死文の傳  
 道ハ、永生なる聲の報告を以て——舊約奉事の無情の線琴、鏡鏡、風琴ハ、有情の唱歌  
 を以て——奴隸たる肉の儀式ハ——腐敗せる吾人の天性を改造して吾人を唯主  
 自らも觸れしむるのみならず、乃ち至近の合一も導く所の神靈的儀式及聖機密を  
 以て換へられざるべからず、主自ら告げて曰く「我が肉を食ひ我が血を飲む者ハ我  
 ら居り、我も亦彼に居る」（イコリント六）と、使徒パウロ此事を論證して曰く「我ハリスト  
 スと偕に十字架に釘られたり、既に我れ生るゝ非ず、ハリストス我は在りて生るな  
 り、今われ肉体は在りて生るゝ、我を愛して我が爲に己を捨てし者、即ち神の子を信  
 するに由て生るなり」（ガラテヤ）と、使徒ペートル曰く「神その榮と徳も因りて至大な







せられし者、直接に人民を教誨し、機密を執行し、及罪を釋くの權を受けし所の者なり、又後嗣者の按手禮を以て使徒より此權を受け、且つ之を以て他の者等に授けし所の者なり、福音記者報告して曰く「イイスス山に登り自ら欲する所の者を招き、又特に十二人を選立し、彼等を遣ひして神國の福音を傳へしめたり」と、イ、ス、又前  
 之に語りて曰く「天に在り地に在るの諸權已に悉く我に與へらる、故に爾等往き萬民を招て徒となし、父と子と聖神の名に依りて之を洗禮を施せ、爾等の釋く所の者も亦必ず釋かれ、爾等の繫く所の者も亦必ず繫がれん」と、使徒等の此三權、即ち人民の教導、機密の執行、及縛釋の權を受けしものと亦吾人の之を受くるが如く、按手禮を以てし、而して彼等の亦斯の如くして之を己の後嗣者に授與したること、即ち使徒ワルナワ、サウルを使徒職に立てし時の例、又使徒パウエルがタイムフエをエフェス教會の主教に立てられし時の例、及此時彼に授けたる教誨等も由りて明なり、前者は就きての使徒行傳の記者左の如く報告せり、曰く「是に於て祈禱禁食して手をワルナワ、サウルの上は按し、而して之をして神言を傳ふるに往かしむ」と、〔使徒行傳〕三、又後者に就きての使徒パウエルが自らタイムフエに遣はし、書中に證して曰く「我爾を

して我が按手は由りて爾が受けし神の賜を復た續よせんことを欲せしむ」と、〔タイムフエ〕後、〔一ノ六〕と、又同書の他の箇所は於て云ふて曰く「速かに手を人々に按する勿れ」と、〔タイムフエ〕前、〔五ノ廿三〕と、又曰く「預言と長老會の按手禮とに由りて爾に賜ひし所の賜を忽略にすることなかれ、心を之に寄せて専ら之を務むべし、蓋爾の上達凡ての人に明かならん爲なり、爾己を慎み亦教ふることを慎むべし、恒に此等の事を務めよ、如此行ふ時の己を救ひ亦爾に聽く者を救はん」と、〔タイムフエ〕前、〔四ノ十四、十六〕と、使徒等の固より自ら未だ受けざりしことを以て他人に與ふること能はず、又會て命令を受けざりしものと、及イ、ス、ハ、ハリストスの行爲も於て未だ實例を見ざりしこと、之を敢てすること能はざりしなり、〔第二〕使徒が其書札の中に於て「萬殊の教と異教とを協助せらるゝ勿れ、我儕に祭壇あり、凡そ慕ふ奉事する者の此上の物を食ふとを得ず」と云はれたるが如く、吾人ハリストスアエンのイウデヤの祭司等が食飲するものと能はざる祭壇を有す、而して吾人の中も、若し此聖堂或の祭壇ありとせば、其屬する所の聖堂も亦なかるべからず、即ち又此上は於て行はるゝ獻祭及此祭壇の前は立ちて、獻祭を行ふ所の司祭なかるべからざることを意味せるなり、然るを僞ハリストスアエン等の之



を悟らざるの實に聖書を見るの明なき者といふべし、(第三)又彼等の同使徒が他の書札に於て證するが如く、主自ら其教會に賜ひし「使徒あり、預言者あり、福音を傳ふる者あり、牧師及訓蒙者ありて聖徒を全らし、服役の事を行ひ、ハリストスの体即ち教會を建つる」(エフェソ四)ことを忘却せるや論を竣たせ、(第四)彼等の正しく同使徒がタイムフェイ及ライトに遺ひし、書札の中より、精密な主教、司祭、補祭の性質本分を數へ、又エフェソの牧師に「爾等自ら慎み且つ爾等が聖神に立てられて監督となれる其全群を慎み、主の己が血を以て買ひ給ひし所の教會を牧すべし」(使徒行傳廿八)と言ひて特別の教誨を授け、又之と偕にコリンフ書より己の生計を慮るべき權理を彼等に示せり、使徒コリンフの「ハリステアオン」云ふて曰く「爾等知らざるか、聖事を務むる者の殿の物を食し、祭壇に事ふる者の祭壇と共に其願を取ることを、此の如く主の福音を宣べ傳ふる者の福音よりて生活せんことを定め給へり、我儕若し爾曹の爲に靈の物を播きたらば爾等の肉の物を獲るの大事ならんや」(コリンフ前書九)と、(第五)彼等の又正しく使徒等が立てたる教會の長老(祭司)及全「ハリステアオン」に對して發したる命令にも注意せざりき、使徒ペートルの前者に對しての其公書に

於て呼で曰く「ハリストスの苦を親しく見て證をなし且顯れんとする榮に與ることを得る者なる長老たる我、爾等の中にて我と同トク長老たる者に勤む、爾等の中にある神の羊の群を牧し、これを司とるよ止を得ずして爲させ、好みてなし、利を貪る爲になさせ、樂みて爲すべし、又爾等託せられたるものよ主と爲るべからず、羊の群の式と爲るべし、爾等牧者の長の顯れん時、壞ることなき榮の冠冕を得ん、」(ペートル前書五)と、使徒イヤコフの後者に對して記して曰く「爾等の中病者あらば、則ち宜しく教會の長老を請ふべし、彼れ宜しく主の名を託して之に膏するよ膏を以てし、且つ之が爲に祈禱すべし、夫れ信よ由るの祈禱の病者を救ふべし、主將よ之を起さんとす、若し罪あらば亦將に赦されんとす」(イヤコフ書五)と、而して自稱神靈的ハリステアオン等の此等のことを見聞したるよも拘らず、彼等の情慾と無學とい其の中より自ら義の聲を消滅し、以て彼等を不信の淵に誘引せり、使徒曰く「人若し全律法を守るも、而も唯其一を犯さば是れ全律法を干すなり」(イヤコフ書二)と、彼等を迷ひしめし者の、これ使徒が「祭司の職既に易ひる時の律法も亦必ず易はるべし、」(エウレイ書七)と云ひれしが如く、基督教の司祭が律法と偕に換るべかりしイウデヤの祭司と外



見上相彷彿たりしが故なり、然れども吾人の信者の救の事業に於ては果して何者たるか、即ち神の役者、神の機密の經綸者、自己に神恩の盡きざる實を入るゝ所の脆き器、弱き武器なりと雖も、聖神を以て擇ばれ又聖められたる所の武器なり、吾人の實に荏弱なり、されども吾人が機密を行ひ、或は人の救をなすも、自ら己の力を以てするにのあらず、使徒等といふども尙は敢て之を自己に受くる能はざる、況んや荏弱なる吾人、於てをや、されど神の全能力は吾人の荏弱を補ひ、其全能の神の萬事、於て吾人を扶助せらるゝなり、吾人の罪人なり、されど使徒等の果して無罪なりしか、彼等も自ら謂ふて「若し罪なしと言ひ、則ち自ら欺く者にして、真理我儕に在らず」(イコリアン第一)と云ひしにあらざるや、吾人の早晚死する者なるが如く、使徒等は主の接手を以て神品職を受けしよも拘りらず、彼等も亦死の夢を結べり、使徒等の罪も死も、彼等に人民を縛釋し、之を教誨し、および機密を執行するの權を受くるも妨げざりしなり、然らば即ち吾人の如何ぞ自己にハリストス教の祭司職をあらざる他の祭司職を有することを得んや、吾人の死の焉ぞ無罪無限なるハリストス教の祭司職を破壊し、若しく之を變革することを得んや、されば使徒のエウレイ書十三

章に於て「ハリステアニンの教師の死のことを記憶して、直にハリストスの永遠に存在すること」を附言せり、曰く「神の道を爾等も教へ、爾曹を導く者を念へ、其行の果を觀てその信仰に倣ふべし、イ、ス、ハ、ハリストスの昨日も今日も永遠に變らざる也、萬殊の教と異教に搖蕩さるゝとなかれ、思ふ由りて心を堅固せられ、飲食に由らざるの善し、飲食は由て行ひたる者の益する所なかりき」(エウレイ書十)と、吾人の毎日己が罪の爲め、及人々の罪の爲め、獻祭を執行す、雖も、吾人の唯イ、ス、ハリストスの血を以て成聖せらるゝことを知り、又イ、ス、ハリストスの餅酒の奧密の形態に於て此獻祭を行ひ、且つ己の罪を赦されんが爲に之を行ふべきことを吾人に命じたるを知れり、如何ぞ吾人の此の拯救の獻祭を捧げずして可ならんや、爰に此獻祭を執行する吾人の神品職のイウデヤの祭司職に彷彿たるも、全く同一なる者にあらざり、蓋しイウデヤ人の流血の獻祭を行ひたれども、吾人の之は反して無血祭を行ひ、彼等の種々なる預象の獻祭を執行したりと雖も、吾人の惟一真正なる獻祭を執行す、即ち「ハリステス」一次祭を獻して世々も吾人の罪を聖むる所のものなり、彼等の物質的の獻祭を行ひたり、而して吾人の獻祭も亦物質的の覆あるにも拘



らず、純然たる神靈的獻祭なり、彼等の暫時の獻祭を執行せりと雖も、吾人の永遠に  
 變らざる永久の獻祭を執行す、即ち主の方<sup>に</sup>新天新地の來る時、彼處<sup>に</sup>於て行はる  
 べき新たなる獻祭<sup>に</sup>就き、其門徒等に左の如く云へり、曰く「我苦難を受る先に爾曹  
 と共に此逾越を食する<sup>を</sup>、大に願へり、我爾曹<sup>に</sup>告げん、之を神の國<sup>に</sup>成るまで  
 の復た之を食せし<sup>」</sup>（<sup>ルカ</sup>五十二）と、又他の福音に曰く「我れ復た葡萄樹の産する所の  
 者を飲まず、他日新なる者を神の國<sup>に</sup>飲ひに迫はん<sup>」</sup>（<sup>マル</sup>カ五）と、されば當然として  
 今世<sup>に</sup>於て此晚餐を味ふ<sup>は</sup>、堪ふる者<sup>の</sup>、來世<sup>に</sup>於ても亦之を味ふ<sup>は</sup>、堪ふる者<sup>とな</sup>  
 り、且つ永遠<sup>に</sup>聖人及義人等の集會<sup>に</sup>入ることを得ん、

### 第十三講話

寶座及之<sup>の</sup>使  
用する不朽体

往昔ハリストス教會<sup>に</sup>於て寶座を構造する<sup>の</sup>、現時の如く其堅固なるを慮りて、  
 約ね樫の如き堅材を用ひ、或<sup>の</sup>之れを尊重する<sup>の</sup>趣意よりして、特<sup>に</sup>柏香木、扁柏等  
 の香木を用ひたりき、然るに後世特<sup>に</sup>大コンスタンティンのハリストス教會<sup>に</sup>歸正す  
 る<sup>に</sup>及びて、其構造甚だ美麗を極め、且つ神に愛と順從とを顯<sup>は</sup>すが爲<sup>に</sup>、至て高  
 値なる金屬を以て構造せり、即ち或個所の金銀寶石を拵めて之を製造する<sup>に</sup>至れ

り、然れども寶座は大約種々の寶石を以て構造するを常とせり、例之へバ<sup>ニコ</sup>ニッサのク  
 リゴリイが洗禮<sup>に</sup>關する説教中に、自己の聖堂<sup>に</sup>在る寶座<sup>に</sup>就きて「此聖なる祭臺  
 の性質より云へバ尋常の石にして、毫も吾人の壁を組織し及床を裝飾する板面と  
 異なる所なしと雖も、神<sup>に</sup>奉事する<sup>に</sup>聖められ祝福を受けたる者なるが故<sup>に</sup>、何人  
 も之に捫る<sup>は</sup>と能<sup>は</sup>ぬ、唯獨り司祭特<sup>に</sup>其中の最も敬虔なる者のみ捫ることを得  
 るものなり」といへるが如き是なり、寶座<sup>の</sup>此上<sup>に</sup>行はる<sup>は</sup>、聖務<sup>に</sup>最も適當なる潔  
 淨を守らんが爲め、施す<sup>は</sup>二重の布帛を以てし、其上<sup>に</sup>代案<sup>（アン）</sup>を安置す<sup>（代案のこゝに關  
 しては其餘下に  
 於て説明）</sup>、寶座の上部<sup>の</sup>福音經、聖龜及主が見えせして存在する所の徴證たる十  
 字架等を安置し、寶座の下<sup>の</sup>聖人の不朽体を安置す、此不朽体を安置するの例<sup>の</sup>、  
 一<sup>の</sup>不信者の殘酷なる窘逐を受け、爲に聖堂を建立すること能はずして常<sup>に</sup>洞屈  
 中なる致命者の墳墓<sup>に</sup>祈禱の集會をなし、或<sup>の</sup>寶座<sup>に</sup>代ふる<sup>は</sup>致命者の墓上<sup>に</sup>於  
 て數々無血祭を献せし古例<sup>に</sup>模倣せる<sup>は</sup>由來し、一<sup>の</sup>神學者イオアンの獻示録中  
 に「我は祭壇の下<sup>に</sup>神の道のため及其證する所を證する爲にして殺されし者の魂



あるを見る〔六ノ九〕と云へる語より淵源せり然れども若しイオアンが異象を見し如く致命者の靈よして聖臺若しくは寶座の下に在りたらんや、彼等の体も亦其處に在るべきこと固より當然なりとす、又ハリストアニンが聖臺の中は死者を葬ふり、又ハリスツスの近邊は特別の境界を施して此處に埋葬する所の例に茲に基因せり、ハリスツスの功徳を信じ、及日々聖臺に於て獻せる所の獻祭よ由りて救はるゝ希望を懷きて死せる者、其獻祭の効力の死後に於ても亦彼等の上に連続せんことを欲するが故、教會の彼等の敬虔なる希願及信仰を嘉し、死者の爲にも亦此獻祭を獻じて諸方に葬られたる正教のハリスツアニンの爲は祈願す、不朽体を寶座の下に安置する慣例の上古に由來せしこと、已に世に知られたる問題にして、第四世紀の記者等の明かす此事を證明せり、今左より一二の例を示さん、聖大ワシリイがアルカデヤの主教に與へたる書中は曰く、余は甚だ爾がハリスツアニンに適當なる掛慮を以てハリスツスの名を榮するが爲に聖臺を立てたることを喜べり、且つ吾人の致命者の不朽体を得るを能くせば爾の熱心は助力せんを欲するなりと、福アウグスタンに常に主の死を記憶する所は致命者を葬ることを定めし

の適當なることなりといひ、又其他の個所に於て神は無血祭を獻せる聖臺の下及主が司祭として存在する所は致命者を葬るが如き最も當然なることなりといへり、然れども今や聖臺の建立年を追うて増加するに際し、此等諸多の新聖臺は配分する不朽体の何處より取ることを得べきかの疑問は、蓋不信なるハリスツアニンの爲は或は了解し難からん、嗚呼愛すべき者よ、宜しく其杞憂を安んぜし、縱ひ今後千百倍聖臺の數の増加するも、神照管者の不朽体は不足なからんが爲め、豊は聖物を準備せり、乃ち古代ハリスツアニンが炎の如き熱信の無數の致命者と承認者とを準備し、窘逐者の猛烈なる暴怒の聖神を以て聖められたる彼等の肢体をば無數の小部分に分裂したりしが、敬虔なる信者の之を集め之を保存して現時に至り、而して奇蹟を行ふ神の照管の之は成聖及奇蹟を行ふの賜を傳へたり、又窘逐者等が信者を此邑より彼の邑に窘逐したりし、却て此聖人の遺物を世界の諸方へ散在せしむるに助けたり、故に夫の不朽体の現在の聖臺及今後新築せらるゝ聖臺の爲にも亦十分に於て、且つ其多少の今尚ほ諸所は遺存しあること疑ふべからざる事實なり、但し其中に既に奇蹟を以て榮せられたる者もあるべく、又未だ發露



の榮を得ずして時期の至るまで平安にして地の懷も寝ぬる者もあらん、既に諸人の尊敬する所となりて十字架又の聖像の中に守護せらるゝ者もあらん、又古へ盛にして今の廢れし教會に於て用ひたる代案(不朽体の附)の各主教の公館も保存せらるゝ者もあらん、

加之代案及聖堂に要する不朽体の決して大なる部分たるべしと想像すべからず、即ち唯最少なる骨子にて充分にして、且つ時としての致命者の血の混じたる些少の沙土にても亦足れり、蓋其効力の全不朽体と同一なるが故なり、されば聖書に吾人に左の如く報せり、「曾て二イメライリ人あり、死後三日を經過せし屍を葬らんがため、之を昇きて墓地に至りたりと雖も敵の近つかんことを畏れ、屍を地も投じて走り去れり、恰も好し此投げ棄たる屍の幸も預言者エリセイの柩中も陥没して其骨に觸れたれば、死者の忽ち復生し、立ちて已が埋葬者の所に至れりと云ふ」(列王紀下十三)、讀者よ棺中も在りし預言者の死体の已も腐敗も屬し、而して其中に、只半も腐敗したる骨のみ遺存したるも拘らば、唯骸骨に觸れて死者を復活せしめたることを認めよ、神の奇蹟を行ふの恩寵の全体と一部分と別なく、如何なる小部

分と雖も同一の力を以て作動するなり、斯の如く神の恩寵の致命者の一小部分に於ても作動するのみならず、唯聖人の使用せる物器も捫りてすら亦同力を以て作動せり、讀者よ請ふ記念せよ、預言者イリヤの羊裘、即ち外套の已もイリヤの昇天後奇蹟を以てイラルダン河の水を分ちしことを、又請ふ記念せよ、使徒パウルの頭を蔽ひ及其腰を纏ひし所の布帛も亦既に福音記者ルカの證せるが如く諸病を癒せることを、嗚呼若し吾人をして芥子の如き小なる信仰だもわらしめんや、常も云ふべからざるの喜悅を以て主の堂も詣り、又靈中も喜悅を感じて奉神禮の始より其終に至るまで其長きに倦むことなく、日々奉事の同一なるをも厭苦することなく、或は世事に心を奪はるゝことなく、錯亂することなく、或は己の思念及迷誤を以て他人を誘惑することなく、唯全心全意を以て神を念じ及吾人の位置、救贖等に就きて思考し、以て朝も晝も夕も、又何時も聖堂の中に在るならん、嗚呼吾人をして芥子の如き信仰わらしめんか、吾人が本分たる勤務の多難、家族の多忙なる勞働、配慮、疾病と雖も亦特主の奉事も獻せられたる諸日も於て吾人の聖堂に參拜することを抑制せざりしならん、否吾人の却て主の平安なる堂屋の下に急ぎ、主の前に於



て突然として己の目を閉ぢ、或のダウトの如く心中に主の美を樂み、或の再び生命の餅を味ひんがため、或の主を讃揚するに己の口を開かんが爲よ己を乘輿に載せて活神の堂よ急がんことを命せるならん、凡そ祈禱するよ其家室に於てするも、又如何なる所に於てするも、將た何時之を行ふも不可なしと雖も、聖体機密を執行するに、聖堂に於てするを第一とすべし、他の處よ於ける吾人の祈禱の微弱よし、て遅々たるも、此處よの迅速にして勢力あり、他處よ於ける祈禱の唯或信者及切望者の力と財産とを以て代表せらるゝも、此處よの諸信者の祈願と無血祭の恩寵力とを以て助けらるゝなり、救主曰く「我れ爾等に語らん、爾等の中二人地よ在りて契合せ、何事を求むるも我が天父必き彼が爲に之を成さん、蓋何處を論するなく二人我が名の爲にして集るゝらば我れ亦其中に在らん」(マコ九、廿一)と、使徒曰く「兄弟よ、我儕のイ、ス、の血に由りて其我儕の爲に開きたる新しき生る路より慢なる其肉体を過り、憚らずして至聖所に入ることを得、我儕誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち心の悪念を澆がれ清水をもて身を洗ひれて近づくべし、又認むる所の望を動かさずして固く守るべし、蓋約束せし者の誠信なればなり」(エペ二、廿二)と、

彼處よの吾人をして悉く地のことを念ひしむるも、此處よの悉く天のことを報じ、彼處よの神と永遠のことを觀念するに虚無と腐敗とを以て築きたる増壁を通過せざるべからざるも、此處よの榮光の主の後よある神使自ら祈禱を吾人の口より受け、及吾人の心に恩寵の希望を下さんが爲よ見えずして吾人よ下るなり、預言者ダウトの神に感謝の祭を献するに、聖堂の公祈禱に勝れるものを發見せざりしが故よ、彼の正に聖堂の價值を知れり、されば彼れ自ら己よ問ふて「主が吾人よ與ふる所の萬のこの代りよ、吾人の將た何ものを以て主よ報せんや」と云ひ、次で又自ら答へて「救の杯を受けん」と云へり、吾人の主イ、ス、ハリストスも亦固より正よ聖堂の價值を知れり、蓋主の時よ之を祈禱の室、又神の家と名づけて此よ不敬を行ひし者等よ對して左の聖書よ云へるが如き勢力と不興とを以て諭示せられたり、其言よ曰く「録して云へるあり、我が室の必ず祈禱の室と稱せよ、惟爾之を以て盜の巢となす」(マコ九、廿二)と、又他の個所よ於て云ふて曰く「爾祈禱の時、密室に入りて門を閉ぢ、爾の隠微に在る、父よ祈禱せよ、然らば隠よ露する爾の父の必き明顯よ以て爾よ報らん」(マコ六、廿三)と、主の自ら偽善なる「フリセイ」の祈禱よ對して如何よ此



等の言を述べられしか、又此言の如何は主の遺詔に因り信者の集會に於て行はるゝ「ハリスタアニン」の祈禱に應用せられしか、否兄弟等も、苟も唯人前は祈禱者として顯はるゝことのみを欲する「フリセイ」輩の偽善は效ふこと勿れ、宜しく祈禱の時己が心の戸を虚妄なる名譽より閉づる所のハリスタアの眞門徒眞從者となるべし、爾等の避くべきもの、主が自ら救贖の血を以て爾等の祈禱の功驗あらんことを、己の神父の前に伸保せる所の聖堂にあらざりて、即ち爾等の隠微の祈禱を偽善なる「フリセイ」の祈禱となす所の自愛なり、爾等の祈禱の際爾等も妨害をなす者の、是れ他人にあらざりて即ち爾等を繞る人々の視線と嘆美とを己に招く所の己れ自身なり、偽善の大罪の胚胎し萌芽して生長し成熟するの、吾人の内部にありて外部にあらざれば傲慢自負を以て時かれ且つ養はれたる偽善の種子をして己に有たしむるも亦是れ他人の心にあらざりて即ち己れ自心の心なり、

第十四講話

祭臺及高座の意義

聖臺第二の附屬物の即ち祭臺として、一に獻臺と稱す、其位置の約ね實座より稍前左方に設立せらる、獻臺てふ名の最も古代に於て用ひられし稱として、且つ現今用

ふる祭臺てふ名稱よりの實際に適したり、蓋ハリスタアンの教の祭臺の其意義に於て唯無血祭を獻じ及聖務を行ふ所の一實座のみを名づけ、而して奉獻禮儀の際に於て此無血祭を準備預聖する所の場所をあらざること、吾人已に「ニッサ」の聖ゴロイの實座若くは聖祭臺を祭臺と名づけたるに因りて知られたり、古昔祭臺を獻臺と名づけたることの、一層適當なるは、蓋ハリスタアニアが常に聖務執行に緊要なる餅葡萄酒油等を獻じて此處に陳列したるに由れり、而して當時の例獻品を携へせして徒手聖堂に來る者の固より聖堂に在るを不當なりと思惟したるが如くなりしを以て、其獻品甚だ多くして聖務の終りたる後其殘余を以て啓蒙所の一所に所謂愛の晩餐を設立せり、此席や其貧富貴賤の別なく、凡ての「ハリスタアニア」の皆茲に會列することを許され、加之富貴なる者の却て貧賤なる者を場所を譲りて自らの此懇親の晩餐に供事する者の列に立ちしおと屢なりき、又此晩餐の殘餘の補祭及女補祭を以て貧人病者并に囚徒等も分配せられたり、

今此關係に於て、舊古代の「ハリスタア」教會と現教會との状態を比較するに、猶ほ古代教會が現教會より卓越することを認めざるを得ざるに悲しむべきにあらざや、又



尤當時の教會の其獻祭品は不足なかりしのみならず、獻祭の殘餘は却て他人に分配したりしも、現時は於ては獻祭を行ふが爲に必需の物品すら猶ほ欠乏を告げ、爲に聖務を行ふ能はざることも亦屬なり、該時に「徒手我が前に顯はるべからず」てふ主の言は因りて、何人も獻祭品を携へざれば主の聖堂は顯はるべしと肯せざりしが、現時は大約皆空手にして、且つ加ふるに暫生の空望を充實せられたる心を以て顯はれ、甚しきに至りては救を覓むるの必要なしと誤想しつゝ、全く聖堂に來らざる者さへあるなり、曾てカルフゲン教會に一の富める女主人あり、獻物を携へずして聖堂に詣れり、時に當會の主教聖キプリアン彼を面責して左の如く云へり、曰く爾は富み且つ裕かにして主の日を祭るべきことを知れども、教會の財政を慮らず、又主の日に於て獻品を携へずして來り、貧者の獻せし祭品の部分を受く、然れども讀者よ、若し聖神をして彼の至高なる住所より聖キプリアンを携へ來りて吾人の中に立たしめなば、彼は如何ぞ吾人の中に於て斯の如き譴責に當るべき多くの男女を見出さざらんや、されども教會は吾人が教會に對して冷淡なるにも拘はらず、却て聖務を執行する

所の餅を供餅（イコノスタ）と名づけ、及代聖錫（聖体を行ふ餅の殘餘）を分配することに於て古代教會の獻品の名稱を存したるは、即ち吾人の榮譽の爲なり、蓋ブロスフラ（餅）のグレチャ語の所謂獻品の意にして、「アンテドル」の獻祭する者の獻品に相當する所の賜の義なり、而して現今此供餅及此代聖錫も亦教會の財産を以て準備し、曾て參拜者の之を獻する者なきが故に、夫の獻臺たる古代の名稱の獻品の減少すると偕に漸々用ひざることとなり、遂には只奉神禮書の中にのみ遺存して、今や殆んど人々の記性より消失するに至れり、蓋意義を失ふに因りて遂に名を失ふの自然の傾向なり、而して此名稱は代はりて使用せられたる代名稱の即ち祭臺として、最も現今の事情に適當なる名稱なりとす、

寶座の後方、即ち東方に高座と稱する位置を設く、是れ即ち余が己に述べたるが如く、神父の右に座する所のイコノスタ、ハリストスの天の高座を意味せる者なり、此高座は古代の聖堂及現今の或聖堂に於ては壁に接近して半圓の床狀を作り、或は此がため特に壁を突出し半圓の床を作りて三段若くは四段の階級を有し、其各段階の第二段の使徒の寶座と稱する特別の場所を設けたり、而して半圓の床上に光



榮の主が見えずして己の尊大なる光榮よ於て座する所の寶座——特別美麗なる座位——を設置せらる、此場所の教會の定制に依りて俗人の勿論、教衆及司祭と雖も亦坐するものと能はざり、其之よ坐することを得る者、たとひ不當たりとも、見えずして存在し聖務を行ふ所の天の大祭司長の見ゆる代理者たる現役の主教のみなり、即ち彼の奉神禮中只一次、即ち使徒經及福音經を朗讀する時よ於て此上よ座するものと許容せらるゝなり、此瞬時の其儀式の重大なるを理會する人の爲より最も恐るべく且つ大なる時なり、主教の此際最も熱切なる祈禱を獻じて神の恩寵を占有する所の寶座を接吻し、又イ、ス、ハリストスよ神人の両性ある奧義及其十字架の死を像れる所の二枝燭を以て此尊場を十字形よ蔽ひ、且つ己の敬神を表せんが爲に十字架を畫して稽首す、斯の場合よ於て奉事する所の司祭等の皆位階の上下よ従ひて第二段なる使徒の寶座を占め、而して信者の視線をして爲よ感動せしむべき觀を現す、即ち信者をしてハリストスが吾人の救の爲よ地上に存在せし當時を追憶せしむ、故に信者の爰よ血氣ある人を見せしめて只ハリストス及使徒を見、又使徒の傳道とハリストスの福音を聞くのみなり、又主教司祭の此使徒經を

朗讀するに際してハ席座し、福音經を朗讀する時の起立す、蓋使徒經を朗讀する所の補祭の即ち神言を傳ふる所のハリストスの門徒中よ於ける一人を代表し、福音經を朗讀する所の補祭長の神國を福音せるイ、ス、ハリストスを象ればなり、是の故よ使徒經朗讀よ際して聖務者等の坐するの適當なりと雖も、福音經朗讀の際に於てハ須らく起立して之を謹聽せざるべからず、此れ即ち高座の意義にして、其重きことハ使徒等自ら恐懼戰慄して此處よ入りしを以て知るべし、又使徒の至近なる繼續者の一人よして、特よ福音者マルクより主教の寶座を受けし所のアレキサンドリヤの大主教致命者ペートルの如きは、一生中恐懼して常よ聖マルクの寶座の上に光り輝く所の光と神聖なる能力とを見つゝ聖マルクが占有せし寶座の階壇よさへ登ることを肯んせざりしを以て(十二月八日に當る彼の死後其柩を高座よ置きしといふ)

此高座を立つる奧密なる目的の外よ、亦他の通常の目的あり、ザノル(使徒規則第五及十八條ノ註解)及ウラストリ、マトフエ(規則集六章)の言よ據るに、ハリストスの群の上に最上權を取り、且つ監督する所の主教等の此上よ登りつゝ、能く聖堂よ來る所の「ハリストス・ア・ニン」を



觀察し、又彼等が神言を聞くの注意と、神よ捧ぐる所の祈禱と對して敬虔なるや否やを觀察せんことを要す、是れ一に自らも亦能く正面より立てる所の信者より見られ、且つ信者をして福音の朗讀を聞き易からしめんが爲なり、

### 第十五講話

高座(又寶座)  
及高座聖像

高座の起原の遠く初世代即ち使徒時代より在りしとの疑ふべからざる事實なり、三世紀の終、四世紀の始に當れる著者エウセーウイの、其著書教會史の或章に於て「エルサリム最初の主教たりし主の兄使徒イヤコフの寶座(高座)に就きて記るせしが、此寶座の(三十一)主教イメネイ及ザメド之を受け、ザメドの逝去せし後のエルム之を受けたりと云ふ、而してエウセーウイが此寶座に關して述べたる説の確實にして信憑すべきとの、彼が「ハリストス」教の著名なる歴史家たるのみならず、且つ其實見者たるに因れり、

同時代の著者神學者聖グロゴリイも亦大アファナシイの談辭中、福音記者マルクの寶座の事を記載せり(一)、又二世紀の著者にして使徒と同時代なる「タルトリアン」の異端辨妄(三十一)中、於て當時に至るまで保存せし使徒の座位を指示し、以て

「ハリストス」教と其教會の直接よりハリストス及使徒等より出てたる疑なき確證となし、特は異端者等の到底會得すること能はざりし適切なる徵證として示せり、其異端者に對して云へる言ふ曰く「現今に至るまで猶ほ使徒の座位を、使徒が自ら記載せし聖書を朗讀する場所に立つる所の使徒の教會の、彼等の音聲状態をも活現す」と、

要するに此「タルトリアン」の立證の、ダムボウ住民の爲に甚だ重大なるものなり、就中其記録中の重要なるもの、(一)教會の使徒自ら設立したること、(二)使徒の座位の完備として二世紀に存せしこと、(三)使徒の書札の原稿のこと、(四)初代「ハリステアニン」の尊敬せし使徒の聖像のことは是なり、故に聖堂及教會の諸儀式中、特は聖像崇拜の由來を使徒等自身に歸せず、乃ち之を以て公會に由來せるものなりと思惟する自稱神靈的「ハリステアニン」の所説の固より妄論なりと云ふべし、

高座の上方に設くる者の、寶座に坐する救世主の聖像若しくは他の之より類する聖像なり、又寶座の兩側に立つる者の、十字架及神母の聖像として、所謂寶座後方の聖像是なり、斯の如く聖像を設くる所以の果して何の爲なるか、蓋必きしも其謂なく



んばあらせ、此れ他なし、吾人の智慧感情を以て會得すべきことを、預め感覺的の目に顯はさんが爲なり、聖務の際凡て高座及寶座の上に顯はるゝ表號、例令へば、十字架の神人ハリストスが全世界の罪の爲に會てゴルゴッパに於て獻せられ、且つ今尙は機密中寶座の上よ於て獻せらるゝ十字架の獻祭を記念し、十字架の側に立てる神母の聖像の、會て十字架に側うて立てる至潔なる童貞女を記念し、而して高座の聖像の神の子吾人の救者が己の苦難を以て得たる天の光榮を記念するなり、凡て教會が屢種々の状態を以て同一の意義、同一の舉動、同一の奧義を象ることを力ひるゝ、即ち之を吾人の心よ銘刻して最も強く敬虔の感情を喚起せしめんが爲なり、

第十六講話

聖障及聖像の解並に聖像排斥者の妄を辨す

聖堂の特別の限界を以て聖堂の他の場所より區畫せらるゝ之を名つけて聖障と云ふ「イコノスタス」のグレチャ語よ所謂聖像陳列所の意なり、此聖障の管よ聖堂の裝飾となるのみならず、能く聖堂よ參拜し且つ信仰の眼を以て「イコノスタス」の中よ装置せる聖像を觀念し、及敬虔を以て其聖像よ畫かれたる神の聖者に叩拜する者の目と感情と思慮とに教誨を與へ、又の神に悦ひるゝ、彼等の生活よ則らしむる媒

介となるものなり、然るに教會の儀式よ從ひせして己の無法なる思考よ從ひ、己の高慢と己が放縱なる奉事とよ心を奪はれて聖像の尊敬を排斥する者は、其行ふ所常に淺見なるのみならず亦不敬虔たるを免れず、何となれば聖大ワシリイの言よ據るに、聖像よ對する尊敬の猶ほ其中に像れる所の實體に登るが如く、聖像よ對する不敬及罵詈の宛も其中に畫かれたる神ハリストスと其至淨なる母並よ「斯世之を有つよ堪へざる所の」(「エツレイ」書十) 諸聖人よ登るが故なり、而して彼の高慢者が斯る甚だ重大なる趣意目的あり、且つ實に使徒時代より傳はれる「ハリストス」教會の聖規を排斥するの實に奇怪の至なり、されども眞よ怜悯にして敬虔なる人々の固より彼等の如き攻撃をだよなさいりしならん、此攻撃の齒牙よ介するに足らざる空言たるや論を俟たず、然れども吾人の故らよ論鋒よ避くるに非ざるおどを証せんが爲よ、縦ひ簡畧たりと雖も凡て彼等の言中よ含蓄すること、及彼等の最も重大なりと思量する所に就きて論せん、

聖像排斥者の通常の攻撃「既よ千百回も聖神父等及特よダマスクの聖イオアンを以て論駁せられたる彼等の攻撃」の「偶人及其他の者を造る勿れ」どの十誡の第二條



も合著す、此攻撃の力よして若し唯之に攻撃てふ名稱を附し得るものとせんか、聖像排斥者の吾人の聖像を以てモイセイが第二誠と記載せる偶人及手造物と同一なるものと認定せるが故なり、

然れども若し吾人の聖像が第二誠と記載せる偶人及手造物と同一の物ならんや、此誠を記載せるモイセイの何故に自ら首として此誠を破り、純金を以て鑄造せるヘルウィムを行堂の聖所と立て、且つ其壁と殿幔にヘルウィムの像を織り成せしか、又イスライリ人が金牛を造りて之に獻祭叩拜したるが爲め神を背離せし人民の上、義怒を顯し、金牛を破壊して塵土と歸せしめたる所の者が、何故よ今自ら金のヘルウィムと鑄造して之をスキニヤの内部と建てしか、彼は此誠を忘れたりしか、斯の如き人の感神の人たるおと能はざりしなり、將た彼の適は此誠を了解せざりしなるか、此れ亦殆んど彼に待つべからざることたり、外見上立法者と其律法と斯くまで徑庭するの奇怪なりと云ふべし、抑、おれ何よりて然るか、一、彼が第二誠に於て禁せられたる偶人及手造の像、即ち金牛の如き異教の偶像を廢するを命じたる、一、眞神及其聖者の像たどへば金造のヘルウィムを贖罪所の上に(此れ其羽翼を以て神が)

賦々にして存在する所の場所たる贖罪所の約櫃を覆ふが爲なり立つることを命じたる、とよ由れり、故も如何なる場合も於てもモイセイの此事も關して己れ其誠を理會せざりしとは云ふべからず、況んや彼の神がシナイ山と於て彼に示されたる模型も由りてスキニヤ及之は附屬する一切の諸物を造りたるも於てをや、然るを聖像排斥者の此明灼なる事實を覺らまして妄も斯る誤解の攻撃をなせるの實に愚の至りと云ふべし、

彼等又曰く、イススハリストスの會で聖像崇拜を命じたるとなし、此れ亦誤れる言と云ふべし、何となれば主が己の像を手巾に摸してエデッサ王アウガリに與へし、是れ即ち聖像を尊敬するの誠をも與へし、非ずや、而して主が實に己の像を與へたるに關しては、使徒の親弟子、捧神者イグナチイ、シリヤのエフレム、及シリヤ聖教會も於ても亦證明する所なり、己に斯く多くの聖人の證者あり、如何ぞ夫れ信せざるを得んや、若し尙ほ之を信せざれば、予は爰も吾人の爲は法らざるべからざる主の適例を示さん、視よ、主の唯金錢の表面も當時イウデヤの王たりしケサリの像ありしが爲に如何なる尊敬を以て、其金錢に對せしかと、主金錢を見て問ふて曰く、「此像と號とい誰ぞや」と、而して其前に立てる者、そのケサリの像と號なりと



答へしに、彼れ亦其者に向て「ケサリの物を以てケサリに歸せ」と云ひ、次て又附言して「神の物を以て神に歸せ」(ハトフイサ三)と云ひれたる、爾等主が王者に對しての本分の税を拂ふべきを命じてケサリの像を尊敬せしことを見ざるか、又彼は己の思想中よ於てケサリの像より知らず識らず天地の主、全教會の至高なる王の像も移りしことを認めざるか、而して彼が前者を見つゝ、各臣民の租税を拂ひ、王を尊敬するの本分に就きて正しく且つ争ふべからざるの決定を誘出せしが如く、彼の慧眼を以て後者を見つゝ、尋て直接に且つ直接の方法を以て聖像の中よ畫ける神を尊敬する所の本分に就きて全く同力の決定を誘引せり、蓋主云へり「ケサリの物を以てケサリに歸せし、神の物を以て神に歸せ」と、所謂ケサリの物とい、即ち税金よ畫ける像と號なり、然るも彼の此税金を見ると借も亦ケサリ自身をも見たるが故も、主の之よ次で「ケサリの物を以てケサリに歸せ」と云へり、又彼の同時に己の智慧中よ、凡てケサリに至高の神よ似たる像なることを想像し、又其思想の順序よ依りて、像より象らるゝ實體よ移れるが故に、彼の己の最初の言よ加ふるも他の全く之に同力なる言を以てせり、曰く「神の物を以て神に歸せよ」と、乃ち天の教師ハリストスの意

の、恰も此税金の爾等自ら云へるが如くケサリの像と號とを帶ぶるが故も、必然ケサリの物なれば之をケサリに歸せ、然れどもケサリの物をケサリに歸しつゝ、神の物を神に歸することを忘るゝ勿れと言へる者の如し、所謂神の物とい何ぞや、前者を想像しつゝ、後者の何物たるを定むるも亦難からざるなり、主の前者の中よケサリの物と名づけし、其中よ在るケサリの像と號なり、故も其言の順序よ依りて考ふる時の、後者の所謂神の物とい神の像及號を有するものなること亦明なり、是を以て爾等の前者をケサリに歸へさざるべからざるが如く、後者をバ神に歸へさざるべからず、即ち前者の場合よ於てケサリに當然の尊敬を顯はし、後者の場合よ亦神に當然の尊敬を顯はさざるべからず、予又爾等よ問はん、爾等の主の言の中よ聖像を尊敬すべきこと、特も聖像に描かれたる神自らを尊敬すべきことよ關せる隠然たる主の誠あるを見ざるか、抑、九世紀に於てハ聖像排斥の窘逐起りたるにも拘りらず、信者の能く此誠を了解し、且つ今日よ至るも依然尙は聖像を尊敬して止まざるなり、

## 第十七講話

聖障の中に裝置せる聖像の意義



聖障イコンニクスを設立するの、其内外の組織を以て恩寵國及光榮國を顯ハシ示さんが爲なり、此高尙伶俐なる目的を達するが爲、約ね之を「ピラミッド」(尖字塔)の象形に模す、而して其根基となるもの、救世主キリスト、神キリスト、聖人の聖像イコンとして、聖堂の彼等を築せんが爲、之を獻せらるゝなり、聖障の頂上を占むる者、即ち施生の十字架にして、此聖障中、よの聖堂の高さ及大きに準じて、使徒、預言者、致命者、表信者、諸聖人等の聖像を數列に装置す、四世紀の記者聖エウセビウスの言に據る、聖障の此形容を以て天上に記録せられたる首先の教會たる天の「イエルサリム」及之と偕ト神靈上功德の教導者を吾人の眼前イコンに顯ハシすものなりといふ、實ニ能く此聖障に注目する時の必ずかゝる感想を起さざるを得ざれば、聖障の上、高く立てられたる主の十字架の、曾て預言者「イサイヤ」が諸岡陵よりも高さ山上イサヤに於て見たる凱旋旗を見るの思わらしむ、即ち全世界の教師たる榮を被たる天地の主自ら其上イサヤに占ハシ坐し、而して地の全民の之イサヤ喜び近づきつゝ、左の嚴かなる歡聲を以て已を勵ハシましたる所なり、曰く「爾等來れ我イサヤ偕イサヤに上りて主の山イサヤに至り、イヤコフの神の室に至るべし、彼れ將イサヤ其途を以て我イサヤ偕イサヤを教へんとす、我イサヤ偕イサヤ亦將イサヤ其徑イサヤに行かんとす、蓋律法の將イサヤシランより

出て主の言の將イサヤ「イエルサリム」より出でんとすイサヤと、視イサヤ諸種族衆民の中主イサヤ悦イサヤばるゝ、義人の主の面前イサヤに立てるを、又曾て使徒等に「我れ若し擧げられて地を離るれば、則ち我れ將イサヤ衆を吸うて我イサヤ就イサヤかしめん」とすイサヤと云へるが如く、今尙ほ斯く吾人に傳ふる所の「イエス」ハリストスに聽イサヤふの思あらしむ、又視よ十字架イサヤを擧げられたる彼れ、既イサヤ自己の前イサヤ無死の衣を着けて、天イサヤに於て彼の顔を觀るの幸福を以て樂しむ所の者、及尙ほ地上イサヤに於て聖者の足跡イサヤを循イサヤひつゝ、進む所の他の者イサヤのみを見るを、又今も尙ほ彼の嚴かに「イエルサリム」よ、イエルサリムよ、我れ爾の赤子を集むる母雞の雛を翼下イサヤに集むるが如くせんと欲せしこと、己に幾何次ぞイサヤと呼べる聲イサヤに注意せしむ、何の爲に主イサヤの已の手を十字架の上に伸イサヤばし、か、是れ吾人を己の懷抱イサヤに受けて、施生の木の蔭に吾人を安息せしめん爲なり、然イサヤども變なる「イエルサリム」人の此呼聲を聞かず、且つ之を聞くに代へて己の耳を異教人イサヤに開けり、故に「イエルサリム」人の益々分散し、異教人の恰も翼下の雛の如く十字架の休徵の下に集まり、且つ信仰を以て己の平安と幸福とを得たり、今眼を轉じて聖障の基を見よ、其中に右方より常に第一の首位を占むる者、ハ「イエス」ハ



リストスの聖像なり、世の心あらん者誰か教會が此外見上に甚だ重からざる配置を以て如何なる教誨の日課を吾人よ説話し教授せんと欲するかを覺らざらんや、教會の愛よエフェス教會の「ハリステアコン」よ向て左の如く云はれたる使徒パウルの思意を明示せしよあらずや、曰く「爾復た異民或は他邦の人たらず、乃ち諸聖徒と同邦者となり、神の家よ屬す、且つ諸使徒及預言者之が基たり、爾其上に建てられ、イス、ハリストス自ら其隅の首石となれり、彼よ由りて全屋構合し之を増して聖殿主の中に成り、爾等も亦偕よ彼の中に建てられたり、是れ聖神に由りて、神の居る所の室となさんか爲なり」(エフェス書二)とされ、使徒預言者、致命者、諸聖人(種族男女)己の本分を守りし天軍より成れる光榮なる凱旋教會の此屋隅の首石の上よ建立せられて將よ永遠よ存せんとす、又外見上卑微無力なりと雖も、其内部の神光を以て輝き、絶えず有形無形の敵と戦ひ、一部分よ於ては屢、衰頹抑厭せられしことあれども、全体に於ては常に神の佑助よ由りて仇敵を制服する所の戦闘教會も亦固く此不動不變なる磐上よ建設せられて漸々成長するなり、實よハリストスの言へるが如く、「地獄門の之に勝つ能はざる」所の教會なり、讀者よ、此教會を組織する者の

乃ち眞にイス、ハリストスを信じ、其示せる途に由りて疲勞せず、怨言せず、左右よ傾向せし、惡鬼の詭譎、騙唆よ誘惑せられし、又吾人の肉よ阿諛し、吾人の感情を悦ばしむる教師に従はずして自ら永福よ至る所の吾人なり、彼此の眞理の學者又無學者の爲に甚だ明瞭判然に聖障の中よ顯はざる、即ち諸方より救世主の聖像を圍繞し、且つ間接或は直接よ牽引せらるゝ諸聖人の聖像よ有てる第一の眞理の、諸聖人の天上よある状態を吾人の眼前よ現はざる、となり、其第二の眞理の、吾人か敬虔よして此聖像の前に立ち、且つ謙遜にして此中に描ける聖人が神と人との唯一の仲保者たるハリストスの前よ仲保し及保護するの状态を見て、之に仲保代請を祈願すべきこととなり、蓋彼等の地上よ生活するの際有力にして且つ詐謀ある吾人の仇敵との戦ふ於て吾人よ助け、又吾人をして彼等が實行して己よ遂けし所の救の多難なる功徳よ進み行くべきことを知らしめられたればなり、今因よ諸教會が救世主の聖像を以て必し聖堂の首座よ安置するを不變の規定とせるは何故なるかを認め、且つ之を解明せん、抑、如何なる場合に於ても此規定を破ることを許されざる所以の何ぞや、蓋諸教會に如何なる聖名を附するも、其眞意の唯ハリストス若しくハ



神の名を以て成聖せらるゝものにして、吾人の神の擇べられたる聖人を尊敬すると同時に惟一榮光の神を尊敬するなり、又神の友にして神に親しき者たる聖人の名を以て吾人の献祭品を飾りつゝ、主の言ふ因りて其献祭品の益、神に嘉納せられんことを欲す、而して聖者の聖像の唯救世主の聖像に因りて吾人の爲に價値を有するなり、此理由を以て聖像を描ける聖者の常は彼等のみを描かせしめて聖三者の地位若しくは永在の嬰兒を懐ける神母若しくは光線を附せし見ざる所なき目若しくは天際より降下する所の神聖なる光輝、或は其個所の不適切なる場合も於ては彼等の首を照らす所の天の光と偕し描寫す、是れ之を以て彼等が神と吾人との間、仁慈の仲保者たること、及吾人の祈禱が彼等に由りて凡そ見ゆると見えざる者の主、天地及地獄に在る者をして膝を屈めしむべき所の者も登らざるべからざることを示さん爲なり、蓋神學者イオアンの異象に依れば「金鼎滿つるに香を以てす、香の即ち主に登る所の諸聖徒の祈禱たるなり」(黙示録五ノ八)

### 第十八講話

ハリストスの聖像の各様なること及其聖像中に在るハリストスの祝福の解

救世主の聖像の一樣ならずして實は無數なり、然れども此を描寫するもの常に聖

書の明文を根據せるを以て咸同一の性質を有す、されば救世主を描くは最も多く用ふるは左手に帝笏及地球儀を持し右手を以て祝福し、頭上に「Ω」の三題字を有する所の榮冠を戴きたる圖なり、其手裡にある帝笏及地球儀の使徒が「万物皆彼を以て造られ又彼の中あり」と言へるが如く、其全世界の有權者たることを示せるなり、實に彼の己の全能力と無限の恩寵とを以て萬事をなし行ふ所の者にして、其全能の言ひ萬物を無より有し呼び起し、其仁慈の照管の萬物を保存領率して之を完全に導き、其偏見なき正義の裁判の萬物の運命を宣ふ、且つ之を完成す、蓋父の何人をも審せせして悉くの審判を己の子に委ねたればなり、彼の祝福する所の手の即ち福音記者ルカの證せるが如く曾て主イエスマ「己の門徒を導きてウヰヰニヤ」に至り手を舉げて之を祝する時衆を離れ舉げられて天を昇り(ルカ廿四ノ五十四)し時のことを記念せるなり、此事件の生せしより既に十八世紀を經過せるも、正教の信徒はさらなり、異端者中何人も亦イエスマハリストスが地上生活の最後の時に於て己の門徒に授けたる祝福の形狀を關して疑念を懐き、又ハ争論を試みたる者なく、直接に彼の手より此祝福を見、且つ之を受けたるハリストスの門徒等が彼等も實地



上示したるものなりき、然るも現今に至り會て古代に於ても聞かざりし傲慢なる聖書の註釋家顯ひれて、自ら神靈的ハリストスヲアニンと稱へ、突然此祝福に就きて喧しき争論を喚起し、自ら正教會より分離せり、其説に曰く、「福音記者の決してイハスハ、ハリストスが己の昇天の時、當りて現今の「パーバ」及主教等の行ふが如く、手指を組み合ひせて己の門徒を祝福したり」と云ひ、只彼の「己の手を舉げて彼等を祝福したり」(ルカ廿四)と云へり」とされ、経験なき註釋者よ、聞け、爾等の論斷する所の果して正しきか、爾等の決定する所は果して信用するに足るか、予の謂ひん、姑く己と己の情慾及己の利益を忘れて只一の眞理を觀念せよ、若し福音記者のイハス「己が天に昇る時、己の手を舉げて」と云ひて之を「祝福」と云ふ言を附加するを必要なりと述べたらん、此手を舉ぐることを以て唯通常の手を舉ぐることならずと云ひざるべからず、之を換言すれば、福音記者の唯「己の手を舉げて」といへる表言のみを以て満足し、而して之を次で「彼等を祝福す」と云ひざりしとなさん、福音記者の使徒等に顯著なる特質特別なる状態を以て手を舉ぐることを祝福と名づけたるなり、予今此手を舉ぐるものと、即ちハリストスの手を舉げしこと、如何なる性質、如何

なる形状なりしか、又如何様にして手指を組み合ひすべきかを知らざりしと假定せん、されども予の亦之を代ふるも自ら想像することを欲せず、否敢て隨意に臆測することをも望まざるなり、何となれば信仰上の妄想臆説の吾人の救贖の全体を破壊すればなり、故に予の只おのれ自らを信せざるのみならず、亦爾等及他人をも信せず、専ら此疑團を解くが爲に、ハリストス自身の舉手を見、且つ直接此祝福を受けし所の者も歸向せん、即ち自ら主より授かりたる模範に因りて己の弟子を祝福し、而して此神品職の恩寵を借に己の弟子後嗣者を以て此祝福の模範を吾人も授けたる使徒、實見者、役者に、向ひんのみ、斯の如きも尙は爾等のハリストスの使徒等も授けし祝福の最初の祝福にして、又最終の祝福なりしと思ふか、否此祝福の此以前も於ても亦數回ありしことにて、獨り彼等も限りて此祝福を受けしのみならず、他の衆多の人々も同じく之を受けたり、されば他の福音記者の報告せるが如く「主の會て彼も來りし所の小兒に手を舉げて」之を祝福せられたり、若し否らせん、使徒等のハリストスの昇天に至るまで會てなかりし彼の祝福の方法を見て、其意義を理會すること能はざるのみならず、之を祝福と名づくることも亦能はざりし



ならん、又此祝福の通常の手を擧ぐるとよゝらざりしこと、今尚ほ用ひらるゝ古  
 代の聖像中、ハリストスが手指を組合せて祝福するの圖さへある、よ由りて知る  
 べきなり、四世紀の記者エウセーウイの「パチアタ」に於て使徒ペートル、パウロと僧  
 よせしハリストスが祝福の狀を描きたる一聖像を發見せり、此聖像の當時に在り  
 ても頗る古代のものにして二世紀若しくは三世紀のものなりしと云ふ、されば現  
 今の祝福の吾人の自ら想像したるものよゝらざりしして使徒の祝福なり、ハリストス  
 の祝福なり、吾人の何の爲よ此祝福を追考證するか、吾人の只手を擧げて祝福す  
 るを吾人の爲よ却て容易なるよゝらざりしや、然れども此祝福の古代よ由來し、且つ  
 ハリストス及使徒等より取れる祝福よ於て使用する所の指の組み合せの吾人信  
 者の爲よ重要なる所以、其中に於て叩拜せらるべきイハリス、ハリストスの名、即  
 ち其最初の文字を明かに像れるに由れり、即ち示名指及中指を以て「I」の字を像  
 る「I」<sup>Ι</sup>「H」<sup>Η</sup>「O」<sup>Ο</sup>「Υ」<sup>Υ</sup>を意味し、而して他の三指を以て「X」<sup>Χ</sup>「O」<sup>Ο</sup>の字を像れる「X」<sup>Χ</sup>「P」<sup>Ρ</sup>「H」<sup>Η</sup>「O」<sup>Ο</sup>「T」<sup>Τ</sup>  
 O」を意味するなり、預言者及使徒の解釋する所に據る、よ「地の諸族」に須らく「I」<sup>Ι</sup>「H」<sup>Η</sup>  
 「O」<sup>Ο</sup>「Υ」<sup>Υ</sup>ハリストスの名に依りて祝福せられざるべからざり、而して現今祝福よ用ふる所

の名の外、將た如何なる他の長方法を發見することを得んや、口に此名を發音する  
 を以て長法となさんか、然れども其言も亦文字と同じきよゝらざりしや、唯其名の言を  
 も文字をも伴ふ時の恰も好く祝福の目的を達する者と聞ふべし、愛すべき讀者よ、  
 願くは此名を以て祝福を受けよ、活ける信仰と堅き熱望を以て此名を信ひ、彼と親  
 密の体合を渴望する所の熱愛を有し、力めて屢々祝福を受け以て永生を嗣け、

### 第十九講話

救世主の聖像の上よ在る「Θ」<sup>Θ</sup>「Σ」<sup>Σ</sup>の題字の解

予が前章よ於て述べたる如く救世主の聖像の上よ記せる「Θ」<sup>Θ</sup>「Σ」<sup>Σ</sup>の題字の「Θ」<sup>Θ</sup>「Σ」<sup>Σ</sup>の  
 語にして「Ε」<sup>Ε</sup>「Υ」<sup>Υ</sup>「Λ」<sup>Λ</sup>の語の所謂神「Ι」<sup>Ι</sup>「Ε」<sup>Ε</sup>「Ω」<sup>Ω</sup>の名に相當し、露語に「即ち在る所の者」  
 といふ義にして、始もなく終もなく他の何者よりも自己の存在を受けせしめて却て  
 萬物に存在を與ふる所の至上者、自有なる者、永遠なる者、及萬物を存在せしめし者  
 の意なり、又神學者「Ι」<sup>Ι</sup>「Τ」<sup>Τ</sup>「Α」<sup>Α</sup>「Ν」<sup>Ν</sup>が其默示録よ於て神子を「今在り、昔在り、後在る者」  
 「四」<sup>四</sup>といへる、永遠なる者、自有なる者よして全く獨立なる者の意なり、而して此名  
 稱の會て地上に降り人となりて死を嘗めたる所の「Ι」<sup>Ι</sup>「Ι」<sup>Ι</sup>「Σ」<sup>Σ</sup>「Χ」<sup>Χ</sup>「Ρ」<sup>Ρ</sup>「Η」<sup>Η</sup>「Σ」<sup>Σ</sup>「Τ」<sup>Τ</sup>  
 なるものよして、神學者「Ι」<sup>Ι</sup>「Τ」<sup>Τ</sup>「Α」<sup>Α</sup>「Ν」<sup>Ν</sup>の如きも此名を以て彼よ命じ、其書に於て「元始言



り言の神と借す言の即ち神なり、是の言元始神と借せり、萬物言の爲に造らる凡そ受造の者之に由りて造られざるなし、彼れ嘗て世に在り世其造る所たり而して世之を識らず」(イコリ三十一)といへり、又使徒パウロの彼の肉の生出及其肉に因る所の祖先のことを論じつゝ、「萬物の上に在りて世々を崇め讃めらるべき神ハリストスの肉は依りて彼等より出づ」と結論せり、讀者よイエスハリストスの肉の生出の彼を世々に祝福せらるゝ神と名づくるおどを使徒に禁せざりしを認むべし、然れども神はあらざる者を以て神と名づくるの最も恐るべきことなれども、獨り聖神は依りて福音を宣べ傳へたる使徒の爲に、毫も恐るゝ所なきなり、又彼の神聖なる睿智及無限なる全能を目撃し實驗して感服したる二使徒の彼のことと就きて報せり、即ち其中の一人の公然彼れの面前に於て「吾が主よ、吾が神よ」といひ、而して他の使徒の「爾ハハリストス活神の子なり」と云へり、然るゝ主の彼等の承諾を排斥せざりしのみならず、前者は對ひて「爾我を見るに因りて即ち信す、彼の未だ見ずして亦信する者の福なり」(イコリ九)と答へ、後者は對して「シモン、爾ハ福なり、蓋之を爾に示す者の血肉はあらざり、乃ち我が父天に在る者なり、我れ又爾と語らん、

爾ハ乃ちベートル、我れ將に我會を此磐上に建てんとす、而して陰府の門之に勝つおど能はず」(マテ十七)と云ひて一層之を確定したりき、又イエスハリストスの己のことに就きて報じて曰く「我と我が父との一なり」と、又曰く「我れ父に在り、而して父我に在り」と、是れ即ち彼の己の神父と同性なるおどを告げたるなり、又他の個所に於て曰へらく「世のなき先、我在り」と、又曰く「父よ、今我をして爾と借し榮を獲しめよ、即ち創世の先、我れ爾と借に有する所の榮なり」(イコリ五)と、即ち彼の永遠の父と借に在ることを云へるなり、又彼の自己に對し神父と同一なる尊敬をなすべきおどを教へて「今に至るまで我が父之行ひ、我も亦行ふ」と言ひ、次で其理由を附言して「凡そ父を尊ぶ所の者の子をも敬するなり」と曰ひ、又己の復活後使徒等に向て父と同一なる能力と天地の上の權を有てることを示して嚴に左の如く云へり、曰く「天地の諸權、我も與へらる、何人も我が手より蓋を奪ふとなし、又何人も我が父の手より之を奪ふことを得ず、父死者を復起して之を甦すが如く、子も亦此の如く其欲する所の者を甦さん」(イコリ廿)と、又主の會て不信のイウデヤ人よ告げて「若し我を信せざるも、我が行を信せよ」と云へり、而して主の行爲の大なる、夫のハ



ストス教の古代仇敵中の大敵たる背教者ユリアンの如き者も久しく彼が輕蔑せるガリレヤ人を窘迫し且つ死力を盡して攻撃したりしかども終りの其敵すべからざることを認知せり即ち彼が軍敗れ鮮血淋漓として將死せんとするや彼をして心ならせりガリレヤ人よ爾等も勝てり」と絶叫せしめたり然るも近代に於けるハリストス教の反對者等の時勢の進歩も從て漸く外面を假裝するも練達したるが故も未だ古代の反對者の如く速にハリストス教の勢力を認めされども彼等が名譽の假面を取り去れる單獨の際に當りて彼等の感情と良心とを問はば必き戰慄擾亂して正しくユリアンと同一なる承認をなしたとひ之を口外に出して承認せざるも行を以て之を承認せん吾人の今此議論を結ぶも使徒の言を以てせん曰く「我の我情の神も屬し而して舉世の其惡しき者に服するを知る又神の子已に臨み我情に賜ふも智を以てし我をして眞理者知らしむるを知る夫れ我情眞理者に在り即ち其子イエススハリストスも在り此れ乃ち眞神亦永生なり」(イオアン第十九章)と

### 第二十講話

神母の聖像が聖障に於て占むる所の位置及其解

教會の他の聖像を排列裝置するも亦救贖の目的を顯はせりされば教會の神母の聖像を教主聖像の次位即ち聖堂の左方なる教主聖像の右方に排置するを以て不易の規則となせり此れ一の異象中聖神も感じ且つ光榮の王の右に立てる童貞女を見て「女后の爾の右の手も侍立し飾るも金衣を以てす」(聖路加四十一)と絶叫せる預言者の思念を顯はし一の神使長ガウリイルが童貞女に向ひて「恩を受くる者よ、麗く主の爾と偕ます諸女の中爾福を獲たり」(マルカ八)と言へる福音を實際に顯はせるなり故に聖母の聖像の常も主と偕に描寫せられ而して聖母が今より後萬世將に我を福ありと謂はんとす其能ありて我が爲も此大事を成すを以てなり」(マルカ十一、四)と云へる言を實地に顯はせるなり故も教會の彼が神に獲たる恩寵も大なる神が彼になせる威嚴の高大もして測り難きことを表證して彼を神母を名づけ此と同時にヘルウムより尊くセラフムも比なく榮ゆる者と讚美するなり實にヘルウムセラフム及其他無形の軍と雖も亦己の非物質的天性の品格よりするも己の徳義上完全の点よりするも彼が高尚なる務も及ばざれ其天性を以て云ふ時の彼の吾人の如く荏弱同情なれども其生活の聖潔無玷なるも至ての眞も盡くに



絶え、而して彼の此務を爲すや殆ど信用すべからざるが如き威嚴を以てせり、彼の天地も容るゝこと能はざる者をよく容るゝ所の神子の母となり、萬物を載する所の者を處女たる己の手に載せ、其人類の救主たるを認めて之を人々の窘途より救ひ、以て其光榮全能の証者となり、又童貞女が斯る威嚴をも恐れず、全世界を驚かしめたる艱難の下に在りて落膽せざりし其偉大なる精神の、人類の素より神使と雖も尙ほ及ばざる所なり、されば神は彼を卑賤なるイズライリの處女の中より高く神使の上へ登せて其上に立てしのみならず、亦此奇異なる功徳を以て彼を飾り、彼れ亦己の光榮威嚴を知り、而して心中密かま之を喜悅したれども謙遜として溫柔なる覆を以て之を自己及他人へ隠せり、彼の其感謝の讚美歌の中に於て「我が心惟主を以て大とす、我が靈の惟かの神即ち我の救者を樂しむ、蓋其婢の卑微を顧み、今よりして後萬世將も我を福ありと謂はん」とす(ルカ一ノ四十六、四十七)と言へり、然れども彼の之と同時に恰も己の尊大なる其喜悅と驚けるが如く、左の言を附加せり曰く「其婢の卑微を顧み、權ある者の即ち之を位より黜け、卑しき者の即ち之を擧ぐ(全二五)」と、彼の謙遜の時に驚くべくして、ハリストスの復活及昇天の後、其門徒等

の素より幾千万の信者も皆一心に神たる彼の愛子を讃揚し、又嚴かま彼の女を神母として讚美せり、吾人の彼の十字架に例うて泣けるを見たり、然れども主の愛せる所の門徒の主の言を従て之を己の家(ゲフシマニヤ)に接けたり(イナ二ノ七)又使徒行實に聖神降臨の際神母のことに就きて記載せるが如く、此の處にも亦彼の他の信者と列を同らせり、而して彼が普通の信者と列を同らしたる、此れ彼の諸方より彼に與へられたる名譽を遠ざけんが爲なり、即ち彼の猶ほ卑微なる生活を遠げし時の如く榮譽の時に於ても亦己の謙遜に變化あるを欲せざりしなり、彼の榮譽を避けて平靜閑散な生活し、一心に神を觀念して戰闘教會の爲に代請保護しつゝ、神より大なる榮譽を得たり、靜閑の彼を天の新郎の新婦に養成せり、彼が閑靜に於て己の生活を終らんとを希望せる、此れ己を此高尚なる招呼に堪ふる者として顯はさんが爲なり、一記者の言を幸福を忍耐するの艱難を忍耐するに比すれば、難しといへり、實に神母の清淨無玷なる精神を以て此二者を耐忍せり、故にハリストス教の仇敵、即ち聖母の仇敵の妄想及謾言の毫も聖母の前に功力あることなし、而して聖母の同時代なるイウデヤ人及異教人等が彼のことと就きて毫も非難せ



ざりしは、彼が徳行の高かりしは因れり、實に死すべき者の中罵詈譎の毒箭を反射せし者の即ち彼れ一人にして、此等の諸箭の彼の足下は落ち、之を以て却て益々彼の光榮と威嚴とを増して報告したるは過さず、是に至りて吾人の正教會が「常は福はして全く玷なき生神女我が神の母なる爾を福なりと稱ふるは眞に當れり」ルウ、山より聲く、セラフ、ムは並なく榮え、貞操を破らずして神官を生り、實の生神女たる爾を崇め、讃むてふ聖歌を以て彼を讃頌することの至當なるを認知するなり、教會は於て用ふる神母の聖像の一樣ならず、或は人類の爲は神前に保護するの狀態を以て描かれ、或は聖書に基つきて彼の地と天の生活の種々なる時代は於ける狀態を以て描かるゝなり、而して其聖像の最も古きもの、聖傳に依るゝ福音記者ルカの描きたるものなりと云ふ、此聖像の聖母が永久の嬰兒を抱きて額及胸の上は三つの星と、上は四つの題字あるものなり、何故彼が常に永久の嬰兒と分離せざして描かるゝかの理由は就て、予が已に陳せるが如し、彼の額と胸は描ける三つの星は未だハリストスを生まざる前、生むの時、及生みし後、於ても無玷の處女として光り輝くことを意味するなり、而して其聖像中なる四つの題字は「グレナヤ語

の畧字にして神母の意なり、

第廿一 講話 王門及聖入の意義

聖障中は三個の門あり、其中央は在るを王門と稱す、而して之を王門と名づけたるは光榮の王が見えせして聖堂に存存し、及無血祭を献せるが爲は此門を通過して入り來るゝ因れり、故は聖靈の聖役者等の唯彼の外部の掃たるに過ぎず、又聖障の南方はあるを南門と云ひ、北方は在るを北門と云ふ、而して己を以てイエスマハハリストスの種々なる生活を像る所の聖務者等が、或時の聖祭品を捧げ、或時の福音經及香爐を捧げ、或時の單に香爐のみを携へて此等の門を通過する、或はイエスマハリストスの降臨及其福音の光を以て地の四極を照らし、ことを示し、或は甘じて十字架より上り、以て全世界を永遠の盟及定罪より救ひ、或は乳香の馨の如く神父は悦ばるゝの献祭、及放棄せられたる人類と講和の祭を獻ずることを示せるなり、聖金口の王門を開くを以て天開と名づけ、聖務者の此門を通行するを榮光の主、王の前驅たる神使の昇降と名づけたり、(エフ、ス、三)ハリストス教會の度て聖金口の如き高尚なる洞窟者の此不變の証據を信せざるを得ず、而して聖務者の屢々此門を



開きて之を通過し、或時ハ己の牧者の靜肅なる聲ヲ於て、祈禱に於て、招呼ヲ於て、或時ハ唱歌者の高聲なる唱歌ヲ於て己の確信を承認す、されば聖體禮儀を行ふに先ちて此門を開くハ、これ教會が己の代表者たる首牧者の熱切なる祈禱に依りて、天主が衆天軍と偕に地上に降らんことを祈願するなり、教會ハ己の代表者の手を擧ぐると偕に其口を以て「天主慰むる者や云々」を唱へ、次に靈目を以て其祈禱の神は聞き容れられんことを見且つ喜悅の心と感動の靈とを以て其聖堂を訪問せらる、天の王を迎へつ、二次「天主ハ神の光榮顯はれ地ハ平安降り」と呼ぶ、次ハ小聖入の時教會ハ又其代表者の口を以て此聖入の能く吾人ハ務むる所の聖神使の入とならんことを祈る、其禱の文ハ即ち左の如し、「主宰主我等の神、天主神使、神使首の品級の軍を立て、爾が光榮の奉事者となせし者や、求む我等の入るハ伴ふて我等と偕ハ務め、共ハ爾の至善を讚榮する聖神使等の入るを致させ給へ」と、之に次で代表者ハ「爾の聖者の入ハ常に崇め讃めらる今も何時も世々」と高唱し、而して天軍の現顯に驚かされたる全教會ハ「來れハリストスの前に伏し拜まん」を歌ひて彼の足下に伏拜す、嗚呼此時ハ如何に壯嚴なるか、吾人と天に取らんが爲め天と吾人

の爲ハ傾けし者の前ハ吾人の首を垂れ膝を屈めて全心全意を傾くるハ豈愉快ならずや、愛すべき信者や、來りて偕ハ救世主の足下ハ俯伏し、又夫のマリヤが會て食物なく且つ肉体の安慰を得ざる時は際して毫も憂ふるとなく、悲しむとなく、主の足邊ハ坐して如何に其足塵を接吻せしかを、知れ、教會ハ大聖入の際王門を開くに當りて(是れ王門を開)嚴かハ左の聖歌を高唱して一層明瞭ハ己の信仰を表證す、(第一)「今天軍見えすして我等と偕ハ務をなす、光榮の王入り來ればなり、秘密の聖なる條ハ嚴かハこれ擔へらる(即ち教長等環して此祭を圍繞する所)信と愛にて近つけよ」(第二)「人の肉体を悉く黙だし恐れ慄きて起ち、何時も地の事を心に想ふ勿れ、蓋王の王、主の主ハ來り屠られて信者の食に與へられんとす、天軍ハ諸の首領と權柄と共ハして多目のヘルウィムと六翼のセラフ、其の面を蔽ふ」(第三)「我等奧密にしてヘルウィムを偕ハ、聖三の歌を生命と施すの三者ハ歌ふて今此生命の慮を悉く退くべし、神使の軍見えすして荷ひ奉るの萬有の王を戴くハ縁る」予ハ後節ハ於て此歌を詳解せん、而して今ハ教會が吾人ハ告ぐる所の首なる意味を述ぶるを以て足れりとせん、祝よ、天軍を以て圍繞せらる、光榮の王ハ具えきて吾人に入るを、宜しく地の諸



の經營を遠ざけ、彼を當然に受くることと注意すへし、尋で教會の神使が絶えず高唱する所の「聖々々なる哉主サワオフ爾の榮榮の天地に滿つてふ深奥なる唱歌を復言して神と人との知るべからざる秘密を觀念の中に沈むるなり、次に聖役者が王門を開き、神を畏るゝの心と信を以て近づき來れ」と呼ぶ時の、天門の開扉第三回目にして、教會の此時「主の名に依りて來る者の崇め讃めらる、主の神なり、吾等を照らせり」と歌ひて感謝の意を表す、讀者よ金口及其他諸聖人の此等の証據を見且つ教會の偽なき保證を得て吾人又何をか定むべけん、教會及聖人等が王門の開かるゝ時光榮の主神使に伴ひれて入るを見たりと言ひし、これ彼等自ら其良心を欺き又他人をも欺きしものなるか、或は吾人が欺かれ又自ら欺きしなるか、此二者の中必ず其一に居らざるべからず、然れども吾人の聖人等が自ら欺き或は他人を欺きしと断定すると能はず、蓋し第一に、斯く互に遙遠の場所種々の時代に住居せし者が同一の問題を關して斯くまで等しく一致して欺き又欺かるゝと能はざればなり、第二に、其内部の性質に依るも、外部の事情に依るも、斯かる欺騙に陥ること能はざりしなり、抑々内部の性質を以て云ふ時の、彼等の自己に神の奧密を知り及

彼等に只一の眞理を語る所の聖神を宿し、人なり、己の肉慾を殺がんがため、己の一生を以て一の眞理を務むるが爲に獻じたる所の功德者なり、己の生時は於けるが如く、死後も於ても亦己の善行と榮光を以て輝きし所の燈なり、又外部の事情を以て云は、彼等の異教人の間は住居し、又異教人の規責者となりて保護者とならざりしも、直は彼等の虚偽を責むるの位置に居りたればなり、第三に、彼等の欺騙の原因發端を有せざりしなり、如何となれば、彼等の此欺妄より自己は何事をか待つとを得たりしや、利己に因りて欺騙したりとせんか、否、彼等のハリストスを獲んが爲に自ら好んで己の所有を抛擲し、ハリストスの爲に萬事を塵芥視せり、然らば榮譽ならんか、否、彼等の之を避くるが爲に、曠野に、洞窟に、塚中に隱遁せり、然らば權柄なるか、否、ハリストスに於ける權柄の實は、大抵彼等が受けし致命の死に至らしむる忠實の方法たりしなり、然らば是れ果して何者なるか、他なし、常に彼等の思念言行を治めし所の眞理其の物として、則ち彼等が刑吏の閃々たる斧鉞の下、焰々たる火爐の中、猛獸の開ける口の前、於てすら猶は之を變ふることを欲せざりし眞理たり、斯く實は人々の欺かず、又欺かれざるなり、主の明かき吾人は向て「視よ爾等と



借よして世の末よ至らん』と云ひれたり、而して彼が約せられし其如何なる事たるを論せず、必ず之を果さざるなし、『蓋許す者の誠なり、彼の己を認めざる能はず、凡て彼の言の眞實なればなり、故よ若し之を成し遂げたりとせば、則ち縦ひ吾人の彼を見ずと雖も彼の今猶ほ吾人と借に在るなり、又之と相似たる彼の言則ち『二三人我名の爲よして集まるあらば我亦其中に在らん』、偷し爾の中二人地よ在りて契合せば求むる所の何事よ於ても我が天父必き爾の爲よ之を成さん』てふ言を解釋せん、而して吾人の彼の名よ於て領洗し、彼の名に依りて此處よ集まり、彼の名を以て十字架を畫くなり、吾人の一人或は二三人の所購よ於て彼の名を呼ばせ、乃ち信者の全集會の祈禱よ於てするなり、たとひ吾人の今彼の存在を認めせと雖も、彼の己の約束よ依りて如何ぞ吾人と借にせざることをあらんや、或は吾人の彼をも詐偽師、欺騙者の數中に入れんか、否是れ既に剛愎なる「ハリスチヤン」等が屢々云へる所なり、愛すべき兄弟等よ、偽り多き己が智慧を頼むと勿れ、然らざんば唯一歩を回轉せずして剛愎より不信の淵に墮落淪没せんのみ、爾宜しく小事を慎むべし、蓋一事を破りて竟よ全体を破るよ至り、些細なる疑ひ知らを離らず純乎たる不信よ

移ればなり、肉体の疚ひ心よ痛傷を生ず、信仰にハ實體あり、蓋使徒の言よ據るよ、吾人の今琉璃よ由りて見ることを明ならずと雖も彼の時に迫りて互よ相觀面す、今我れ知識全からずと雖も彼の時よ迫りて將よ知ること主の我を知るが如く、然らんとす』(コリント前書十二)といへり、故よ爾等宜しく此實體を毀害することを防ぎて自ら傷害せられざることを致すべし、されば聖人及教會の王門を開くことよ於て天界の開かるゝことを見、又聖務者の之を通過して入ることよ於てハ光榮の王が來るに先たちて諸神使の昇降することを見つゝ、此動作よ於て只一の外部の儀式の外何者をも見ざる時、これ自ら欺かれ又人をも欺けるなり、曾て復活せしイエスを迎へ、及彼と借よ語りし所の二門徒(然れども彼等も一見して彼を認めざりき)よ靈の目を開かれしが如く、若し此場合に於て吾人の靈の目を開かんよ、吾人の己が天地の主及之を繞る所の神使等に畏るべき程接近することを見て驚けるならん、主よ、願くハ吾人の目を開け、然らば吾人の正よ爾のみ爲し能ふ所の奇蹟を悟らん、

第廿二講話

王門よ裝置せる聖像の解

王門の中央よハ大抵至聖なる生神女福音の聖像あり、其四隅よハ四福音記者の聖



像あり、而して上方に晩餐の聖像を装置す、されど是れ唯吾人の感覺を娛ましめんが爲に撰びたる裝飾にあらざり、否教會の裝飾しつゝ、訓導し、勸説しつゝ、教誨するなり、教會の其裝飾として苟も訓導教誨の目的に適合せざる時、如何に美麗なる裝飾と雖も直之と抛擲する者ならざるなり、此等の聖像は王門の高尙なる意義と親密として分つべからざる所の關係を有するものにして、福音の天の王が祖はれたる地に降る所の嘉音を吾人に報じ、福音記者等の此嘉音を萬國に傳へ、而して機密の晩餐に於て自ら天より降りし者の神人兩性合体の奧密を吾人に啓示し且つ時期の至るまで吾人をして己と交通せしめんが爲に聖體機密を受くるとを許容せり、又王門の上に十字架を安置したるの甚だ妥當なりとす、如何となれば自ら己が將來の受難を報じつゝ、其門徒等も今人の子の榮せらる、蓋天開け神の使其上より昇降すると見る」と云はれたればなり、又神母福音の聖像を熱視するも、彼が祈禱の際福音を得る、状態を顯はし、是れ第一に信者をして神に近づがしむる者への祈禱なることを知らしむるなり、又神使が手は棕櫚樹の枝を握へて福音するの状态の、其福音が世界に平和の嘉音、惡魔に於ける勝利の報告なることを知らしむる

なり、次は沉潜熟考する所あるが如く描かれたる福音記者の、乃ちマトフエイ、マルク、ルカ、イヴァンとしてマトフエイの側より立つ所の少年と偕し、マルクの獅子と偕し、ルカは鷹と偕し、而してイヴァンの鷲と偕し、描かる、而して通例福音記者等は附加する此比喩的四个の像の、一方より吾人は此比喩の下に於て全世界に作動する聖神の能力を顯はせるものとして「視よや、我れ旋風の北方よりして來るを見たり、大雲あり、其中極めて熾なるの火を孕み、光明之を環繞せり、又生物の式四あり、其中より出で、其狀左の如し、人の式あり、獅子の式あり、鷹の式あり、鷲の式あり」(イエゼキヤイ、一ノ四至十)と云へる預言者イエゼキヤイの異象に據りて描寫せるものなり、乃ち同一の聖神が四福音記者各自の目的に應じ種々の状態を以て作動せしことを記念せしむ、又他の一方より、彼等の特別の記號となると同時に、學者無學者を問はず何人も亦容易に其福音本然の性質を理會せしむ、福音記者マトフエイに添付せる人の形の彼が不信なるイウダヤ人に聖書に基きて、ハリストスの彼等の祖先に約束せられしメシヤにして、實に一直線にアウラムより出でしことを証するを務め、特に神子の人性に就きて福音せしことを示し、マルクは側ひたる獅子の、此福音記者が特



イウダより出でし獅子の王位、即ち神子ハリストスを像るとを慮りたるを示しル  
 カも側ひたる櫃の式かたの明かまハリストスの祭司職を示すなり、蓋蓋約の  
 献祭に於てハリストスの祭司職を像るゝ櫃及羊を用ひたればなり、且つ祭司ザハ  
 リヤの歴史より其福音を書き始めたるのこれが爲とす、又イヲアンに驚を側へし  
 のイヲアンが人子の神性は就きて述べたる福音の高尙明確なることを像れり、乃  
 ち彼の上より照耀せられたる已が靈を以て、迅速に翱翔して常々晩なき義の大陽  
 に近づき、及三位一体なる神の近づくべからざる光も感應せし透鏡なる眼光を以  
 て神かみの神父より生るゝ奥妙不可思議の真理を説明し、次は彼の父なくして母よ  
 り地上も藉身したる奥義を説明せり、晚餐の聖像も就きて、の説明を須たずして諸  
 人の知れる所ならんが、予ハ此聖像の疑問に就きて少しく述べらる所あらん、曰く、何  
 故イイススハリストス及使徒等の聖書も云へるが如く横臥せずして席坐せるか  
 とい、小信者等が屬々儼然として吾人よ對て發する所の疑問なり、予ハ之に答へて  
 曰ハん、此宴も近づきし者の位置最も重く、狹隘なる場所に横臥するとの不便利な  
 ると、及此等の聖像を描きし者の臨機應變の配置ハ此變化を憚したるなり、蓋現今

の風習より見る時の食卓の前も横臥するの坐するよりも奇怪なると思われ、却  
 て了解に苦しむが故なり、

第廿三講話

聖所及啓蒙所(聖餐並愛の晩餐)

聖堂の單も聖役者及堂役者の居る所のみ定められしが如く、聖所の獨り信者特  
 有の場所たり、此處ハ古代教會も於てハ公然たる犯罪者、例之へバ盜賊、殺人者、姦淫  
 者、血接者、穢惡者、胃潰者、殘酷者、(譯本註)改宗及他國も歸化せし者等ハ何人もされ  
 又如何なる理由ありとするも、眞實の悔改と適當なる奮勵とを以て己の良心を潔  
 め、焰の如き熱心と偽なきの捨己を以て悔改の諸階級を經過するよあらざるより  
 ハ決して居ることを容されざりき、當時悔改も四階級ありて第一階級も在る者ハ  
 一悔改者の中蔵なき者或ハ涕泣する者てふ名稱の下も著名なる者たり、彼等ハ約ね  
 終歲頭上も何物をも蒙らせして聖所外なる聖堂の入口も立ち、己の犯罪に就きて  
 辛き涙を注ぎ、聖堂も出入する諸人の蹂躪に任しつゝ、彼等も向ひ辛じて云へらく  
 味を失へる搯たる我を踏みて我が罪の赦されんとを主も購れよと、第二階級も在  
 る者ハ——所聞聞く所の者たり、此名稱ハ彼等が啓蒙者と偕に聖堂の入口、即ち聖



餐室の中に立ちつゝ、牧者の教誨を聞くことを許されたるに依りて受けし名なり、第三階級に在る者——伏拜する所の者とす、即ち改悔者中啓蒙者と信者との間の位置を占むる者にして、彼等の聖体禮儀の後主教の聖堂を出づるに際して其前より地上に俯伏して祝福を受けたりき、第四階級に在る者——信者と僧に在る者、但し高壇アルタールの西方にのみ立つことを得、而かも機密執行の始まるまで信者と僧に在るものとを得たる者なり、乃ち二人の補祭中一の高壇に立ち、一の王門の中央より立ちて「啓蒙者出づべし」と高唱せる時、彼等も亦他の者と僧に聖所より出で、聖祭品を祭壇に遷せる後祝福を受くるが爲に再び聖所に入ることとを許されたり、斯の如く若し初代教會に於て稀に残忍なる者顯はるゝ時、假借する所なく審議して斷然信者との一致より絶離せしのみならず、改悔者、特は未だ全く解罪を得ざる所の者も全奉神禮の間聖所内に在ることを許されざりしなり、そも、教會の此規定の外見上如何に嚴重なるも上下貴賤の差別なく、帝王大臣と雖も亦逆ふことなくして之を遵守せり、故に教會の牧者、此禁制を守らしむるが爲に大抵壓抑を走るが如き必要なかりき、蓋本分の感情は従ふ所の良心の各人に適當なる場所——或

の聖所内、或は聖所外に在るべきことを示したればなり、而して歴史の四百年間、於て此非常なる事の必要となれる一の機會を顯はせり、そのフエアドシイ大帝が會てフエアドシイの亂民を死罪に處したる後（彼の命令に依りて亂人は悉く）隨行員を伴ひ祈禱せんと欲して本聖堂に詣り、時メデオランの主教アメブローシイ出で、先づ彼を迎へ、聖堂の入口に立ち彼の犯罪を責めて聖所に入ることを容さざりき、而して帝ハ己の臣下たる主教が認責の聲に從ひて七閱月の間を全く涕泣の痛悔に送れるが如き大なる人たりしなり、實に當時ハリストス教會に如何に内部の美麗を以て輝き、其忠義なる子女等の如何に高德なりしか追想するに餘あり、乃ち彼處に安慰を得ずして己の犯罪に泣く者あれば、此處に聖堂の門戸に立ちて凌辱せらるゝ者あり、或は敬虔にして牧者の足下に俯伏するあれば、又己を逐ひ出せる堂務者の聲に應じて從順に聖所より出づる罪人ありたりき、されども此等の罪人の傲慢にして己の首と己の心を至上者の前より上ぐるが如き現今の自稱義人より大なること果して如何許ぞや、

予の既に啓蒙者のごとく就きて述べたりしが、此啓蒙者の古代のハリストス教會



に在りしイウデヤ人及異教人より成れる信者の特別なる階級なり、彼等の縦ひ既  
 り福音の教を以て多少啓蒙せられ及大体の眞理を以て教誨せられしも未だ洗禮  
 を以て潔められざる者なり、是れ一ハ彼等自ら己を以て未だ洗禮に堪へざる者と  
 認むるに因り、一ハ未だ如何なる實驗を以ても己の歸正の眞なることを示さざる  
 り因り、或ハ彼等の洗禮の都合と嚴かき洗禮するが爲り神顯祭の前夕其他の祭日  
 りまで延期せられしが故なり、されども此試験の期限ハ己の尊大高義を以て知ら  
 れたる人々、殊に確信を表彰せし所の致命者表信者の憑証仲保り由りて省畧せら  
 るゝことを得るなり、

聖堂の最後の部分ハ聖餐室トライベールなり、此名稱ハ初代教會よてハ啓蒙所よ於て獻祭品の  
 殘余を以て諸信者の爲り愛の晩餐と設けられたるに由來せり、トライベールのグ  
 レテ語ハ所謂食卓の意なり、此晩餐ハ富者よ向て慈惠心を涵養獎勵しつゝ、同時に  
 貧者の飢を凌げり、乃ち無財産の者の聖堂内よ於て靈体の食物を見出すことを得、一  
 家族の信者としてハ一の靈体の「トライベール」食卓より養成せられて益々ハリス  
 テアニシの愛の關係よ確立することを得たり、然るも情慾ハ晦されたる人々の此聖

事を悪用し、或者ハ此際よ於て當然の禮讓を守らば、或者ハ節制を破り、又或者ハ未  
 だ來らざる者を待つゝ倦むゝありき、曾て使徒パウルの當時コリント教會に斯の  
 如き惡風の生せしを認め、左の言を以て痛く之を譴責せり、其言ハ曰く「夫れ爾一處  
 に集まれるハ、主の晩餐を食ふが爲り非也、蓋食する時各々先づ己の晩餐を取る、則  
 ち飢る者之あり、耐なる者之あり、爾食飲すべき室なきハ抑、爾神の會を慢り、貧者を  
 耻かしめんとするか、我れ當に何をか語るべき、此を以て爾を嘉せんか、我れ嘉せざ、  
 我が兄弟よ、故に爾食ハんと欲して集まらば、宜しく彼此相待つべし、人若し飢餓せ  
 ば、家よ在りて食すべし、爾聚集して以て罪よ定めらるゝを致すを免れん」（前書四十一  
 一ノ廿、廿一、廿二、  
 三十三、三十四）と、此晩餐ハ三世紀よ致るまで繼續したれども、後遂に廢止するに  
 至れり、其廢止せられし理由二つあり、乃ち一ハ斯の如き惡弊の増加せしむ因り、一  
 ハ漸々ハリスティアオンの數繁殖して悉く彼等を聖堂の「トライベール」に入るゝこと  
 能はざるよ至りしを以てなり、二世紀の記者テロトリアンハ其著書辨妄中ハ特別  
 の讚頌を以て此ことを論じつゝ、當時の「ハリスティアオン」等の身体よりも尙ほ靈魂  
 を飽かしめたりしことを述べたり、現今聖體禮儀の終りよ代聖錫アンツを分與するハ、こ



れ「トラペーザ」を記念するなり、而して「トラペーザ」の体の爲も甚だ僅少の記念物なれども、靈の爲も最も充全なる物と云ふべし、然るに現今果して如何ぞや、主の聖盃も献せる所の祭品たる少量の記念物すら、亦尙は教會の財産を以て私辨する勢に至れるの慨歎の極なり、唯此趣意も適する所の他の紀念の尙は共住の修道院中に存す、即ち修道院に於ての修士等聖堂の「トラペーザ」も於て食飲するなり、又「リテヤ」を行ふ時の教會の規則に因りて通常「トラペーザ」も出で、此處も於て種々の食物、たゞへば果實糖飯等を祝福す、此糖飯の頗る潤ある食物もして、即ち使徒「パウロ」の教示せるが如く、吾人の復甦並に死を意味するものなり、古代の「ハリステアニ」の「食するも飲するも悉く皆神の光榮の爲も行へ」との使徒の教誨を守りて之を果しつゝ、凡ての飲食物も聖務者の祝福を受け「凡そ善賜善錫の出づる所の」神前に特別の祈禱を以て成聖せられたる後之を食飲せり、而して信者の初物の之も聖水を瀧さ、及定期の「リテヤ」を行ふが爲に教會の定めたる時も於て約ね之を聖堂の「トラペーザ」も献じたりしが、吾人の今彼等の聖もして且法るべき風習を嘲笑するの無智の至なり、予が友よ、凡て何事もされ容易も笑ふことを得れども、吾人に笑ふこと

を誦めたる所の神より早晚吾人の笑ひるゝ無からんことを戒必せよ、蓋聖書に曰く「天も坐する者の必も笑ひ、主の必も之を藐忽にせん、時よ主必も赫然として之に言ひ、必も烈怒して以て之を懼れしめん、」(詩四二)と、若し神の吾人を怒るあらば吾人將た如何せんや、吾人の何處に神の怒の面を避け、誰もか依頼して隠れんや、吾人の彼の言中一を尊ぶべき者として受け、而して他を輕きものとして排斥す、自ら反省せよ、吾人の輕卒よして天地を主宰する主の言も對するを得るか、吾人の天の教師が「天地の廢す、されども律法の一畫斷じて廢せず、乃ち悉く必も成らん」と云はれしことを聞かざるか、然るを吾人の言に一點一畫のみならず、取て神法の全体を放棄するにあらずや、「トラペーザ」の改悔者啓蒙者の外に「イウヂヤ」人異教人及異端者の入るおとを許されたり、是れ彼等が説教を聞かん爲にして、説教終れば又之より出でざるへからざりき、故に現今聖務者等の聖体禮儀を行ふに方り「啓蒙者一人もなく、唯信者復又安和にして主に祈らん」と高唱して此制規を追憶す、然れども人或の思ふ者あらん、今や聖堂も啓蒙者なく、又大抵常に「イウヂヤ」人なきに、何の爲に此言を高唱するかと、是れ他なし、現今の不虔なる信者をして古代の啓蒙者等



が聖堂入りし時の如何なる熱心、如何なる敬虔、如何なる注意、如何なる順従を神前より顯はし、か、又如何なる悲哀、號呼、涕泣を以て己が罪と己の不當を衆前に責めて聖所より出でしかを追憶せしめて己が不信不虔を耻ぢ、以て謙遜なる者となりしめんが爲なり、若し吾人の彼の古代の者と比較せば神の眼前に在りて如何に微少にして且つ卑賤なりや、故に愛する所の諸子兄弟よ、主の聖役者等が啓蒙者として此恐るべき高唱を發するに際して教會の啓蒙者の爲に祈禱するが如く、吾人の宜しく主が吾等を憐み、眞理の言を以て吾人の蒙を啓き、吾人に眞實の福音を啓示し、吾人をして聖且つ公なる使徒の教會に合さんことを祈り、蓋吾人の「ハリストス・アニン」に不適當なる生活、感情、思想を以て己より久しく此教會より分離して生活すればなり、又其恩寵を以て吾人を救ひ憐み守らんことを禱るべきなり、蓋吾人の謙遜なる公祈禱の「フリスセイ」の精神を以て養成せられたる冷淡放肆なる祈禱より、正しく神の恩寵と仁慈とを吾人は牽引すべしなり、

**第廿四講話**

聖務者即ち神階の三階級なる主教司祭補祭のことで就きて

予の己に奉神禮を執行する所の式場たる聖堂のことで就きて述べたれば、更に進

て奉神禮を執行するに欠くべからざる聖務者、聖物、聖式等の如何を示さん、凡そ聖務者の必要なるもの使徒が「イエス・ハリストス」に就きて「主の何の爲に使徒或は牧師或は訓蒙者を與へしや、即ち聖徒備へるを得て服役の事を行ひ、以て「ハリストス」の体を建つるが爲なり」と云ひ、又「人宜しく我儕を視て「ハリストス」の役、神の秘義を率る者となすべし」と謂へる言より明か知らるゝなり、而して聖物の必要なること、使徒及教會の憑證より見て見るべく、又聖服のことで就きて、使徒規定書三章十二節に記さる祭袍（フネロン）のよとよ就きて、使徒「パウエル」之を「テモフェイ」に遺し、が「テモフェイ」に「トロアダ」より之を取り來るよとを命じて「爾來る時我が「トロアダ」に留むる所のアルプ」に托したる外服及諸書を携へよ、其革の者尤も切なり」  
（十四）といへり、エウ・セー・ウイの証する所を據れば、神學者「イオアン」の現今の寶冠（其書第五卷）に相當する所の金冠を蒙りしや、（其書第五卷）又聖エビ「フーニ」の主の兄「イヤコフ」の事よ就きて確論し（其書第五卷）而して總主教「フタータイ」に對して開かれたるコンスタンチノールポリ公會の實記中「イエエルサラム」の總主教「フアドーシイ」のコンス



タンチノーポリの總主教イグナータイに主の兄イヤコフの衣を遣はせりと記せり、即ち「ボデー」(主の祭服に)肩衣及寶冠是なり、教會の史家ニキフォルカルリストが古傳を基つきて記せる所を據れば、神母のイイススハリストスの復活せしめしラザリ(後キプロの主)の手製の肩衣を與へしといふ、此傳の聖枝の安息日と讀誦せらるる祭日(聖人の傳記及祭日)の中にも記されたり、又聖器物に關する記事の致命者の傳記中も數多あり、例令へハ聖ラウレンタイの傳記中も、寤逐者の「ハリストニア」が金の聖爵を以て獻祭し、又夜の集會に於て金燭を用ふるおとを憤りしといへるが如き是なり、奉神禮の際用ふる動作に關しては諸人の云ひし所を以て例之へハ十字架の畫号を就きてハ二世紀の記者タルトリアン之を云ひ、爐儀のおとに就きてハ使徒規則中に見ゆるが如し、

「ハリストス」教會に於てハ聖務を總稱して神階(イエラロガ)と名づく、此神階ハ古昔より主教(エпископ)司祭(長老)補祭(副司祭)の三階級に分たる、第一エпископ(主教)とハ監督者の意を以て、此位の使徒より出てしとの、左の事より明瞭なり、第一使徒パウエルがテモフイ(テモフイ)は能く己の務を成し遂ぐべきとを定めし言なり、曰く「人若し監督の職を慕はば是れ善務を慕ふなり、

誠なる哉此言や、夫れ監督者の宜しく責むべきなかるべし、我れ之を書して爾に達す速く爾を就かんとを望む、然れども恐らくハ遲延せん、爾をして如何して將に神の家を行ふべきを知らしめんと欲す、即ち活神の會、真理の柱と基となり、爾有する所の恩寵即ち預言より長老の按手を以て爾を賜ふ者を之を理めざる毋れ、爾將に此情を思念して専ら之を務め、爾上達して爾に顯著するを致す、爾宜しく己を慎み、また此教を慎み、且つ恒に之に居るべし、蓋之を行はば則ち己と爾と聽く者とを救はん(テモフイ)と又使徒のテモフイ(テモフイ)に委託せられたるの權を利用し、長老補祭に按手することを教へて「速かに手を人々を按する勿れ、人の罪を分與する勿れ、乃ち自ら潔きを守れ(全書五)」と云ひ、又二三人の實見の證者なくして長老に對する罵詈譏諍を信せべからざることを教へて、若し「長老を訴ふるあらば二三の證者あり、あらざれば之を納るゝ勿れ(全書九)」といへり、又道を傳ふるもの「時を得ると得ざるに論なく、皆宜しく専ら之を務め、諸の恒忍と教誨とを以てして督責、儆戒、勸勉すべき」(テモフイ)を教誨せり、又テイト(テイト)は達する書中にハ、彼をクリト(クリト)に留めし、長老を立て之を治むるの權を以てせしことを論じて「我れ爾をクリト(クリト)に留むる故に即ち



缺くる所を補正し、且つ各邑に在りて長老を立つると我が爾に命ずる所の者の如くするを以てなり」(サイの書一ノ三)といへり、予ハ使徒の此等の言を引用しつゝ、爰に使徒がテイトに向て述べられたる命令ハ、言語の接續に於て明かに教誨を成立し、如何に諸人の信用に因りて何處に長老を立てざるべからざると、並に此命令に即ち言語上の命令にして文書上の命令にあらざることを認めざるを得ず、然れども言語上の命令を示す所の聖書の外、何ものをも受けざる者の如きハ實に無智の極なり、その使徒ツルン人よ達する書中よ於て述べて「兄弟よ爾故に宜しく堅立し、且つ爾教を受くる所の遺傳を固守すべし或ハ言に於てし或ハ我儕の書に於てす」(後書二ノ十五)と云へり、され使徒ハ正しく己の言語上の傳と文書上の傳とを區別せるなり、而して使徒の彼此を確守することを命じたるハ即ち彼此共々等しく吾人の救の爲に欠くべからざるよ由れり、然らざれば使徒ハ此等のとよ就き肯て言はずりしならん、故にたとひ聖書を受くるも、使徒と其親弟子及全公會が吾人よ授けたる言の傳を排斥する者のハ、唯真理の全半のみを信する者よして、斯の如き信仰ハ彼等の救贖に於て裨益あるとなし、蓋聖傳よ由らざらんハ聖書中數多の個所を完全

了解すると能はせして、或ハ其中に在る事實を全く變換し、或ハ之を正當よ受くると能はさればなり、夫の聖書よ依りて生活し且つ作働せんと思惟しつゝ、却て聖書に反して生活し、聖書に悖りて作働し、而して己の靈を永火に投ずる所の所謂神靈的ハリスチアニシハ實に斯の如く行ひつゝあるなり、故に吾人の信仰上反對の極端に陥ることを避け、且つ人智の想像説を受けざらんことを欲せば、須らく使徒及其親弟子の聖傳よ據らざるべからざり、東教會ハ常々此聖傳に據りて真理を確守すれども、西教會の如きハ屢々此規則を守らずして、不注意よも使徒の書札並に使徒の親弟子の書中よも亦會て明示なき傳を受けたり、例之へば奇蹟を以て神母の家をナザレトよりコロドニアに移されしと云ふが如き是れなり(第二黙示録に見ゆ、爰に七教會の各會ハ神使の名の下に一主教之を管理せり、例之へば「カルデア教會の神使に書せど」いへるが如き、主教等の神使と名づけられしとい、是れ毫も驚くべきことにあらざり、蓋預言者も亦司祭と神使と名づけられたればなり、其言よ曰く「司祭の口ハ主全能者の神使として智慧を報告す」と、神學者イリアンの同代者且つ其門徒たりし捧神者イグナーティが己の書札中に教衆のおとを述べつゝ、常に主教、司祭、



及補祭を斯く名つけたりき、漸く設立せられたる教會の其必要に應じて一の場所  
 多くの主教を有せり、されば使徒パウルのエフェスを出發するに際して左の教誨  
 を授けたり、曰く「爾當に自ら慎み亦全群乃ち聖神爾を彼に立て監督となす所の者  
 を慎み、夫の神已が血を以て獲る所の教會を牧すべし」と、即ちエフェスの教會は衆く  
 の主教ありしかども、後又信者の一致せんが爲一人の主教を受けたり、されば捧  
 神者イグナーティオも亦之を基つきてフィラデルヒヤ人に達する書中於て、教會は  
 一の聖靈一の主教を有すと云へり。

第二「プレスウィーテル」の長老の義にして、此名稱の正しく舊約教會より採れり、何  
 となれば最初の「プレスウィーテル」は必然イエルサリムを立てられたればなり、然れ  
 ども此長老といふ言の、縦ひ「プレスウィーテル」の中より老人のありしこと疑なしと  
 するも、年齢の老いたる者のみありしとにあらざるなり、最初の長老のイエルサ  
 リム教會に立てられしこと、是れ實に使徒行傳の中よりアンテヲヒヤの「ハリスト  
 アコン」が「ワルナワサウル」の手を以て長老「即ちイエルサリム」の長老を救助品を遣  
 へせることより知らるゝなり（使徒行傳十）又此名稱の尋常の老者を云ふにあ

らざること、使徒の教會は於て獨り「プレスウィーテル」のみならず、主教も亦年少者  
 たるを禁せざるを以て察すべし、即ち使徒パウルが立てし所のエフェス教會の主教  
 テモフィの未だ若年なりしこと、使徒が彼に送りたる書に「此情爾宜しく之を命  
 し、之を教ふべし、爾の年幼きを以て人の爲に輕視せらるゝ勿れ、乃ち言を以て、行を  
 以て、愛を以て、靈を以て、信を以て、潔を以て信者の模楷となれ（テモフィ前書）と云ひ  
 れしに由て明なりとす、然れども讀者の驚かるゝならん、無知の如何人々を矛盾の  
 結果導くかを、夫の「モロカン」教徒の如き聖書中「長老」てふ語あるを見て、此言  
 意の如何なるかを知らずして、遂に教會との合一より分離し、且つ隨意にして機密  
 に於て授けらるゝ所の神恩を失ひ、之と同時に自ら反動對抗の意なくして竟にハ  
 リストス及使徒の反對者となれり。

「プレスウィーテル」の本分の人々を教誨し、主教管理の下に在りて機密を施行する  
 べき在り、又彼等の主教の商賈者として按手禮に關かることを得、されば使徒パウル  
 が衆司祭長老等と偕し主教テモフィを按手せられたるといふ使徒等が「我れ爾をし  
 て我按手よりて爾が受けし神の賜を復ひ續にせん」とを欲し（テモフィ前書四六）



といひて自ら証明せられたるが如し、今吾人の言て「モロカン」教徒に問ひん、使徒が救贖の事業に於て斯く重大なりとして示されたる此神賜を長老と與へし者の誰なるか、爾等「モロカン」教徒自らなるか、否、爾等ハ之を有せざりしが故と與ふること能はざる、爾等の頭上に使徒の手及使徒を以て立てられたる司祭の手も共に之あらざりしが故と、此神賜も亦從てあることなし、爾等ハ何を以て自ら成聖するか、爾等或ハ云ひん、祈禱を以てすと、然れども使徒の言へるが如く、若し此祈禱として「信なくんば神に悦ばるゝこと能はざるのみならず、」祈禱却て罪となるなり、蓋使徒の言に曰く「凡そ信よりせざる者の罪なり」と、而して此信ハ又之を成聖し之を固むる所の機密なくんば能はず、否作働することを得ざるなり、蓋主の言ハ曰く「信じて洗禮を受くる者の救はれん」と、故に信ハ洗禮及他の機密なくんば信はあらず、乃ち救の大道を知り且つ見つゝ、隨意にして此道を排斥するが如き一層惡且つ憐むべき不信なり、是に於てか吾人の如何ぞ彼等が聖書と信を云ふを嗜し得んや、否彼等の猶は不義なる裁判者が己の不義を蔽ひんが爲と律法を利用するが如く、聖書を利用することを露しせり、

第三補祭(役者)てふ名の言て使徒がイエルサリムに於て立てられたる七人の役者の特稱にして、教會役者の第三階級の此例は、由りて組織せられたるものなり、彼等の職分の當初信者の餘分なる献物を以て貧者と分與することと掌りしが、後ハ機密を行ふ時の奉事も執掌し、又傳道も從事するに至れり、

神階叙任式の按手禮を以て被選者を成聖するに在り、唯各階級の按手禮に於て異なる所ハ其一階級の他の階級と比して、特別の端嚴なると否らさるとも由りて別たる、者どす、即ち按手禮の際補祭となるべき者の右膝のみよて跪つき、司祭となるべき者の右膝よて跪つくなり、而して補祭となるべき者が片膝よて跪つく理由ハ機密執行に參與することを許さるゝも自ら之を行ふことを容されざるの記號なり、又司祭となるべき者が右膝にて跪つく所以ハ、此按手禮を以て司祭と注がるゝ恩賜の充全なる記號たるなり、此補祭及司祭ハ一人の主教を以て按手せらるれども、獨り主教ハ衆主教の集會もあらざれば、按手せらるゝことを得ず、是れ主教と注がるゝ所の神恩の裕なると、其位の補祭司祭より一層重大なるとを顯はさんが爲なり、又彼等をして按手の先ハ三次寶座の周圍を繞らしむるハ、彼等が奧密にして教



會と体合せしと及神たるハリストスと神靈的と体合せしとを顯はす也而して此  
 時座する所の主教に叩拜し及其肩衣（オムツケ）と方佩（オウケ）と接吻するハ司祭長ハリストスを象  
 る所の主教と對する尊敬を表はし且つ謙遜なる祈願を顯はすなり此諸階級ハ一  
 の吾人の思念を驚かし且つ全体を戰慄せしむるまでハ神前ハ於て大なるものな  
 り吾人若し不當として此高尚なる聖務を行ひ或ハ他人をして之を輕蔑せしめなば  
 吾人の必ず畏るべき答を神は報せざるべからず又吾人の天の父が吾人の荏弱不當  
 なるをも顧み給はずして斯く大なる尊貴を吾人に與へ且つ已と親密なる体合を得  
 しめたる其無限なる仁慈と驚かざるを得ざるなり嗚呼神が人類に對する無限の  
 仁恵に就きて述べられたる預言者の言ハ如何に正しきか曰く「世の人を誰とかな  
 す爾之を念ふを致すか人の子を誰とかなす爾之を顧るを致すか爾之をして天使  
 より遙らしめ且つ之を冠するも尊を以てし榮を以てす又之をして爾の手の造る  
 所の者を治めしめ爾萬物を其足下ハ服せり（詩八四）」と然のみならず彼ハ云ふべ  
 からざる己れの仁慈と因りて吾人を「壊れき玷を棄てざるの嗣業」を招致し即ち天  
 に獻めて以て我儕を待ち（ペ一ハ四）又た此嗣業の中に於て吾人の爲ふ「目未だ見

未だ聞かず亦未だ人心に入らざる所の「福を預備し（コリ九）」且つ「驛りな  
 き己の仁慈と鴻恩に因りて神聖なる能力及智慧を吾人に賜へり」是に由りて豊厚  
 寶貴の許を我儕に賜ふあり我儕此に從て共に神の性質と與るを得（ペ一ハ三）又  
 神ハ生命の聘質とし聖神の奧密なる感應と依りて成聖せられ變化せられたる餅酒の  
 下ハ永遠至潔なる己の体血を食飲せしめんと欲して之を吾人に與へ給へり是ハ  
 吾人の之を味ひつゝ彼の約せしが如く「吾人の中に居らんが爲なり（イテ五十六）」  
 吾人の真正は彼の中ハ存在し而して彼の吾人の中に居らんが爲なり（イテ五十六）

### 第廿五講話

副補祭女補祭讀經者  
 唱歌者及堂役者の解

聖別せられたる人々の員中ハ隸屬する者を副補祭讀經者唱歌者及堂役者とす  
 第一副補祭ハ其名稱に示すが如く補祭の補助者として即ち奉神禮の際補祭の勞  
 力を助け特ハ「ハリストス」等の聖堂に入る時の其階級と因りて之を分別し彼  
 等をして一定の場所に立たしめたり例令へハ或者をして啓蒙所（聖餐室）と或者を  
 美門と側ふて或者を高壇の西方と立たしむるが如しされども副補祭ハ總ての聖  
 堂ハ在りしにあらざり乃ち唯參拜者の多き聖堂にハ約ね補祭の數に准して之を置